

令和3年第3回定例会

西川町議会会議録

令和3年 9月6日 開会

令和3年 9月16日 閉会

西川町議会

令和 3 年 9 月 6 日

令和3年第3回西川町議会定例会会議録目次

第 1 号（9月6日）

○議事日程	1
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○議会諸報告	5
○行政報告	6
○議案の上程	10
○提案理由の説明	11
○人事案の審議・採決	15
○決算認定案件の上程	16
○提案理由の説明	16
○監査委員の決算審査意見の報告	28
○決算特別委員会の設置及び委員会付託	31
○請願の常任委員会付託	31
○散会の宣告	31

第 2 号（9月7日）

○議事日程	33
○出席議員	34
○欠席議員	34
○説明のため出席した者	34
○事務局職員出席者	34

○開議の宣告	3 5
○一般質問	3 5
荒 木 俊 夫 議員	3 5
菅 野 邦 比 克 議員	5 3
佐 藤 仁 議員	6 9
佐 藤 幸 吉 議員	8 7
佐 藤 光 康 議員	1 0 3
○散会の宣告	1 1 7

第 3 号 (9月8日)

○議事日程	1 1 9
○出席議員	1 2 0
○欠席議員	1 2 0
○説明のため出席した者	1 2 0
○事務局職員出席者	1 2 0
○開議の宣告	1 2 1
○一般質問	1 2 1
大 泉 奈 美 議員	1 2 1
伊 藤 哲 治 議員	1 3 5
○散会の宣告	1 5 1

第 4 号 (9月16日)

○議事日程	1 5 3
○出席議員	1 5 5
○欠席議員	1 5 5
○説明のため出席した者	1 5 5
○事務局職員出席者	1 5 5
○開議の宣告	1 5 6
○専決処分の承認	1 5 6
○議案の審議・採決	1 5 7

○決算特別委員会審査報告書の提出	195
○決算認定案件の審議・採決	198
○報告第7号	201
○報告第8号	202
○請願の審査報告	204
○議員派遣について	205
○閉会中の継続調査申出	205
○日程の追加	205
○意見書の提出について	206
○閉議・閉会の宣告	208
○署名議員	209

令和3年第3回西川町議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年9月6日(月) 午前9時30分開会・開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会諸報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案の上程
 - 同意第3号 西川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 同意第4号 西川町教育委員会委員の任命について
 - 承認第3号 西川町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
 - 議第40号 西川町過疎地域持続的発展計画の策定について
 - 議第41号 西村山広域行政事務組合規約の一部変更について
 - 議第42号 西川町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の設定について
 - 議第43号 西川町過疎地域固定資産税課税免除条例の設定について
 - 議第44号 西川町肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例の設定について
 - 議第45号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第46号 令和3年度西川町一般会計補正予算(第3号)
 - 議第47号 令和3年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
 - 議第48号 令和3年度西川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
 - 議第49号 令和3年度西川町介護保険特別会計補正予算(第2号)
 - 議第50号 令和3年度西川町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第 6 提案理由の説明
- 日程第 7 人事案の審議・採決

同意第3号 西川町固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意第4号 西川町教育委員会委員の任命について

日程第 8 決算認定案件の上程

認定第 1号 令和2年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3号 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4号 令和2年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5号 令和2年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6号 令和2年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7号 令和2年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8号 令和2年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 9号 令和2年度西川町病院事業会計決算の認定について

認定第10号 令和2年度西川町水道事業会計決算の認定について

日程第 9 提案理由の説明

日程第10 監査委員の決算審査意見書の報告

日程第11 決算特別委員会の設置及び委員会付託

日程第12 請願の常任委員会付託

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	前田雅孝	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課長	飯野勇	君	町民税務課長 兼 産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	土田浩行	君	建設水道課長	眞壁正弘	君
病院長	須貝昌博	君	病院事務長	松田憲州	君
学校教育課長	安達晴美	君	生涯学習課長	奥山純二	君
監査委員	高橋將	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	鬼越晃一	君
書記	柴田歆那	君			

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和3年西川町議会第3回定例会を開会します。

◎開議の宣告

○古澤議長 これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○古澤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、9番、伊藤哲治議員、1番、荒木俊夫議員を指名します。

◎会期の決定

○古澤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日から9月16日までの11日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から9月16日までの11日間に決定しました。

◎議会諸報告

○古澤議長 日程第3、議会諸報告を行います。

議長報告を行います。

議会諸般の報告をいたします。

9月1日、西村山地方議長協議会と西村山地方総合開発推進委員会との合同で、議長、市町長が山形県の教育長、病院事業管理者、村山総合支庁長へ、各市町における重要事業の要望を行っております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、オンラインによる要望に変更となったところであります。

特に、西川町関連では、インバウンド誘客等、着地型観光推進のための二次交通の整備について強く要望を行ったところ、村山総合支庁松本総務企画部長からは、コロナ収束を見据えインバウンド推進を図るために、空港からの二次交通の整備は重要課題と捉えており、関係部署にもしっかりと伝えていくとのこと。また、産業経済部長からは、国の観光庁でも二次交通を絡めた観光地づくり施策を進めており、県としてもこのような制度を活用し、観光振興を進めていくこととしており、月山朝日連峰観光振興についても整備を進めていきたいとのご回答をいただいたところであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の観点から、7月8日、9日に予定しておりました西川町議会運営委員会行政視察研修及び8月25日から27日までで予定しておりました議会常任委員会合同行政視察は延期しております。また、延期されておりました村山地方町村議会議長会の正副議長行政視察研修、西村山地方議長協議会行政視察につきましては中止となっております。例年7月中旬から下旬にかけて実施しております町民と議会の対話の集いにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、今年度の開催について検討しており、今定例会の議会全員協議会において、実施の可否を含め結論を出したいと思っております。

以上、議長報告とします。

次に、西村山広域行政事務組合議会報告を行います。

2番、佐藤仁議員。

〔2番 佐藤 仁議員 登壇〕

○2番（佐藤 仁議員） それでは、私から西村山広域行政事務組合議会報告をいたします。

6月28日に開催されました令和3年第1回臨時会の報告をいたします。

会議の冒頭、議員の辞職に伴い、新たに選出されました議員の議席の指定が行われました。続いて、議長並びに副議長の選挙が行われ、議長に、寒河江市議会の國井輝明議員、副議長に、河北町議会の漆山光春議員が満場一致で選出されました。

議第7号では、西村山広域行政事務組合監査委員の選任が行われ、大江町議会の菊地勝秀議員が賛成多数で選任されました。

議第8号では、財産（高規格救急自動車）の取得について、山形日産自動車株式会社寒河江店から3,284万7,500円で取得することを賛成多数で決定いたしました。

以上、西村山広域行政事務組合議会報告といたします。

○古澤議長 以上で議会諸報告は終わりました。

◎行政報告

○古澤議長 日程第4、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

小川町長。

[町長 小川一博君 登壇]

○小川町長 おはようございます。

本日、令和3年第3回定例会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の収束に向けて、日夜ご尽力しておられます医療従事者の皆さんをはじめ、関係者の皆さんに敬意を表する次第であります。

この夏もコロナ禍に加え、異常気象に見舞われまして、山形県内では7月中旬から8月上旬にかけて、連日のように熱中症警戒アラートが発令される猛暑となりました。

また、本町では7月29日の夕方、ゲリラ雷雨に見舞われ、ここ海味地内では1時間雨量66ミリメートルを記録したところであります。昭和58年、1983年に記録的短時間大雨情報の運用が開始されておりますが、山形地方気象台に残っている平成9年、1997年以降の記録では、本町に発表されたのは初めてのことであります。

7月3日には、静岡県熱海市の伊豆山で大規模な土石流災害が発生し、また8月には活発

な前線の影響により、西日本を中心に被害が多発したところであります。犠牲になられました方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆さんにお見舞いを申し上げ、被災地の一日も早い復旧をお祈りいたします。

これからの季節、台風が日本列島に接近する時期になりますが、今後とも自主防災組織の皆さんや消防団員をはじめ、関係機関と連携を図りながら、町民の皆さんの生命と財産を守るために取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてご報告申し上げます。

まずは、新型コロナウイルス感染症の状況であります。県内においては7月下旬からの新規感染者の急増により、特別警戒レベル4、感染が拡大傾向にある状態が続いており、8月21日には新規感染者が69人と過去最多を更新し、さらなる感染拡大が懸念される状況となっております。県におきましては、8月20日から9月12日までを感染拡大防止特別集中期間として、県民、事業者及び学校関係者への協力要請を行うなど、集中的な対策を講じているところであります。

本町関連では、8月26日の5例目、31日の6例目の感染者の公表を受け、いずれも直ちに新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、感染拡大防止特別集中期間の協力要請と併せまして、マスク着用などの基本的な感染予防対策の徹底、外出や県外への不要不急の往來の自粛を確認し、防災行政無線などで注意喚起を行ったところであります。昨日9月5日にも7例目の陽性が公表されるなど、感染がなかなか収束しない状況であります。

次に、新型コロナワクチンの接種の関係につきましましては、接種者数や今後の予定などをお知らせやホームページで公表しているところであります。8月末現在、高齢者や基礎疾患などの優先接種者については、希望された方への2回の接種はほぼ完了し、10月中には12歳到達者までの2回の接種が完了する見込みであります。

ワクチンの供給状況であります。集団接種に申込みされた接種希望者への接種に係るファイザー社製のワクチンについては、希望者への接種数量は充足している状況であります。これまで接種希望していない方や職域接種がキャンセルになった方など、町での集団接種を希望される未接種者について9月1日のお知らせ等で周知し、接種希望者を調べているところであります。については、希望者数など確定いたしましたら、不足するワクチン数量について他市町と調整して、確保対応することといたしております。

次に、生涯学習課関連事業についてご報告いたします。

初めに、7月に行われました東京2020オリンピック・ホストタウン事業についてご報告申

し上げます。

本町では、ホストタウンの相手国であるモルドバ共和国から選手3名、コーチ陣4名の計7名が7月15日から30日まで事前キャンプを行いました。期間中の18日には、ホストタウン記念として昨年度から実施しておりますモルドバカップ・カヌー大会を開催し、小学生から高校生までの86名の選手たちが熱戦を繰り広げ、レース後は新型コロナウイルス感染予防策を徹底した上で、モルドバ選手団とのパドルタッチなどの交流会を実施したところであります。

オリンピックのカヌー競技の事前合宿としては、このほかにチリ共和国から選手2名とコーチ1名の計3名、日本チームでは選手1名とコーチ陣2名の計3名が事前合宿を行いました。合宿期間中は、月山湖での水上トレーニングのほか、当町民体育館のトレーニング器材を使った筋力トレーニングも行いながら本番直前まで本町で調整を行い、オリンピックを迎えたところであります。

結果は、男子カナディアンシングル1,000メートルで、モルドバ共和国のセルゲイ選手が見事、銅メダルを獲得いたしました。このほかに、女子カナディアンペア500メートルで、モルドバ共和国のダニエラ、マリア組が7位入賞、同じく女子カナディアンペア500メートルで、チリ共和国のカレン、マリア組がB決勝で1位の全体で9位という成績を修められました。

月山湖での事前キャンプ中は、地元ジュニア選手たちにすばらしい漕ぎを見せていただき、とてもよい刺激を与えていただきました。各国選手団の今後のますますのご活躍をご祈念するものであります。

次に、パラリンピック聖火採火式についてご報告申し上げます。

8月14日に、本道寺口之宮湯殿山神社において、町身体障害者福祉協会、町心身障害児者を持つ親の会の会員の方々よりご参加をいただき開催したところでありますが、式では、護摩祈祷を行った火を聖火をともすランタンに移し替え、無事終了いたしました。

西川町の聖火は、8月16日に行われた山形県集火式において県内各地域に採火された聖火で一つになり、8月24日に開会式が行われたパラリンピック会場へ届けられたところであります。

次に、JOCジュニアオリンピックカップ令和3年度全国中学生カヌー大会についてご報告申し上げます。

8月19日から22日までの4日間、月山湖カヌースプリント競技場において開催され、51チ

ーム302名の選手がエントリーし、2年ぶりに開催された本大会で全国の中学生が熱戦を繰り広げました。地元西川中学校の成績は、女子カヤックペアで見事準優勝、ほかに4種目で入賞と、これまでの練習の成果が発揮され、活躍が光りました。

8月24日からは、第57回全日本学生カヌースプリント選手権大会が同じく月山湖カヌースプリント競技場において開催され、20チーム314名の大学生選手がエントリーし、月山湖カヌースプリント競技場が1,000メートルコース化されて、初めての全国規模の大会されたところでもあります。本町出身の選手も数多く出場され、そのうち男子カヤックフォア1,000メートルで優勝した立命館大学の選手として、設楽勝太選手、小野隼人選手が出場し、慣れ親しんだ競技場での新しいコースで、見事、栄冠に輝きました。

8月に開催されました2つの全国規模のカヌー大会の開催に当たりましては、新型コロナウイルス感染症対策として、宿泊関係者などの事前のワクチン接種のほか、会場内は無観客での開催、選手、コーチ、大会関係者の大会2週間前からの健康観察や会場入り口での検温、体調チェックなど、対策を講じながら開催いたしました。両大会とも無事に終了することができましたこと、大会運営並びに宿泊施設の関係者の皆さんに心より感謝を申し上げます次第であります。

次に、7月6日に、新たに月山ふるさと大使として、本坊元児さんを委嘱したことにつきましてご報告申し上げます。

本坊さんは、吉本興業の「山形住みます芸人」として平成30年から山形県に移住されており、現在、漫才師としての活動と両立しながら本町の綱取地区で農業に挑戦しており、その農産物を道の駅にしかわなどで販売しております。この本坊さんの西川町の暮らしの様子は、自らがユーチューブやSNSで発信しており、さらに全国ネットのテレビなど、様々なメディアにも取り上げられ、活躍されております。

本坊さんには、月山ふるさと大使として町の魅力を町外に広く宣伝し、町の知名度やイメージアップに関する活動を行っていただくとともに、今後は町が実施する各種事業への協力なども視野に入れ、活動を行っていただきたいと考えております。

また、8月2日には、新たに地域おこし協力隊員として、関家広さんを委嘱したところでもあります。関家さんは東京都出身で、農業は未経験とのことでありますが、担い手不足で悩む本町の農業振興に尽力いただけるよう、今後の活動に期待をしているところであります。

次に、西川町プレミアム付商品券発行事業について8月31日をもって販売及び使用期限を迎えましたので、執行状況についてご報告申し上げます。

発行数3,000セットに対し、販売数2,413セットで、販売率は80.4%となっております。
30%のプレミアム分を上乗せした販売金額の合計は3,136万9,000円となっております。

なお、商品券の取扱い事業者の換金期限は9月30日までとなっております。

最後に、9月1日に行われました西村山総合開発推進委員会の要望活動について申し上げます。

本要望活動については、毎年、県に対して西村山管内の支庁長と西村山地方議会議長協議会が一緒になって、管内の重要事業について要望活動を展開しておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止特別集中期間中ということもあり、オンラインによる要望活動となったところであります。

要望につきましては、県教育長、病院事業局長に対し教育分野と医療分野について、村山総合支庁長に対しては全体的に政策的要望20項目、各部局への要望24項目、合計44項目について要望を行ったところであります。本町からは、インバウンド誘客と着地型観光推進のための二次交通の整備について強く要望いたしたところであります。

以上を申し上げます、9月定例会の行政報告といたします。

○古澤議長 以上で行政報告は終わりました。

◎議案の上程

○古澤議長 日程第5、議案の上程を行います。

同意第3号 西川町固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意第4号 西川町教育委員会委員の任命について、承認第3号 西川町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、議第40号 西川町過疎地域持続的発展計画の策定について、議第41号 西村山広域行政事務組合規約の一部変更について、議第42号 西川町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の設定について、議第43号 西川町過疎地域固定資産税課税免除条例の設定について、議第44号 西川町肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例の設定について、議第45号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第46号 令和3年度西川町一般会計補正予算（第3号）、議第47号 令和3年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第48号 令和3年度西川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第49号 令和3年度西川町

介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第50号 令和3年度西川町水道事業会計補正予算（第3号）、以上14議案を一括上程します。

◎提案理由の説明

○古澤議長 日程第6、提案理由の説明を求めます。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

○小川町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

同意第3号につきましては、西川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

西川町固定資産評価審査委員会委員、柴田隆一君は、令和3年9月23日をもって任期満了となるので、その後任として佐藤健一君を新たに選任するため、西川町固定資産評価審査委員会委員、荒木一範君は、令和3年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き選任するため提案するものであります。

新たに選任します佐藤健一君は、山形県職員として42年間奉職され、県税をはじめ地方行政に幅広く携わりまして、退職後は石田町内会会長として、住民の安全・安心な生活のためにご尽力されております。

同意第4号につきましては、西川町教育委員会委員の任命についてであります。

西川町教育委員会委員、大泉奈緒子さんは、令和3年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き任命するため提案するものであります。

承認第3号につきましては、西川町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてであります。

西川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものであります。

議第40号につきましては、西川町過疎地域持続的発展計画の策定についてであります。

西川町過疎地域持続的発展計画を策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により提案するものであります。

議第41号につきましては、西村山広域行政事務組合同規約の一部変更についてであります。

交通災害共済事業を廃止することに伴い、西村山広域行政事務組合同規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

議第42号につきましては、西川町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の設定についてであります。

西川町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例を設定するため提案するものであります。

議第43号につきましては、西川町過疎地域固定資産税課税免除条例の設定についてであります。

西川町過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、製造業等の設備を取得などした固定資産について課税免除を行うため提案するものであります。

議第44号につきましては、西川町肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例の設定についてであります。

西川町肉用牛特別導入事業基金条例を廃止するため提案するものであります。

議第45号につきましては、西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院規則及び山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴い、一般職の職員の特殊勤務手当の改正を行うとともに、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定めるなどの政令の廃止に伴う規定の整備を図るため提案するものであります。

議第46号につきましては、令和3年度西川町一般会計補正予算（第3号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,928万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億5,339万3,000円といたすものであります。

補正の内容は、人事異動に伴う第2節給料、第3節職員手当など、第4節共済費の人件費の組替え、新型コロナウイルス感染症対策の経費、令和3年7月29日豪雨災害対策の経費並びに急を要する事務事業の経費、それぞれに係る補正、さらには地方債の変更であります。

人件費の組替え以外の歳出から申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策の経費に係る補正につきまして申し上げます。

第4款衛生費につきましては、新型コロナウイルス感染接種委託料745万円を追加するものであります。

第7款商工費につきましては、飲食店応援事業費714万9,000円、小規模事業者持続化事業

補助金200万円、持続化給付金770万円、月山環境整備運営協議会地域経済変動対策補助金32万4,000円をそれぞれ追加し、1,717万3,000円を追加するものであります。

第10款教育費につきましては、西川小学校及び西川中学校の学校教育活動継続支援事業費160万円を追加するものであります。

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費といたしまして、総額2,622万3,000円を追加するものであります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の経費につきましては、今後とも、現在ワクチン接種が進んでいる中で感染状況の動向を注視し、町民の皆さんの生活状況や町内の経済状況などを踏まえながら、必要に応じて補正予算を編成いたしてまいりたいと考えております。

次に、令和3年7月29日豪雨災害対策の経費に係る補正につきまして申し上げます。

第11款災害復旧費につきましては、町単独土木施設災害復旧事業費420万円、農業施設災害復旧事業費316万5,000円、林道災害復旧事業費994万円をそれぞれ追加し、1,730万5,000円を追加するものであります。

次に、急を要する事務事業の経費に係る主な補正につきまして申し上げます。

第2款総務費につきましては、ふるさと納税対策事業費9,327万7,000円、総合交流促進センター水沢温泉館及び大井沢温泉館に係る管理運営事業費198万9,000円などをそれぞれ追加し、役場本庁舎等公共施設のネットワーク環境整備工事請負費333万3,000円を減額し、差引き9,299万円を追加するものであります。

第3款民生費につきましては、介護保険特別会計繰出金1,682万円、出産支援給付金交付事業費118万円などをそれぞれ追加し、1,842万5,000円を追加するものであります。

第4款衛生費につきましては、重粒子線治療費助成金62万8,000円などをそれぞれ追加し、62万9,000円を追加するものであります。

第6款農林水産業費につきましては、園芸振興対策事業費547万6,000円、肉用牛特別導入事業基金廃止に伴う返還金108万7,000円、仁田山放牧事業運営費136万2,000円、農業集落排水事業特別会計繰出金249万7,000円などをそれぞれ追加し、農産物等災害対策事業補助金223万4,000円を減額し、差引き894万8,000円を追加するものであります。

第7款商工費につきましては、冬の観光誘客推進事業補助金200万円、観光施設管理整備事業費334万6,000円などをそれぞれ追加し、西川菊まつり事業補助金120万円を減額し、差引き422万1,000円を追加するものであります。

第8款土木費につきましては、道路河川維持工事請負費310万円などをそれぞれ追加し、

公共下水道事業特別会計繰出金411万円を減額し、差引き42万1,000円を追加するものであります。

第10款教育費につきましては、不登校生徒の居場所づくり事業費9万8,000円などをそれぞれ追加し、12万3,000円を追加するものであります。

以上のとおり、急を要する事務事業に係る経費といたしまして、総額1億2,575万7,000円を追加するものであります。

歳入につきましては、第10款地方交付税6,467万7,000円、第12款分担金及び負担金19万5,000円、第14款国庫支出金4,076万9,000円、第17款寄附金6,300万円、第18款繰入金217万4,000円、第19款繰越金8,951万円、第20款諸収入49万5,000円をそれぞれ追加し、第13款使用料及び手数料53万9,000円、第15款県支出金49万6,000円、第21款町債9,050万円をそれぞれ減額するものであります。

地方債の変更につきましては、住宅団地整備事業の限度額1億360万円を6,170万円に、臨時財政対策債の限度額1億7,000万円を1億2,140万円にそれぞれ変更するものであります。

議第47号につきましては、令和3年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出それぞれの財源411万円を振り替えるものであります。

補正の内容は、国庫支出金の内示によるものであります。

議第48号につきましては、令和3年度西川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ249万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,691万4,000円といたすものであります。

補正の内容は、施設管理費を増額するものであります。

議第49号につきましては、令和3年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,682万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,165万4,000円といたすものであります。

補正の内容は、令和2年度決算に伴い、国及び社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費及び地域支援事業交付金等を精算し、返還するものであります。

議第50号につきましては、令和3年度西川町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

資本的収入であります。既決の予算予定額に539万4,000円を増額し、1億1,001万1,000円といたすものであります。

補正の内容は、国庫支出金の内示による増額であります。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎人事案の審議・採決

○古澤議長 日程第7、人事案の審議・採決を行います。

同意第3号 西川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 質疑なしと認め、討論を省略し、採決します。

同意第3号、本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

同意第4号 西川町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 質疑なしと認め、討論を省略し、採決します。

同意第4号、本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎決算認定案件の上程

○古澤議長 日程第8、決算認定案件の上程を行います。

認定第1号 令和2年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号 令和2年度西川町水道事業会計決算の認定についてまで10議案を一括上程します。

◎提案理由の説明

○古澤議長 日程第9、提案理由の説明を求めます。

小川町長。

[町長 小川一博君 登壇]

○小川町長 ただいま上程されました決算認定案件についてご説明申し上げます。

認定第1号から第10号につきましては、令和2年度西川町歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出決算については、地方自治法及び地方公営企業法の定めるところにより、3月31日並びに5月31日に各会計の出納を閉鎖いたしましたところであります。

病院事業会計及び水道事業会計につきましては、地方公営企業法第30条第1項の規定により、病院事業会計、水道事業会計、両会計ともに5月20日に、病院長及び建設水道課長から決算の調書が提出されております。

また、普通会計及び特別会計につきましては、地方自治法第233条第1項の規定により、会計管理者から決算の調書が提出されております。

それを受けまして、監査委員の審査に付し、本日、監査委員の意見を付しまして認定に付するものであります。

詳細につきましては会計管理者から説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 ここで休憩します。

再開は10時35分といたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時35分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

一般会計、特別会計決算の内容説明を求めます。

土田会計管理者。

〔会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 土田 伸君 登壇〕

○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 それでは、私のほうから認定第1号 令和2年度一般会計及び認定第2号から、認定第8号までの特別会計につきまして説明を申し上げます。

なお、病院事業会計につきましては病院事務長、水道事業会計につきましては建設水道課長からの説明となりますので、よろしくお願い申し上げます。

さきにお渡ししております歳入歳出決算附属資料に基づき決算の概要を申し上げます。

初めに、一般会計につきまして申し上げます。

1ページの下段をご覧ください。

令和2年度につきましては、第6次総合計画後期基本計画の大重要目標である定住人口維持確保の達成に向け、3つの主要施策である産業振興、生活環境対策、地域づくりと人材育成について目標や手法を明確にし、積極的・効率的かつ着実に施策事業を推進し、人口減少や急速な高齢化、企業撤退などによる産業の衰退などの本町が直面している諸課題に対応していくため必要な施策に絞り、積極的な予算の選択と集中により施策の重点化を行う一方、厳しい財政状況を踏まえ、新規事業の構築に当たっては、スクラップ・アンド・ビルドを原則としたところであります。

当初予算につきましては、前年度に比較して1.1%減の47億7,500万円、繰越明許費8,120万5,000円を加え、48億5,620万5,000円を予算額としたところであります。また、新型コロナ感染対策経費などの補正予算を含めた最終予算は65億8,414万6,000円となりました。

決算の規模といたしましては、歳入総額60億980万2,000円、歳出総額56億2,166万1,000円となり、令和元年度に比較して歳入では18.2%、9億2,554万7,000円の増加、歳出では15.4%、7億4,821万7,000円の増加となりました。

決算収支につきましては、歳入歳出差引額3億8,814万1,000円から、令和2年度繰越明許

費繰越額の令和3年度への繰り越すべき財源3,828万5,000円を控除した実質収支は3億4,985万6,000円となり、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は1億8,132万8,000円の黒字となりました。

財政構造といたしましては、歳入総額60億980万2,000円で、前年度比18.2%、9億2,554万7,000円の増加となりました。

町税は7億3,745万3,000円、対前年度比1.4%、1,021万1,000円の減少で、平成20年度以降減少し続けております。

町税を税目別に見ますと、納税義務者数の減少などにより個人町民税は前年度比1.5%、255万3,000円の減少、法人町民税は法人税割の税率の改正などにより7.8%、131万9,000円の減少となりました。

固定資産税は、減価償却の減少などにより0.7%、359万3,000円、入湯税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により39.4%、459万1,000円の減少となりました。

このほかの税目別では、軽自動車税が5.5%、99万7,000円の増加、町たばこ税は3.8%、84万8,000円の増加となったところであります。

地方贈与税は7,083万3,000円で、森林環境譲与税の増加により前年度比12.5%、787万6,000円の増加となったところであります。

利子割交付税交付金は、前年度比1.2%、5,000円減少の42万3,000円、配当割交付金は前年度比18.4%、22万2,000円減少の98万3,000円、株式等譲渡所得割交付金は前年度比118.3%、78万8,000円増加の145万4,000円となり、法人事業税交付金は令和2年度から町民税、法人税割の減収分の補填措置として交付されることになり、117万9,000円の皆増となりました。

地方消費税交付金は、令和元年10月からの地方消費税率の引上げにより、前年度比23.8%、2,249万3,000円増加の1億1,716万7,000円、消費税率の引上げ時に、自動車取得時の課税制度が改正され、環境性能割交付金は91.3%、177万5,000円増加の372万円、令和元年度に774万3,000円の収入があった自動車取得税交付金は廃止されたところであります。

地方特別交付金は、令和元年度に幼児教育保育の無償化に係る地方負担分措置によりまして、前年度比74.6%、1,082万4,000円減少の369万1,000円となりました。

地方交付税は27億6,239万2,000円の決算額で、対前年度比13.6%、3億3,027万6,000円の増加となり、内訳は普通交付税が平成28年度借入れの過疎対策事業債や緊急防災・減災事業債の元金償還開始や会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等、経費の措置など

により、前年度比8.9%、1億9,082万円増加の23億2,900万5,000円、特別交付税が豪雨災害復旧経費や除排雪経費の増加などにより、前年度比47.4%、1億3,945万6,000円増加の4億3,338万7,000円となっております。

交通安全対策特別交付金は136万円で、前年度比9.4%、11万7,000円の増加となりました。

分担金及び負担金は287万4,000円で、農地耕作条件改善事業分担金の減少により、前年度比31.2%、130万5,000円の減少となりました。

使用料及び手数料は、定住促進住宅使用料や仁田山放牧場使用料が増加したものの、保育所使用料や路線バス使用料、町民体育館使用料、交流センター使用料の減少により、対前年度比15.0%、967万6,000円減少の5,478万1,000円となりました。

国庫支出金は11億5,626万1,000円で、前年度比329.4%、8億8,696万2,000円の増加となり、新型コロナウイルス感染症の影響による特別定額給付金事業費補助金や新型コロナウイルス感染対策地方創生臨時交付金、子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金などのほか、豪雨災害に係る公共土木災害復旧費、国庫負担金などの増加によるものであります。

県支出金は、豪雨災害に係る農林業施設災害復旧費負担金や新型コロナウイルス感染症の影響による新生活様式対応支援事業費補助金などが増加したものの、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金や農業基盤整備促進事業費補助金などの減少により、前年度比44.1%、2億2,518万5,000円減少の2億8,569万6,000円となったところであります。

財産収入につきましては、不動産売買収入などの減少によりまして、前年度比42.8%、1,372万9,000円減少の1,831万6,000円となりました。

寄附金は、ふるさとづくり寄附金などの増加により、前年度比125.0%、3,209万3,000円増加の5,775万8,000円となりました。

繰入金は2億398万円で、うち1億5,000万円は財政調整基金から、町有施設整備基金から2,000万円、ふるさとづくり基金から1,850万円などを繰入れし、前年度に比べ2.9%、608万9,000円の減少となりました。

町債は3億3,013万1,000円で、雪上運搬車購入事業や観光施設管理整備事業などの商工債や豪雨災害に係る災害復旧事業債が増加したものの、小中学校冷暖房設備整備事業や月山湖カヌースプリント競技場整備事業などの教育債や保育園冷暖房設備整備事業などの民生債の減少により、前年度比11.2%、4,176万9,000円の減少となり、町債のうち臨時財政対策債は前年度比5.2%、490万円増加の9,890万円の借入額となったところであります。

歳入の目的別構成比では、地方交付税46.0%、国庫支出金19.2%、町税12.3%、町債

5.5%、県支出金4.8%、繰入金3.4%、繰越金2.0%、地方消費税交付金1.9%、諸収入1.3%などとなっております。

次に、歳出について申し上げます。

歳出総額は56億2,166万1,000円で、対前年度比15.4%、7億4,821万7,000円の増加となりました。

構成割合を目的別に見てみますと、総務費21.5%、民生費14.3%、公債費13.7%、土木費10.5%、衛生費10%、教育費8.3%、商工費6.5%、農林水産業費5.8%、災害復旧費4.4%、消防費3.4%、議会費1.3%などとなっております。

また、性質別構成比では、補助費等26.7%、人件費17%、公債費13.7%、物件費11.9%、普通建設事業費7.4%、繰出金7.2%、災害復旧事業費4.5%、扶助費4.4%、維持補修費4.1%、積立金2.4%などとなっております。

人件費に扶助費、公債費を加えた義務的経費は19億7,238万8,000円で、構成比では35.1%となり、前年度比11.5%、2億382万8,000円の増加となったところであります。

このうち人件費は、これまで物件費に計上しておりました臨時職員賃金が会計年度任用職員制度の施行に伴い、人件費に計上することとなったことによりまして、前年度比8.9%、7,780万5,000円の増加、扶助費は児童手当支給費の減少などにより、前年度比2.4%、613万8,000円の減少、公債費は同報系防災行政無線整備事業や町民体育館整備事業の元金償還開始などによりまして、前年度比20.8%、1億3,216万1,000円の増加となったところであります。

補助費等の決算額につきましては14億9,924万7,000円で、前年度比84.4%、6億8,611万7,000円の増加となり、町民1人当たり10万円を給付した特別定額給付事業や地域振興券交付事業、宿泊割引事業補助などの経済対策事業など、新型コロナウイルス感染症対策経費の支出が大きな要因となっております。

維持補修費は、豪雪による除排雪経費の増加により、前年度比152.9%、1億4,097万9,000円増加の2億3,318万2,000円となったところであります。

普通建設事業費は4億1,444万5,000円、観光施設管理整備事業などが増加し、畜産クラスター事業や小中学校及び保育園冷暖房設備整備事業の完了などにより、前年度比53.7%、4億8,010万3,000円の減少となりました。

災害復旧事業費は、7月の豪雨災害に伴う復旧経費の発生により、前年度比468.2%、2億620万4,000円増加の2億5,024万4,000円、普通建設事業費に災害復旧事業費を加えた投資

的経費は、前年度比29.2%、2億7,389万9,000円減少の6億5,468万9,000円となったところ
であります。

普通会計の財政状況を示す各指標は、財政力指数0.241、経常収支比率93.5%、実質公債
費率10.6%、将来負担比率はなしと健全財政を示しております。

令和2年度末の一般会計の地方債現在高は59億4,543万5,000円で、対前年度末現在高63億
5,794万2,000円と比較すると6.5%、4億1,250万7,000円の減少となったところであり
ます。

また、令和2年度の基金の状況は、財政調整基金12億6,838万円、減債基金8億7,646万
4,000円、地域福祉基金4,185万7,000円、町有施設整備基金3億4,062万円、丸山薫記念基金
271万5,000円、ふるさとづくり基金1億5,005万2,000円、賃貸集合住宅維持管理基金4,173
万円、省水力発電維持管理基金364万5,000円、森林環境譲与税基金1,012万5,000円、新型コ
ロナウイルス感染症対策基金5,806万円。

本町の財政構造につきましては、歳入の4分の3を地方交付税、国県支出金、町債で占め
ておりまして、町税などの自主財源が年々減少しております。今後におきましても、生産年
齢人口の減少や償却資産の減少などによる税収の減少が予測されるほか、国の債務残高が
年々増大する中にありまして、今後の国の歳出改革によっては、地方交付税の減少が予測さ
れるなど、一般財源の確保が年々厳しくなることが予測されております。

また、歳出面につきましても、公共施設や道路、橋梁、上下水道施設などの社会資本の更
新や改修、長寿命化対策などの経費の増加、さらに近年頻繁に発生する豪雨などの自然災害
による災害復旧費などの支出が町財政を圧迫することになり、長期視点に立った計画的な財
政運営を行っていく必要があるところであります。

このような状況の中、町といたしましては、持続するための健全な財政運営の維持を図っ
ていくために、重点的な事業への予算配分による各種事務事業の見直しや近隣市町村や民間
企業と連携した事務事業の取組、外部人材の登用、デジタル化の推進など、より業務効率を
上げた行財政運営を図っていくことが重要であり、さらには町民の皆さんと情報の共有を図
りながら、第6次総合計画後期基本計画の主要施策を推進してまいるところであります。

次に、国民健康保険の特別会計について申し上げます。

平成30年度から、国民健康保険制度が始まって以来の大きな制度改正となる都道府県単位
化が実施され、県単位化に伴い、県が国民健康保険の財政運営の責任主体を負うことになり、
町が県に対し、国民健康保険事業費納付金を納めることで、医療給付費等に必要な負担金な
どを県支出金として交付されることとなったところであり
ます。

本町の国民健康保険の加入状況は、令和2年度年間平均で、前年度と同じく710世帯、被保険者数では前年度より26人減少の1,105人となり、町全体に占める加入率は世帯で約39%、人口で約22%となったところであります。

令和2年度の決算の収支状況は、歳入総額7億3,673万9,000円、歳出総額6億4,129万2,000円で、実質収支は9,544万7,000円の黒字となり、単年度収支は192万4,000円の赤字となったところであります。

歳入の主なものは、保険税が7,230万1,000円で歳入総額の9.8%、県支出金が4億7,324万4,000円で64.3%、繰入金7,884万6,000円で10.7%となったところであります。

保険税は、平成30年度からの県単位化を見据え、平成27年度から5年間で県平均程度までに引き上げる税率改正を行うこととしてきましたが、国民健康保険事業費納付金に対しまして、国の激変緩和などの大規模な財政支援があったことにより、令和元年度から所得割、均等割、平等割については据え置き、資産割については3方式に移行するため廃止しているところであります。

令和2年度につきましては、これまでの税率改正の取組や国の財政支援の影響もあり、税率については据え置くとともに、新型コロナウイルス感染症対策に係る町独自の施策として、保険税の一律2割減免を行ったところであります。令和2年度の収納率は99.16%と依然高い収納率で、町税専門員を配置し、きめ細かな徴収、督促に努めるとともに、滞納者対策会議に加え、高額滞納者に対する生活再建検討会議を開催するなどして、努力を重ねてきたものによるものであると考えております。また、町民である被保険者の納税意識の高さの結果でもあり、今後も、税負担の公平性の確保からも継続して取り組んでまいりたいと考えております。

歳出につきましては、保険給付費が4億5,230万8,000円で、歳出総額の70.6%を占め、多くが医療に要する給付費となっており、高額な医療や薬剤により、保険給付費は増減幅が大きくなる傾向にあります。医療給付費は、次年度以降の国保事業費納付金に反映されることになっており、医療費の抑制を図るため、今後も、健康診査結果やレセプトを活用した訪問指導事業などを行い、重症化予防と適正受診を進めていく必要があります。

また、平成29年度末に策定いたしました第2次データヘルス計画におきまして、特定健診受診率向上や血糖値の改善に関する目標値を達成するため、各種の保健事業をPDCAにより実施し、生活習慣病の減少を図り、国保財政の健全運営を維持していくものといたします。さらに、平成30年度から本格実施された特別交付金事業の保険者努力支援制度は、保険者の

取組実績が評価され、交付額に反映される仕組みとなっており、保険税にじかに影響するため、併せて対応を図ってまいります。

次に、国民健康保険特別会計施設勘定大井沢歯科診療所会計について申し上げます。

歳入総額217万3,000円、歳出総額216万2,000円で、歳入歳出差引額は1万1,000円となったところであります。

歳入は、診療収入として44万5,000円、繰入金172万3,000円、前年度繰越金5,000円となり、過去3か年の本年度の診療収入の推移を見ますと、平成30年度年間延べ患者数149件、84万8,000円、令和元年度142件、50万8,000円、令和2年度109件、44万5,000円となっているところであります。診療は、令和2年度からおおむね月2回の日曜日を廃止し、毎週木曜日のみといたしました。遠隔地における地域医療に大きく貢献しているものと考えております。

次に、公共下水道事業特別会計について申し上げます。

平成6年度から建設を始め、平成12年度に睦合地区及び海味地区の一部を供用開始して以来、順次区域を拡大させ、平成22年度末で、間沢地区までの計画全区域が供用を開始したことになります。

歳入につきましては、一般会計繰入金1億2,192万4,000円、使用料及び手数料4,943万1,000円、国庫支出金770万円などで、歳入総額1億8,293万9,000円となったところあります。

下水道使用料は前年度に比較し、2.9%増加の4,935万9,000円となったところあります。

歳出につきましては、総務費2,482万3,000円、施設費5,454万8,000円、公債費9,216万8,000円、歳出総額は1億7,153万9,000円となり、前年度に比較し、1.1%の減少となったところあります。

令和2年度末までの接続率は84.2%ですが、公平で健全な経営を行うため接続率を高めていくことが必要であり、引き続き各世帯の理解と協力を得ていく必要があると考えております。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

水沢及び本道寺月岡地区農業集落排水施設並びに岩根沢地区簡易排水施設の維持管理に係る会計であります。

歳入につきましては、一般会計繰入金2,240万円、使用料及び手数料569万円などでありまして、歳入総額は2,861万6,000円となり、前年度に比較し、4.2%の増加となったところあります。

歳出につきましては、総務費41万1,000円、施設費889万8,000円、公債費1,865万5,000円、歳出総額は2,796万4,000円となり、前年度に比較し、3.8%の増加となったところであります。

次に、寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計について申し上げます。

寒河江ダム周辺環境整備地区の維持管理に係る会計であります。

歳入につきましては、総額384万4,000円で、本町を含む寒河江ダム下流域17市町村の負担金で運営を行っている寒河江ダム管理協議会からの負担金350万円及び繰越金34万4,000円などであります。

歳出につきましては、施設管理のための人件費、委託料及び需用費などであり、歳出総額は298万8,000円となったところであります。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から従来の老人保健法による老人保健制度に代わって、新たに施行された独立した医療制度であります。運営主体は山形県後期高齢者医療広域連合が担い、保険料の決定、医療給付などを行い、町は資格の取得・喪失や給付申請などの窓口業務及び保険料の徴収を担当しております。

本会計は、保険料の徴収と納付に関わる経費及び給付申請などの窓口業務に係る一般管理費などであります。

歳入総額9,291万7,000円、歳出総額9,271万1,000円で、歳入歳出差引額は20万6,000円となりました。

歳入の内訳は、保険料が6,286万9,000円、その他主な歳入につきましては一般会計繰入金で、2,828万3,000円であります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金9,072万6,000円で、その内訳は保険料負担金、低所得者の保険料軽減分の補填である保険基盤安定繰入分、広域連合の事務費負担金、その他歳出といたしまして、総務費198万5,000円であります。

なお、歳入歳出差引残額20万6,000円は、保険料広域連合に納付する時期の関係から、翌年度に繰越しをして処理することとなっているものであります。今後も制度の円滑な運営を図るため、被保険者に対し分かりやすい説明に努め、保険料の徴収と適正な給付業務を進めていくものであります。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

介護保険法に基づく介護サービスの給付を目的とした特別会計であり、第7期介護保険事

業計画の3年目となった令和2年度につきましては、歳入総額7億4,153万5,000円、歳出総額7億3,949万7,000円、歳入歳出差引額は203万8,000円となったところであります。

歳入の主な内訳は、現年度課税保険料の収納率が99.8%となり1億3,180万1,000円、国庫支出金2億787万3,000円、支払基金交付金1億9,040万4,000円、県支出金1億852万円、繰入金9,630万6,000円となったところであります。

歳出につきましては、総額で令和元年度に比較しまして2.8%の減少となり、うち保険給付費全体では6億8,999万5,000円と、前年度に比較し1.6%の減少となったところであります。このうち介護サービス等諸費につきましては6億1,513万9,000円と、前年度に比較して1.3%の減少、支援サービス等諸費につきましては1,846万2,000円となり、1.1%の減少となったところであります。地域支援事業費につきましては、対前年度比25.8%の減少、2,593万3,000円となったところであります。第1号被保険者数は2,267名、介護認定者数は421名となっており、要支援2が全体の18.9%と最も多くを占めているところであります。

今後も高齢化に対応した地域づくりを目指して、介護サービスの適正な提供と質の向上、認知症対策、介護予防の推進を図っていくものであります。

最後に、宅地造成事業特別会計について申し上げます。

みどり団地の未売却区画の売払収入は、令和2年度中はございませんでした。そのため歳入総額6万2,000円となり、歳出につきましてはございませんでした。

以上、令和2年度一般会計及び特別会計歳入歳出の決算概要の説明とさせていただきます。

○古澤議長 次に、病院事業会計決算の内容説明を求めます。

松田病院事務長。

〔病院事務長 松田憲州君 登壇〕

○松田病院事務長 認定第9号 令和2年度西川町病院事業会計決算の認定について。

令和2年度西川町病院事業会計決算について説明いたします。

決算書の342ページをご覧ください。

西川町立病院は、地域の不足している医療に積極的に取り組み、他の医療機関等との連携を図りながら安全で安心な医療を提供するとともに、地域住民の健康の維持増進が図られるよう病院運営に努めてきたところであります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に対応した一年となり、収束の見えない中において、町民各位のご協力を得ながら感染予防対策と日常診療の両立を図ってまいりました。

9月より念願でありました地域包括ケア病床を開設し、病院と在宅及び施設をつなぐ患者

ニーズに応えることができるようになりました。

平成28年度に策定いたしました新改革プランの最終年度であり、コロナ禍の中にあっても事業改善を図ってまいりましたが、健診、人間ドック事業については事業縮小をせざるを得ない状況になりました。また、12月には、新型コロナウイルス対策として病院東側に陰圧ハウスを設置し、いち早く町民のPCR検査を実施するなど、不安払拭を図るため努力いたしましたところであります。

主な医療機器の更新といたしましては、16列CT装置、病棟ナースコール設備、陰圧ハウス、待合室椅子更新等の整備を行いました。

まず、患者数の状況であります。入院患者数6,405人、対前年度比457人減となり、外来患者数は1万9,446人で、対前年度比3,481人の減となりました。

次に、会計状況であります。収益的収入といたしまして医業収益は対前年度比9.1%の減、医業外収益は3.9%の増で、収益合計が6億5,856万3,000円、対前年度比2,608万5,000円の減となりました。収益的支出では医業費用は0.4%の増、医業外費用は4.8%の増となり、費用合計で7億808万3,000円、対前年度比711万3,000円、1%の増となり、一般会計から2億7,000万円の繰入れを行ったところであります。その結果、当年度純損失として4,952万円を計上いたしました。

なお、一般会計繰入金前の実質欠損金は3億1,952万円であり、対前年度比3,319万8,000円、11.6%の増となりました。

次に、4条資本的収入であります。一般会出資金300万円、他会計補助金386万8,000円、県補助金899万1,000円であり、収入合計といたしましては1,585万9,000円となったところであります。

資本的支出では、医療機器の購入や建物整備費の建設改良費、企業債償還元金でありまして、合計で4,890万4,000円となりました。

支出額に対して収入額が不足する額3,304万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額28万円及び過年度分損益勘定留保資金3,276万5,000円で補填いたしました。

以上、報告といたします。

○古澤議長 次に、水道事業会計決算の内容説明を求めます。

眞壁建設水道課長。

[建設水道課長 眞壁正弘君 登壇]

○眞壁建設水道課長 認定第10号 令和2年度西川町水道事業会計決算の認定についてご説明

を申し上げます。

決算書の386ページをご覧ください。

本町の水道事業は、給水区域の住民に対し良質で清浄な飲料水を安定して供給することを使命として、町民の健全で豊かな生活と社会活動を支えるライフラインとして重要な役割を担っております。令和2年度もこの趣旨にのっとり、これまで整備を図ってきた現施設を有効に活用してまいりました。

本町の水道事業会計は、平成29年4月1日より全ての簡易水道事業を上水道事業に統合し、一つの会計として運営しております。施設につきましては令和元年度に策定したアセットマネジメントに基づき、中長期的な視点で整備を進め、飲料水の安定供給に努めるとともに、より一層の事業効率化や住民サービスの向上と水道財政の健全化に取り組んでいくこととしております。

建設改良事業といたしましては、大井沢地区石綿セメント管更新工事、大井沢地区配水管布設工事、上水道水沢浄水場、中区配水流量計更新工事等を施工しました。

業務状況につきましては、令和2年度末における給水戸数は1,636戸と、16戸の減であり、普及率は99.8%で前年同率、給水人口は4,918人で183人の減、普及率は99.8%で前年同率となっております。年間総配水量82万2,400立方メートル、有収水量55万4,069立方メートルとなり、有収率については67.4%となりました。

経営状況につきましては、消費税及び地方消費税抜きの収益的収支における事業収益は1億9,769万6,000円で、うち給水収益は1億2,027万1,000円と0.6%の減少となりました。

事業費用については1億9,864万2,000円であり、当年純損失として94万6,000円の計上となりました。

また、資本的収支では総収入額が5,035万6,000円に対し、総支出額が1億934万8,000円であり、差引き5,899万2,000円の資金不足となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額604万7,000円、過年度分損益勘定留保資金5,294万5,000円で補填いたしたところがございます。

以上が水道事業会計の決算でありますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

◎監査委員の決算審査意見の報告

○古澤議長 日程第10、監査委員の決算審査意見の報告を求めます。

高橋監査委員。

[監査委員 高橋 将君 登壇]

○高橋監査委員 監査委員を代表し、決算審査意見につきましてお配りしている意見書を読み上げ、報告させていただきます。

決算審査は、西川町監査基準に準拠して行っております。

令和2年度西川町歳入歳出決算の審査対象は、(1)西川町一般会計、(2)西川町国民健康保険特別会計から、(8)西川町宅地造成事業特別会計までの7つの特別会計と、(9)西川町病院事業会計、(10)西川町水道事業会計です。

審査の期間は、令和3年7月1日から26日の期間中、実質8日間で実施しました。

審査に当たっての着眼点は、次のとおりです。

(1)決算の計数は正確であるか、(2)予算の執行は議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか、(3)会計経理事務は関係法令等に準拠し正確に処理されているか、(4)事務事業の計画に対する進捗状況は妥当か、(5)事務の合理化、経費の節減に努力しているか、(6)前年度決算審査の指摘事項について必要な措置が取られたかの6点です。

審査の方法は、審査に付された歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産調書について審査の着眼点に基づき、提出された書類等により調査照合するとともに、関係者から説明を聴取し、併せて例月出納検査、定例監査の結果をも踏まえて審査いたしました。

審査の結果及び意見でございます。

審査の結果につきましては、審査に付された歳入歳出決算書等に基づき、決算の状況を確認した結果、令和2年度一般会計及び特別会計並びに事業会計の係数は正確であると認められます。

また、予算の執行、会計経理事務の処理並びに財産の取得、管理及び処分については、改善を要する点はあるものの、おおむね適正に行われているものと判断しました。

審査の意見でございます。

町の財政状況は、令和元年度決算と比較し、歳入は9億2,554万7,000円、18.2%の増、歳出は7億4,821万7,000円、15.4%の増となっています。

歳入面では、町の独自財源である町税は、人口の減少や法人税率の改正などにより減少し、

7億3,745万3,000円となっています。また、畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助が完了するなど、県支出金の大幅な減少がありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による特別定額給付金事業費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、子育て世帯臨時特別交付金事業費補助金といった国庫支出金の大幅な増加、そして地方交付税の増加もあり、結果的には前年度を上回るものとなっています。

歳出面では、畜産クラスター事業が完了したことによる大幅な減少が見られ、観光施設管理整備事業などが増えたものの、全体的には減少となっています。

地方公共団体の財政健全化の判断比率である実質公債費比率は10.6%で、1ポイント増えていますが、将来負担比率は0%で、6.1ポイント改善し、健全財政であると認められます。また、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は93.5%でありました。

一般会計における町債残高は59億4,543万5,000円で、4億1,250万7,000円減少しました。

財政調整基金残高は12億6,838万円となり、僅かながら減少しております。

意見としましては、自主財源が減少し続ける中でも、実質公債費比率や将来負担比率などからは健全な状態を保っていることが認められます。しかし、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は高止まりしており、昨年引き続き厳しい状況にあります。

また、新型コロナウイルス感染症もいつ収まるのか、依然として先行きは不透明であります。この困難を乗り越えるため、今後の事務事業の執行及び財政運営に当たっては、次の事項に留意するよう要望します。

適正な事務事業の執行についてです。

財務事務については、監査における指摘・指導事項等では、契約事務及び支出事務の一部において不適切な事務処理がありました。このことについては、下の表に例月出納検査、定例監査及び決算審査時に指摘や指導を行った件数を項目ごとにまとめています。契約事務並びに財務事務に関する研修等により、事務全般の平準化が図られていますが、より専門的な事項等について不適切な例が見られることから、今後も内部チェックを徹底し、関係法令等に準拠した適正な財務事務の執行に努めるとともに、専門性の高い職員の横断的な対応など、限られた人員で最大の効果を生む方策なども検討いただきたいと思います。

収入未済については、普通税について約129万円の不納欠損の処理をしていますが、現年課税及び滞納繰越分の収入未済額が約327万円増加し、特に固定資産税だけで1,200万円以上にもなっています。徴収率も若干減ってきているなど、様々な要因を踏まえつつも、今後ますます自主財源が減少するという現状と町民の納税意識が非常に高い町であることを踏まえ、

適正な徴税等による住民間の負担の公平性を確保するためのさらなる方策を早急に検討すべきであると思います。

なお、徴税専門員の配置により、滞納額の圧縮や未納額発生の抑制等に一定の効果があることは認識しております。

健全な財政運営についてです。

人口減少と少子高齢化が進む中であって、取り組まなければならない課題も多く、本町の財政運営については今後とも厳しい状況が続くものと見込まれます。

自主財源である町税については、的確な賦課、徴収に努めるとともに、国・県に対しては地方交付税など安定的な財政運営に必要な財源が確保できるよう、所要の措置を講じることが強く働きかける必要があると思います。

一方、歳出については、今後も高齢者医療など社会保障費や社会インフラの老朽化対策など、社会資本整備費の増加が見込まれるほか、現在も終息の見えない新型コロナウイルス感染症への対応や頻発する自然災害への対応など、想定外かつ突発的な支出を要する事態が考えられます。これらのことを踏まえ、政策についてこれまで以上の選択と集中を図り、事務事業に関する点検や公共施設等の適正な管理など、行政経費の節減、効率化に一層努めていただきたいと思います。

病院事業会計においては、患者数、収益とも前年度を下回り、また人件費など費用も増えていることから、一般会計からの繰入れを前年度同額の2億7,000万円とした上で、4,950万円超の赤字決算としております。町立病院は町内唯一の医療機関であり、今後も町民の健康と安心を守る体制を確保しなければならず、そのために必要な経営改善を含めたあらゆる方策に取り組んでいただきたいと思います。

水道事業会計においては、給水戸数や給水人口が減少する中、関連施設等の維持管理や、より高度な浄水に関する費用などが増えていることもあり、より一層計画的な経営が必要になってくると思われます。

公共下水道事業特別会計においては、公共下水道への加入者が増えていない現状です。今後、訪れる設備等の更新も視野に入れつつ、加入者が増えるような事業展開を図っていただきたいと思います。

日本国内のみならず、世界的な動向も不安定な面があり、社会経済情勢の変化を見定めることが非常に困難な中、第6次西川町総合計画後期基本計画に掲げた5つの基本目標の達成のため、健全で持続可能な財政運営になお一層努めていただきたいと思います。

5 ページからは、決算の状況でございます。

一般会計、各特別会計、各事業会計の状況でございますが、係数の読み上げについては省略させていただきます。

以上で、決算審査の意見の報告とさせていただきます。

◎決算特別委員会の設置及び委員会付託

○古澤議長 日程第11、決算特別委員会の設置及び委員会付託を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しておりますように、令和2年度一般会計、特別会計、企業会計決算を審査するため、議長及び議選監査委員を除く7名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、議長と議選監査委員を除く7名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎請願の常任委員会付託

○古澤議長 日程第12、請願の常任委員会付託を議題とします。

本日まで受理した請願は、お手元に配付しておりますとおり、産業建設常任委員会に付託します。

◎散会の宣告

○古澤議長 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時37分

令和 3 年 9 月 7 日

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	前田雅孝	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課長	飯野勇	君	町民税務課長 兼 産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	土田浩行	君	建設水道課長	眞壁正弘	君
病院事務長	松田憲州	君	学校教育課長	安達晴美	君
生涯学習課長	奥山純二	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	鬼越晃一	君
書記	柴田歆那	君			

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

◎一般質問

○古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 荒 木 俊 夫 議 員

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

〔1番 荒木俊夫議員 質問席へ移動〕

○1番（荒木俊夫議員） おはようございます。1番、荒木俊夫です。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に対応されております医療関係者の方々をはじめ、福祉、教育関係者の方々、予防対策に努められている町民の方々に感謝を申し上げます。

また、東京オリンピック、カヌースプリント競技において、西川町で事前キャンプを行いましたモルドバの選手が3位銅メダルと7位入賞を果たし、喜びと感動を与えてくださいました。事前キャンプに係る関係者の皆様に感謝を申し上げたいと思います。

それでは、質問の1番目、初めでございますけれども、町立病院の経営計画について質問をいたします。

町民の医療と健康を守る町立病院は、私たち町民の生活に必要な施設であります。現在実施されておりますコロナワクチンの接種やPCR検査についても、病院の医師、看護師、技師等の職員の方々の努力により順調に進められております。町立病院があることによって、

スタッフの確保も順調に行われているというふうに思っております。

一方、令和2年度の決算を見ますと、一般会計から合計で2億7,000万円を繰入れいたしました。最終的に4,952万円の経常損失、赤字決算でありました。コロナ禍という特殊要因はありますが、人口減少等により年々患者数が減少しており、経営環境は厳しくなっております。重要な施設である町立病院を今後も経営していくために、経営計画について質問をいたします。

質問1です。

地域医療との整合性を図り、公立病院の役割を認識し自立を図るために、平成28年度に策定いたしました西川町立病院新改革プランの達成状況と今後の計画について伺います。改革プランの最終年度は令和2年度で、昨年度でありましたので、よろしく願いいたします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

[町長 小川一博君 登壇]

○小川町長 おはようございます。

町立病院の経営計画についての荒木議員の質問であります。初めに、町立病院の新改革プランについて申し上げます。

本町では平成29年1月、国のガイドラインに基づきまして、令和2年度までの経営計画として西川町立病院新改革プランを策定しました。新改革プランは、公立病院の持続可能な経営及び山形県が策定する地域医療構想に則した医療提供体制を確保するための計画です。本町では、毎年国民健康保険運営協議会の中で新改革プランの評価報告を行っておりまして、去る8月20日に運営協議会を開催し、令和2年度の報告を行ったところであります。

それでは、荒木議員の質問1の新改革プランの達成状況と今後の計画についてであります。初めに、新改革プランの達成状況についてであります。

新改革プランの4つの視点の1つ目は、地域医療構想を踏まえた役割の明確化であります。町立病院の理念である町民に信頼され地域とともに歩む病院を再確認し、稼働率、生産性の向上による収益性の改善を目指して、6つの具体的な取組項目を掲げて実行してまいりました。

一番の柱となる医療機能の強化では、職員の接遇向上、専門外来としての整形外科の開設、にしかわ健康まつりの開催、医師による健康づくり講話、電子カルテの導入などにより積極的に取り組んだところであります。特に電子カルテ導入につきましては病院開設以来の大事業であり、院内IT化の集大成として、それまで構築してきました健康診断管理システム、

医療画像情報システム、医事会計システム及び各種医療機器を統括し、患者情報を一元管理できるシステムとし、平成29年10月より稼働したところであります。これにより患者への迅速かつ適切な治療に寄与することができるようになったところでありまして、また、これらの取組を行った結果として、専門医師による整形外科の開設並びに県の地域医療構想で指摘されております回復期機能への転換や充実を図るため、地域包括ケア病床の開設を実現することができたところであります。以上のことから、新改革プランに掲げた目標を達成することができたと評価しております。

2つ目は、経営の効率化であります。単年度収支では、平成29年度以降は赤字決算となり厳しい状況が続いておりますが、一般会計繰入金については、計画どおり2億7,000万円を一定のラインとして経営を行ってまいりました。収支計画のうち、特に医業収益については、経営計画期間の中で目標を達成できたのは令和元年のみで、その他の年度は達成することができませんでした。また、令和2年度は、コロナ禍の影響により入院、外来ともに患者数が落ち込みましたが、入院収益については、地域包括ケア病床を開設したことにより前年度並みの収益を保つことができました。ただし、患者数については、平成25年度以降、入院、外来ともに各年度の多少の増減はあるもののほぼ横ばい状態であり、人口減少化にあって一定の患者数を保ってきたことは、新改革プランの成果であると評価しております。

3つ目は、再編・ネットワーク化であります。西村山地域の医療機関の役割分担と連携については、現状では具体的な動きはありませんが、連携の点では、町立病院は県立河北病院との間に専用回線を構築し、CT画像の専門医師による遠隔画像診断を実施していることから、一部達成していると評価しております。

4つ目は、経営形態の見直しであります。経営形態については公営企業の一部適用を継続しており、今後全部適用や他の経営形態に見直すことは、町立病院の場合、現実的でないため、評価対象にはならないと判断しております。

次に、今後の計画についてであります。今後の計画については、令和2年度に3年度以降の新たな改革プランを策定する予定でありましたが、コロナ禍等の影響により、国から示されるガイドラインの発出が延期されていることから、新たなガイドラインが示されるまでの間は、既存の計画期間を延長して対応することとしております。

以上であります。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 新改革プランについて、令和2年度が5年間の計画の最終年度であ

りましたけれども、やはりコロナ禍ということで最終年度については思うようにいかなかったというのがあると思いますので、これについては、最終年度、これを延長すべきではないかなというふうに思っております。ただ、これを令和3年度にするのか、令和4年度にするのか、もしお分かりでしたら教えていただけますか。

○古澤議長 答弁は松田病院事務長。

○松田病院事務長 ただいまの荒木議員の質問でございますが、町長の答弁の中にもありましたけれども、国からの新たなガイドラインというものが延期になっております。昨年の10月5日付の総務省からの文書通達の中で、ガイドラインの取扱いについては、その時期も含めて改めてお示しするというようになっておりますので、ガイドラインが示されませんと、今後の改革プランをどのようにつくっていくかということがはっきりしませんので、今のところはガイドラインが出されるのを待っているというような状況でございます。ガイドラインが出され次第、進めていかなければならないというふうに考えております。その後の情報は何も無いわけでございますが、策定については来年度というようなことになるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 新たなガイドラインについては国から示されるということですが、私が申し上げたいのは、新しい目標ではなくて、今ある目標、これまでの目標を達成できない部分があるので、やはり目標を持って当たっていかないと、国から示されるまでは計画は作りませんということではなくて、今までつくった計画の目標を達成していない部分については、やはり努力をしていくべきではないかということで申し上げたいんですけれども、いかがでしょうか。

○古澤議長 答弁は松田病院事務長。

○松田病院事務長 現在の改革プランの内容で、ただいま議員が指摘された内容につきましては、昨年度行いました在り方検討会の中で、今後の収支計画については、仮にと申しますか、数値を出しているものがございますので、それを現在の目標にして進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） そうですね、目標がないと、どうやって職員も努力していいのかというところがはっきりしないので、ぜひ達成していない目標、また達成したとしても、それ

より町立病院がよくなるのであれば、ぜひ努めていただきたい。

今、新改革プランの達成状況を4点についてお伺いしたわけですが、最終的な4点目については経営形態なので、これは若干目標とするかどうかは別問題ですが、システム等を含めた医療体制や施設整備等、こういったものについては、ある程度計画を達成されているというふうに思うわけですが、コロナ禍でありましたけれども、令和2年度の入院患者数については1日平均17.5人、計画は22人です。今、43床の病床については、当初67床でありますけれども、それから51床に減らし、現在は43床に減らしている。この43床で17.5という、利用率は40%なんです。あと目標数値22に対しても79%、あと外来についても1日80人で、計画は120人のわけです、目標に対しては67%。いろいろ要因があると思うわけですが、経営的にはかなり厳しい状況にあるなというふうに思っております。

今後のこういった面に対して具体的な対策があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は松田病院事務長。

○松田病院事務長 現時点では、やはりコロナ対策というようなことがありまして、なかなか患者数を増加させていくための方法というのは見いだせないような状況でございます。本年度につきましては、ワクチン接種というような事業が入っておりますので、来年度以降については徐々に回復してくるのではないかなというふうに考えております。ワクチン接種等も通じて、町民の皆様に対しても町立病院の存在意義というものが浸透してきているのではないかなというふうに思います。令和3年度については、2年度よりは外来患者数は大分元に戻ってきているような状況でございますので、そのままの形で進めてまいりたいというようなことで考えているところです。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） こういった医療関係は、一長一短にして患者さんが増えていくというものではございません。日々の努力、日々の町民、患者さんに対する対応が重要になっていくわけでありまして。接遇面でも大分向上してきていると思いますし、そういった面も含めて、患者さんなり、町民の方がご相談なり、ご依頼があった場合にはぜひ真摯に対応していただいて、町民のための病院であってほしいなというふうに思っております。

病院としてもいろいろ、先ほどお話をお聞きしたように、いろんな対応をやっているわけです。例えば、整形外科を新設したり、あとリハビリ、あと健康診断事業もかなり整備をして積極的にやっているわけですが、町民への周知が不足しているのではないかと

ふうになっているわけです。こういったことも町立病院で治療できるんだよ、検査できるんだよということを、こういった周知が足りないのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○古澤議長 答弁は松田病院事務長。

○松田病院事務長 町民への病院の活動などの体制の周知につきましては、町報等に町立病院のコーナー等も作りまして、時々にとということになりますけれども、広報はしてきたつもりでございます。

整形外科につきましては、町民に周知されるには、ある程度時間もかかるのかなというふうに思っております。今年3年目に入りましたけれども、今年は去年の4割ほど患者が増加しております、非常に整形外科は患者数が増えてきたということがあります。やっぱりここ3年くらいかかったかなというふうに思っております。あと、その他の業務につきましても、例えば包括ケア病床の件とか、議員おっしゃるとおり、まだまだ広報不足な点もあろうかと思っております。そういった点につきましても、これから足りないところは頑張って広報活動もやっていきたいというふうに考えますので、よろしくお願い申し上げます。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） ぜひ、いい情報なので町民の方に丁寧に教えていただければというふうに思っていますし、今回、コロナでいろいろご相談もあると思いますので、そういった面も対応していただきたいというふうに思います。

繰入金で2億7,000万、これは町民1人当たり5万4,000円ぐらいになるわけです。自治体病院は、不採算でも住民を守るために運営しているところもございます。これに対して国からの交付税措置があると思うんですけども、これについてはどの程度になっているのか、お聞きします。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 荒木俊夫議員のご質問にお答えいたします。

病院事業につきましては、議員ご指摘のとおり、地方交付税が措置されているところであります。地方交付税のうち1つ目、普通交付税では、救急告示病院数及び病床数などが算定項目とされておりまして、令和2年度の普通交付税額は、救急告示病院に係る分が3,799万1,000円、総額では9,692万9,000円ということでありました。また、特別交付税でございますけれども、こちらのほうでは不採算地区病院などが算定項目とされておりまして、令和2年度の特別交付税の額は、不採算地区の病院に係る分が3,822万1,000円で、総額では

7,822万6,000円でありました。以上のとおり、病院事業に係る令和2年度の交付税額については1億7,515万5,000円ということで、実績のほうを私どものほうでは整理いたしておるところでございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 1億7,000万ほど交付税としては措置されているということであり、入ってくれば一般財源化するわけですけれども、そういった面では特殊要因があるということで、国からも認められているということでもありますけれども、引き続き経営については健全経営を目指していただきたいというふうに思うわけです。

これまでも小川町長は町立病院を維持していくというふうに力強く申しております。繰入金については、どこまでいいのか、どの程度まで財政上やっていくのか、そういう、病院の設置者である町長のお考えがありましたら、お聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 一般会計の繰入れの関係で、今の限度額と申しますか、設定はあるのかどうかということですが、まずは、今の病院の性質、性格と申しますか、特に西川町は一般医療機関がないということもあって、町立病院はぜひとも維持したいということがあって、それと、常に町民の皆さんが、いろんな疾病になっても安心して病院に来られる体制、要するに総合診療科であります。本来であれば、いろんな専門医療科があればいいんですが、それは小さな町では限度がありますので、なかなかできないということで、そして、夜間体制も含めて4人体制は守りたいというようなことで、これまで進めておまして、その中で、以前は、五、六年前までは1億8,000万程度があったわけですが、こういったコロナ禍ということもあって2億7,000万まで増えてきたわけですが、できる限り、今の繰出金は少なくしたいというのは、これは当然であります。やはり住民の皆さんの健康を守るためには、最低限の医師の数、それから病院の設置の在り方、こういったものについては守りたいということですので、ただ、どうしても診療、先ほどありましたように、ベッドの利用率、さらには1日当たりの外来等も含めての患者数等につきましては、他の自治体病院から比べますと非常に少ないわけですが、高齢化ですから人口も少ないという部分もあって、そういった面はありますが、さらには高度医療につきましては、ほとんどが町外の県立病院、山大等での診療が多くなっているというようなこともありますので、そういった面ではなかなか採算が取れない状況ですが、限度額につきましてはなかなか設

定しづらい面もありますので、ここまで来たからもうやめるといふようなことはできませんので、そういった意味では、まず診療体制の整備を十分やって、町民の皆さんの安全・安心の期待に添いたいということでもありますので、よろしくをお願いします。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 今の繰出しについては、改革プランの中で2億7,000万限度ということをしているのでということをやっているんだと思いますけれども、やはり経営が赤字であって、赤字というのは、職員にとってもやる気をだんだん失わせていくところもありますし、あとは現在病院のほうでは、資金繰りができるので運営はできているというところもあります。ですから、この状況にある程度改善しないと、この繰出しの問題についてはなかなか解決できないのかなというふうに思います。ですから、ここはぜひみんなで努力しなきゃいけないと思いますし、町民の方から利用していただくのが一番かなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと。

ただ、1点気になったのですけれども、町長も今、申し上げた総合診療科と言っておりますけれども、外科と内科なんですよ。だから、これは総合という言葉がいいのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思ひますけれども。

○古澤議長 答弁は松田病院事務長。

○松田病院事務長 ただいまのご質問にお答えいたします。

総合診療科という名称につきましては、平成25年、当時の副院長が退職されて医師が3名になったときに、いわゆる診療を守っていくため、外科の先生も内科の診察を行うというようなことで、一つにしたらいんじゃないかというようなことがあったと聞いております。その中で、便宜上、呼称としてです、西川町立病院としては総合診療科というふうに呼称させていただいている。ただ、これにつきましては、勝手に町立病院でやっているわけではなくて、保健所と、あと県のほうとも協議したという記録が残っておりますので、その時点からそういう名前でも町立病院はやっている。その言葉の意味としては、町民のかかりつけ医であるというようなことがあるというようなことで認識をしているところでございます。あくまでも標榜診療科目については、内科、外科、小児科、整形外科の4科ということになっておりますので、そこについてはどうぞご理解をいただきますように、よろしくお願ひいたします。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 多分多くの町民の方は誤解なさっているところもあるのか、それと

も、すごく期待をしているのがあるのかというふうに思います。総合診療科と聞けば、小児も婦人も全部見ていただけるのかというようなどころがありまして、先生方は皆、見てくださると思うんですけども、今の現代では、専門科医制度が大分進んでいるので、そういった面でいけば、若干町民の方が過剰な期待をしてしまう点があるのかなというふうに思いますので、その辺を丁寧に説明していかないとギャップが生まれますので、ぜひ努力をしていただきたいというふうに思うわけです。

さて、質問の2番目に入りたいと思います。

米沢の三友堂病院は、米沢市立病院と併設して機能分散化して対応していくと、こういった動きもありますし、各地区においては、いろんな病院の動きがあるわけですが、西村山地区における医療体制については、どのように計画は今、されているのか、質問をいたします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 質問の第2点目でありまして、西村山地区における医療体制についてであります。西村山地区には4つの公立病院がありますが、医療体制についてはそれぞれの病院が行っているものでありまして、全体的な医療体制についての協議等の具体的な動きはありませんが、昨年、寒河江市が山形県に対し、寒河江市立病院と県立河北病院の統合要請を行いました。進捗についての情報などはまだ得られていない状況であります。しかし、町立病院の将来を考えますときに、病院の規模や特色に見合った役割分担は必要であり、今後、西村山地区における医療機関の統合の議論が開始された場合には、積極的に参加し、本町の医療体制について協議、検討できる機会を町民の皆さんに提供してまいりたいと考えております。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 寒河江市立病院が河北と統合というような記事が出てから大分たつわけですが、ほとんど進んでいないようであります。ただ、今回のようなコロナ禍とか、こういったものが出てくると、やはり地元には病院があつていいなというところが大分あるわけです。ですから、ぜひ町民の方が不安にならないように、全て統合すればいいというものではないと思いますし、これからの検討になると思いますけれども、ぜひ情報を多く発信していただいて、これはみんなで考えなきゃいけないことではないかなというふうに思うわけです。その中においても、町民を第一に考えて対応していただきたいというふうに申し上げておきたいというふうに思います。これについては、今後の推移を見守っていきいたいというふうに思います。

質問の3番目になります。

町立病院が現在の場所に沼山から新築移転、開設したのが昭和52年の2月でございまして、44年という時が経過しております。鉄骨鉄筋コンクリート造りの病院の法定耐用年数ですけれども、39年というふうになっております。今後の建物の更新について、どのように開設者としては考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 質問の3点目ではありますが、町立病院の改築等の計画についてではありますが、町立病院につきましても、今、ありましたように昭和52年の建築以来44年が経過しております。この間、老朽化が進みましたが、増改築や修繕を重ねながら維持に努めてまいったところでもあります。大きな改修工事としては、平成26年度の薬局の2階移転工事や昨年度の新型コロナウイルス感染症対策による院内土足化工事などを行ったところでもあります。

今後の改築計画については、現時点ではありません。次期改革プランと連動していくものでありますが、視点として、新型コロナウイルス等の感染症へのさらなる対応と将来人口に基づき、適正な医療をどう捉えていくかを検討する必要があると考えているところであります。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 44年が経過している。ただ、町立病院は、今は患者さんなり、利用者の利便性を図って土足で入れるようになっておりますけれども、前までは土足厳禁ということでスリッパに履き替えて入っており、そういった面では、建物の傷みがあまり進んでいなかったというところもあったのではないかなというふうに思っております。ただ、利便性を考えていけば、今は土足でということになっているわけですけれども、かなり経過しているということもあるので、これはやはり点検なり、内部の状況を把握していかないと、大きな損失、事故などにつながると思うので、その点についてはどのように行っているのか、お聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は松田病院事務長。

○松田病院事務長 病院の建物、躯体並びに周辺施設の点検についてですけれども、いわゆる年度ごとの業者による点検を欠かさず行っております。基本的に建物が古くなっておりますが、心配してきたのは重油タンクと、あと水道管路のことでした。両方なんですけれども、重油タンクにつきましては、5年前に重油漏れが発生したんです。そのときに、交換すると非常に大変なことになるんですけれども、交換しないで、まだ穴が小さかったものですから、

大規模にライニング工事を行って現在に至って、今のところは問題なく使えているということです。

あと水道管路につきましても、こちらは10年ほど前にライニング工事を行ったということで、管路自体はかなり古くなっているんですが、なかなかそこに手をつけるのは現状難しいという状況でございますけれども、今のところ、何とか水道については、管路についてはもっているというような状況でございます。そのほか給水塔とか、やっぱり水回り、あと下水の関係とかということにつきましては、毎年業者さんによる点検を行っているということです。あと周辺施設、例えば、スプリンクラー等についても各業者さんが行っておりますし、あと病院の、何というか、県の特別点検みたいなのがあるんですけども、それもスケジュールにのっかって、2年に1回ですかね、やっているというようなことで、今のところ、まだ大きい問題は発生していないし、近々にそういうことが起こるというようなことも把握していないというような状況でございます。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 本当に老朽化が進んでいるので、更新の計画がないとすれば長寿命化を図っていただいて、ぜひ安全に活用していただきたいというふうに思います。

病院は、町民に信頼され地域とともに歩む病院という標語を立て、町民第一に考えて目指しているわけです。ぜひ、町民の医療と健康を守る重要な施設であります。安定した経営ができる方策を町民、町、議会が考えて検討していかなきゃいけないというふうに思いますし、町民から信頼され頼られる病院になるよう、ぜひ今後も努めていただきたいなというふうに思っているところでございます。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

地球温暖化の影響なのか、近年は自然災害が多発しております。これは農作物の生育や収穫に大きな影響を与えており、金銭的、経済的な被害だけではなくて、農業を行う生産者の意欲を低下させるものであります。被害の状況と、その対策について質問をさせていただきます。

質問1です。

4月の凍霜害や降ひょう、また豪雪、豪雨、台風等による被害と、その対策について質問をいたします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 2点目の荒木議員の農作物の被害でありまして、凍霜害や降ひょう、豪雨、台風

等による農作物の被害状況と、その対策であります。初めに、令和2年から3年にかけての冬期間の大雪による被害状況についてであります。農業施設の被害につきましては、スノーポールの花卉ハウス、サクランボの雨よけハウス、稲の育苗ハウスなどの全壊、半壊が7か所ほど発生しております。被害総額が591万1,000円となっております。支援対策につきましては、国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金等を導入しまして、国、山形県、さらには町によるかさ上げを行い、ハウス復旧費の約52%の支援を行うこととしております。

さらに、大雪によるサクランボ、桃、リンゴ等の樹木の枝折れ、倒伏等の災害が発生しております。苗木等の植え替えに必要な経費を県、町、農業協同組合で3分の2補助することとしております。6月補正予算、そして、今定例会の補正予算に計上しまして、合計282万3,000円を支援する予定であります。

次に、今年4月に発生しました凍霜害による被害状況についてであります。4月10日から11日にかけて最低気温がマイナス3.6度、同月14日から15日にかけてもマイナス2.5度の低温となり、県内広範囲にわたり、サクランボ、リンゴ、柿、ブドウなどの雄しべや花芽が枯死する凍霜害が発生しました。寒河江西村山農業協同組合の管内では、特にサクランボの被害が多く、前年度生産数量802トンに対して今年度は464トン、前年比58%、販売額では今年度13億133万6,000円となりまして、前年比71%の減収となっております。平成6年の農協合併以降では最も低い生産数量となりましたが、本町のサクランボの状況は、生産数量は前年度10トンに対して今年度は7トン、前年比70%、販売額は昨年度2,088万7,000円に対して今年度は1,601万9,000円と、前年比73%と大きく減少している状況となっております。町内サクランボ農家の被害総額は470万7,000円となっております。

この凍霜害に対する支援対策につきましても、このたびの補正予算に計上しておりますが、営農継続に向け肥料、農薬の購入に要する経費を支援する気象災害対策生産資材等緊急支援事業としまして、総額30万7,000円を支援することといたしております。

次に、6月22日の降ひょうによる被害状況についてであります。本町では降ひょうによる被害はなく、寒河江西村山農業協同組合の管内でも大きな被害はありませんでした。

最後に、7月29日の豪雨による被害につきましては、水路及び農地等の被害はありましたが、農作物等への直接的な被害はなかったところであります。

以上であります。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 豪雪による被害というのはこれまでもあったわけで、特に凍霜害の

被害というのは今までなかったような、県内でも非常に大きな被害を出しているところであり、今、おっしゃったように、国・県・町も一緒になって補助金等で対応しているということでもありますけれども、補助金や個別で農家が入っていらっしゃる共済等、こういったものである程度、合計で救済されるのかと、あと、新しい保険制度として収入保険があるわけですが、これについての加入状況についてお伺いしたいと思います。

○古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 このたびの凍霜害に係る支援策、その中で共済組合等の保険等で、どの程度までの救済がされるのかというようなことでございますが、先ほど、被害総額につきましては町長が答弁申し上げたとおりでございますが、それに対する共済の、実際に果樹共済等に入っている方というのは、全てではございません。したがって、入っている方については、その何割かということで支援はされるわけですが、入っていない方につきましては、やはり自己で対応するしかないというのが実態でございます。先ほど、被害に対しての町・県の支援策につきましては、それらに対する気象災害発生対策資材等緊急支援事業というような中で、資材等の支援をさせていただくというようなことでございます。

あと、先ほどありました収入保険制度に入っている、町内の全て青色申告、さらには法人等の方が最近は入るようになりまして、現在ですと、四、五件入るようになりました。ただ、収入保険制度で今回サクランボ等に入っている方については、たしか該当はしないのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 果樹共済、共済金の値段、かなり掛金もするというので、これまでもそんなに被害がなかったと。災害の場合はよくあるんですけれども、まさかうちがあるとか、今までなかったから大丈夫だろうというような考えも大分あるのかなというふうに思っていますけれども、掛金も高いというところもあるのかなというふうに思っております。ぜひ、こういった支援ができるのかどうか、検討もお願いしたいなというふうに思っているところです。

あと、収入保険については、やはりなかなか進まないのかなというふうに思っております。入れる農家も決まっていますけれども、大きくないと駄目なので、なかなか大変なのかなと。ただ、大きい農家さんにとっては安定した経営をするには、やっぱり市場変化にも対応でき

る収入保険が必要なのかなというふうに思っております。

災害にいろいろ対応していただいているわけですが、災害を予想して未然に軽減することも非常に大事なわけですね。いろんな指導もなさっていると思うんですが、こういった指導体制はどうなっているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 災害を未然に防ぐ体制というふうなことでございます。天候の状況に応じまして、県の農業普及課、さらには農協、営農センターというふうなことで連携をさせていただきながら、天候でこういう被害が出る可能性が高いという場合は広報、さらには個別に回りながら、指導させていただきながら、対策を取っているところでございます。

ただ、このたびの凍霜害については非常に、急になってきたというふうなことでございまして、それらの対策については、未然にマイナスになるという状況には、逆に水をかけて、その被害を最小限に食い止めるとか、さらには風を起こすとか、そういったところをしながら、対流を起こして低温を未然に防ぐとかというふうなことも指導させていただきながら、しているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） NHKの朝ドラではございませんけれども、気象が非常に重要であると。これを読んで、やはり降ひょうというのは、ある程度予想できるんです、気象状況からいけば。そういった面において、ただ、今までは果樹畑に大規模な送風施設を造るとか、そういった施設面でかなり金がかかったわけですが、先ほど、課長がおっしゃったように、水をかけるとか、そういった前もってやれることがあるとすれば、そんなにお金がかからなくてできるわけです、道具も持っていますから。こういった面をぜひ指導をしていただけるような体制、なかなかそういった詳しい方がいらっしやらないのかもしれませんが、JAなりと協議しながら、防げるものは未然に防いでいただいて、ダメージを少なくしていただきたい。特に今回の凍霜害においては、非常にそういうふうに感じるころであります。ぜひ農家の方々と情報交換しながら、使える情報は早めに出していただいて、皆さんで対応をしていただきたいなというふうに思っております。これから台風のシーズンでもありますし、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

コロナは災害というのかどうか分かりませんが、私は災害だというふうに思っております。

コロナの影響で、当町の基幹産業である農業の米の消費が落ちております。今回、請願書も出ておりますけれども、消費が落ちれば価格が下落すると、市場原理になるわけですが、こういった面に対して、今、取組をどのようになさっているのか、お聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 このたび、米の状況については請願も出ており、コロナの状況の中で、米の消費が非常に落ちているということと、さらには民間の在庫量がそのために非常に増えているということから、生産の数量も非常に、生産の目安を定めながら、生産の面積も減らしてはいるものの、こういう状況の中で在庫量が増えているということから、米の値段が下がる予定です。概算金につきましては、今、各地域からいろいろ話も出ておりますけれども、県内においては、今度の金曜日あたりに概算金が出るのではないかなというふうな情報でございまして、その中で、はえぬきですと1,000円から1,500円ぐらいの減少がというふうなことが一つささやかれているところでございます。ただ、つや姫等については、非常に高価格で取引されておりますので、そこまでは減少しないのかなと見られているという情報でございます。

ただ、それに対して、米の概算金、減少に対しての対策というようなことにつきましては、実際、町で単独で示せるというのはなかなか厳しいわけでございますので、そこで町ができることにつきましては、今後、県、さらには国の動向を踏まえながら検討というふうなことになるのではないかなというふうに思っているところでございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） かなり厳しくなるのかなというふうに予想されておりますけれども、町独自ではなかなか対応は難しいのかもしれませんが、いろんな組織、町長が行っている町村会であるとか、国に対して、ぜひ積極的な活動をお願いしたいなというふうに思うわけです。

米については、生産のことを申し上げておりますけれども、やはり片方では消費が伸びなきや駄目なわけでありまして、外食産業だけでなく、家庭でも米の消費が伸びるように、なかなか米の理解が進んでいるようでありまして、ぜひそういった面も含めながら対応をしていただければというふうに思っております。価格が下がれば、生産者の意欲が低下

しますので、ぜひ対策を講じていただきたいと思いますし、働きかけも町長にはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

質問の2番目でございます。

年々増加しております鳥獣被害の状況と対策について質問をいたします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 質問項目の2番目の鳥獣被害の状況とその対策であります。初めに、熊による被害状況と捕獲頭数についてであります。被害状況につきましては、吉川地区のサクランボの食害、海味地区のリンゴの枝折れ被害、大井沢地区のカボチャの食害等が発生しております。鳥獣被害対策実施隊によります現在の捕獲頭数は3頭となっております。昨年の熊の最終捕獲頭数は20頭でありましたので、今年の発生は少ない状況ではないかなと思っています。

次に、イノシシによる被害状況と捕獲頭数についてであります。被害状況につきましては、海味地区のリンゴ畑の掘り起こし、睦合地区の根曲がり竹の食害、沼山地区のジャガイモの食害、月岡地区のサツマイモ及び落花生の掘り起こし、睦合、下山及び山の神並びに沼山、大沼堰地区の水田への進入など多く発生しております。その対策としましては、鳥獣被害対策実施隊によるわなの設置を積極的に行っております。現在の捕獲頭数は1頭のみであります。なお、昨年の最終捕獲頭数は11頭でありました。

イノシシ等の出没による農作物被害の未然防止対策として、今年も電気柵の設置費用の2分の1を補助しております。現在5人の方へ補助金の交付を決定しておりますが、その後も問合せが殺到しております。当初予算を超える状況となりましたので、このたびの補正予算に20万円増額を計上しております。また、新規に狩猟免許取得並びにわな免許取得希望者が多くなっておりますので、新たな鳥獣被害対策実施隊員を積極的に確保するためにも、このたびの補正予算に狩猟免許取得補助金など56万円の増額を計上しております。

昨今、地域における鳥獣被害対策活動が活発化しております。岩根沢地区では、山形県地域ぐるみで行う鳥獣被害対策支援事業モデル地区に指定されまして、専門の講師による現地研修等を3回ほど実施しております。地域住民による鳥獣被害対策が積極的に展開されている地域もございます。

以上であります。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 被害が多発しているようでありまして、特に、近隣市町を見

ても、かなりイノシシの被害がすごいのかなというふうに。このイノシシの被害に対する対応策で、一番効果的なのはどういった対策なのか、お聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 被害対策の方法と申しますか、そういったものでございます。まずは、やっぱり捕獲ということがあると思います。これにつきましては、先ほど町長答弁をさせていただいたとおり、鳥獣被害対策実施隊によりまして捕獲のわなをしております。本町ですと、去年は11頭というふうなことでございましたが、他市町村におきましては七、八十頭、100頭を超える捕獲をしている地域もございます。ただ、本町については、そこまでは至っておりませんが、やはりくくりわな、さらには箱わなの設置をしながら、その対策を取っているというふうな状況でございます。

あと、もう一点につきましては、先ほども町長の答弁にありまして、電気柵ではないかなというようなことです。電気柵を設置しますと、その園地にはその後、全然入ってこないというようなことです。数年前から電気柵の設置をしておりますけれども、特に山の中にある園地につきましても、電気柵をすれば、そこから一切入ってこなかったというような状況でございます。そういったことから、電気柵の設置については今後も支援をさせていただきながら、今後の対策としては、重要な施策かなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 個体数を減少させるには、捕獲が一番なのかなというふうに思いますが、まだ1頭だということでありまして、実施隊の方も努力されているということでありまして、防止するには電気柵がいいということではございますが、この電気柵というのはどの程度の設置費用がかかるのかと、先ほど補助金を増額するということがありましたけれども、この補助の要件があるのかどうか、お聞きします。

○古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 電気柵の費用につきましては、その面積にもよりますが、大体15万ぐらいの、大体3反歩、基本的には補助金の基準と申しますか、3アール以上の面積、さらには販売農家ということにさせていただいているところでございます。それで、事業費用の2分の1というようなことでございます。大体3アールよりも多くしておりますので、大体十五、六万かかって、そのうちの半分ぐらいの費用を支援をさせていただ

いているという状況でございます。

以上でございます。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 電気柵をして、その園地には近づかなくなるんでしょうけれども、やはり個体数を減らさない限りはどこかに出てくるわけでありまして、そういった面においては、鳥獣対策の実施隊の方々が努力されているわけですが、この実施隊の方々の状況、人数についてはどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 鳥獣被害対策実施隊につきましては、現在27名の方をお願いしているところでございます。ただ、やはり仕事を持ちながらやっている方がほとんどでございますので、日中の対応とか、そういったものは限定されているというのが実態でございます。

以上でございます。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。最後の質問としていただきます。

○1番（荒木俊夫議員） 実施隊の方は、決算では25名となっておりますけれども、27名ということで現在いるということは、2名増えられたということで、うれしいことだなというふうに思っています。先ほどの説明にもありましたけれども、若い方が増えていると。免許の補助もしているということでございますけれども、ぜひ若い方も増えているということでもありますし、隊員の方は、今、課長がおっしゃったように、仕事を持ちながらの方でございます。できる限り町として支援をしていただいて、せっかく丹精込めて作った作物を鳥獣から食い荒らされないように、ぜひ守っていただきたいなというふうに思います。

基幹産業であります農業を守り、発展させていくことは、町の活性化にとってもとても重要なことでもありますし、耕作地を守って耕地の荒廃を防ぐためにも、農家や生産者の意欲が低下しないよう、今後も積極的に取り組んでいただくことをお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○古澤議長 以上で、1番、荒木俊夫議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 菅野邦比克 議員

○古澤議長 続いて、4番、菅野邦比克議員。

[4番 菅野邦比克議員 質問席へ移動]

○4番(菅野邦比克議員) 4番、菅野邦比克です。

コロナ対策に当たっている職員の方々に対して、まず感謝申し上げたいと思います。これからもよろしくをお願いします。

今日は、2件の質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

第1問について質問します。

新型コロナウイルスに係る事業実行の可否判断についてということで、山形県村山地方の感染警戒レベルは4であります。西川町のレベルも当然4になっています。感染者はまだ増加傾向にあり、その中で各課の行事が行われております。行事をしている課としていない課に分かれ、統一した指示がないのはなぜなのか、町として、レベルに応じた方針を町民にも分かりやすく知らせるべきであると考えます。

質問1、例えば、福祉課関連の行事はおおむね停止しています。スポーツ関連の行事は実行している。同じ体育館や外部の施設を使用するのに、一方はする、一方はしないというのは、指示が統一していないのではないか。隣接する自治体の感染増加の現状を考えた場合、町民へ納得できる判断を指示すべきと考え、質問いたします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

[町長 小川一博君 登壇]

○小川町長 菅野議員の新型コロナウイルスに係る事業実行の可否判断であります。コロナ禍での行事及び会議等の実施判断基準についてであります。本町では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、町民の皆さんの健康の維持に努めるために、対策本部会議等で検討を重ね、課、公所が主催する行事及び会議等の実施について判断するための基準、西川

町における新型コロナウイルス注意、警戒レベルごとの対応を作成しており、その基準に加えて、実施時の町内や近隣市町の感染状況、対象となる方々の年齢層やワクチン接種の状況などを考慮し、関係団体等と協議しながら実施、中止、延期などの対応を行ってまいりました。

議員ご質問のスポーツ関係の行事についてであります。町民体育館、町民グラウンド、西川交流センターあいべの利用につきましては、先ほど申しあげました基準に基づき利用をいただいておりますが、警戒レベル4においては町民の方の利用に限定しております。現在定期的に町民体育館を利用している団体は、西川中学校の部活動、スポーツ少年団及び総合型スポーツクラブ・スポーツサポート西川でありまして、その利用に当たっては、感染予防対策としてマスク着用、検温及び手指消毒、使用後の消毒などの対策を取っていただくほか、山形県教育委員会から発出されておりますガイドライン等を踏まえ、関係団体と利用についての話し合いを行っているところであります。

町が主催します町民スポーツ大会につきましては、関係する協会や地区公民館の皆さんの意向も十分踏まえながら、大会開催の可否判断を行っているところであります。

また、健康福祉課では、例えば、現在のレベル4の状態であれば、高齢者の皆さんを対象とした運動教室などの事業では、西村山地方で2週間以内に感染者がいないときは3密を避けて開催し、町内で感染者が発生したときは中止するなどの基準で実施してまいりました。特に、症状が重症化するとされております高齢者などの事業については、他市町の状況なども注視しながら実施してきたところでありますが、警戒レベル4から下がらない状況が続いております。延期または中止としてきた経過がありまして、一時期、県内の感染状況が小康状態になったことや、8月中に高齢者のワクチン接種が完了する見通しとなったことなどから判断基準の見直しの検討を行いますが、7月下旬からの新規感染者の急増により、さらなる感染拡大が懸念されまして、感染拡大防止特別集中期間が設けられたこともあり、現在、感染状況の推移を見守っているところであります。

以上であります。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 地元の声ということで、私もそう思いますけれども、小さな行事は全部中止になっていますよね、総会とか、ミニデイとか、あと何ですか、敬老会、こういうものは中止しているわけですがけれども、今回、カヌー大会、カヌーに別に反対しているわけでもないですけれども、カヌー大会が実施されたというようなことで、町民の方は、何で

地元の行事は中止しなくちゃいけないんだけど、全国大会になると何でできるんだと。単純な考えですけど、実に不安感があるというようなことでございますので、これに対して、なぜなんだと私も言われますけれども、ちょっと返答ができない。こういうことがあるとすれば、駅伝なども開催できたのではないかというような意見も随分寄せられます。なぜできなかったんですかというふうなこともありますので、感染対策はしっかりやっているとすれば、駅伝なんかも感染対策をしっかりやっていたらできるものではなかったかというふうに思っておりますので、答弁をお願いしたいと思います。

○古澤議長 答弁は奥山生涯学習課長。

○奥山生涯学習課長 菅野議員からのご質問であります。

まずはカヌー大会、全国大会を2つほど開催をさせていただいたところでありまして、この開催に当たりましては、事前に日本カヌー連盟、関係団体と十分な感染予防、感染拡大防止対策を踏まえた上でということで、開催するに当たりましては無観客で行うということ、事前の検査、2週間前からの健康チェック、会場に入る際の検温、そういった対策を取りながら、全国的にも行っている大会について、そのガイドライン等に応じまして開催をしてきたところでございます。

もう一つの町民の駅伝大会、町民のスポーツ大会の開催等につきましてではありますが、町の陸上競技協会、それから、地区の公民館の館長及び体育部の部長の方を対象といたしました、開催するに当たってのアンケート調査を行ったところであります。その中で心配されるのは、中継所、それから、スタッフとして多くの町民の方が競技運営に当たるといった場合に、様々な年代の方も集まるというようなことで、そのあたりについて、まだまだ町内のほうでは様々な職業に就いていらっしゃる方等もございまして、一律に集まるということが難しいという現状がございましたので、おおよそほかの公民館の方についても、駅伝大会中止というのは非常に残念なことではあるが、より安全な環境の中で開催をしていくべきだという声がほとんどでございましたので、そういった決断に至った経過がございまして、

以上であります。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） スポーツ大会に対しては、非常に主催者の方も大変なご苦勞であったということは推察をしております。ただ、町民の方は、単純に、やはりなぜだというのが意外と分からない。町としては、こういうふうに行っている、あとホームページに流しているというふうなことですけども、ホームページをなかなか見る人もいないし、そういう

点では、もうちょっと広報をきちっとやられたほうがよかったんじゃないかなと。ちょっとカヌーに出ますけれども、全中の大会がありましたね、あと大学の大会もあったわけですが、8月2日の新聞に、知事会がメッセージということで旅行、帰省を中止してと、県境をまたがないでしてくれというふうなメッセージを載せたわけですが、これ全国民が見ているし、町民の方も見ておるわけで、そういうまん延防止、それから、緊急事態宣言のところからカヌーにも来るんだかというような意見が随分寄せられておまして、非常に不安だというようなことですが、やっぱりこういう全国大会のものは防ぎようがないということなのか、それとも、各主催自治体で、今回は7月末から急増しているの、何とか検討いただけないかというようなものの意見はできないものか、お伺いしたいというふうな……。

○古澤議長 答弁は奥山生涯学習課長。

○奥山生涯学習課長 ただいまのご質問でございますが、目前に迫りました全国大会に感染拡大が迫ってきているというような状況の中、内部におきましても、全中の大会の主催であります日本カヌー連盟等々と地元としての考え方などすり合わせを行いながら、その時点ででき得る対策、特に来県、来町、西川町に入ってくる前に、出発する時点での検査、健康観察等々を重視していただきながら大会に臨んでいただくというような、さらなるお願いなどを行いながら開催を行ってきたところでございます。

また、後ほどの質問でもございますが、このたび日本選手権というものが予定されていたところでございます。その時点の判断として地元の声などを伝えながら、日本選手権等については中止となったという部分がございますので、そういった、その時点、その時点で主催団体と協議を重ねながら、大会の可否、実行の可否については協議を行ってきているというような経過でございます。

以上であります。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） そうしますと、この次、今、課長が申し上げられた選手権中止というのは、ホームページから見たら中止というふうに入っておりましたので、それは理解しております。

町民の方というのは、8月2日の新聞を見て、カヌーは、我々も分からなかったんですけども、この前の常任委員会で、全中とか、インカレとか、全日本大会をやるんだかと言ったら、誰も分からない。聞きにいつて、やるんだそうだと。え、やるんですかと、こういう

ふうになったのが実態であって、その辺の可否判断も誰に任せているんだというふうな話が出まして、誰も分からなかったというのが現実だったので、可否判断というのは非常に大きいと思いますので、今後は一つ町民にも分かりやすい、そういうものであってほしいなというふうに思っております。

せっかく、西川町はカヌーの町だというふうに言っているわけですがけれども、実は、1週間くらい前かな、あるおばちゃんから、ところで、モルドバの選手というのはいつ来て、いつ帰ったのだというようなことなんですよ。だから、広報でも分からないし、来ていますのでというのは何かチラシもいろいろあったわけですがけれども、意外とそんなものなんですね。

それから全中、それからインカレの選手団も来ておったわけですがけれども、昨日、町長の話で何十校、何百人というふうなことがあったわけですがけれども、感染で非常事態宣言の都道府県、それからまん延防止の都道府県から何校ぐらい来ていましたんでしょうか、参考で分ければ。分からなかったら、後でもいいですがけれども。要は、私も毎回、何回も言うけれども、温泉に行っているわけですがけれども、その辺が非常に敏感でして来なくなっているんですよ。ですから、その辺は絶対、中学校の方もワクチン接種なんて多分していないで来ていると思いますけれども、不安になっている方が非常に多いというのが現実なんですよ。だから、行ってみると非常にがらがらで、時間帯もあるんでしょうけれども、そういう状況が起きておりますので、町民に安心感を与えるには、先ほどの荒木俊夫議員の病院の件もありますけれども、はっきりメッセージを伝えないと、何か不安のまま、このまま過ごしているとか、行っているのかなというふうなことがありますので、その辺のメッセージの伝え方を「広報にしかわ」でやっているわけで、今現在、何十校が来ていますよ、でも、入れません、でも、皆さんよろしくぐらいは、言ってもいいのではないかな。だから、いつ来たのか、いつ帰ったのか、中学校がいつ来て、いつ帰ったのかなんていうのは、分かっている人はまずほとんどいないというようなことですので、その辺、もしさっきの非常事態のところ、まん延防止のほうから来ている校数が分かれば教えていただきたい。

○古澤議長 答弁は奥山生涯学習課長。

○奥山生涯学習課長 全中、それからインカレに出場されたチームの所属する都道府県が非常事態宣言等に該当するかどうか、ちょっと手持ちの資料がございませんので、後ほどご回答をさせていただければと思います。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 8月25日の発表で、鶴岡で東北総体をやったわけですがけれども、

ここでクラスターが発生したというふうなことが新聞にも出ておりますけれども、そういうことが西川町でも起きないということはないので、ぜひいろんな方の接種状況を確認しながら、町では、接種してきたかなんて1件1件チェックはしていないでしょう、多分。だから、してくるはずだというふうなことで、大会の運営というのとはなっていると思いますので、その辺をきちっと、ワクチン接種を行った上で来ていますから安心してくださいというような強いメッセージというのは、必要だと思うんです、全国大会というのは。町内の大会であれば、西川町も7件ほど感染者が出ましたのですけれども、安心ですから、ぜひ皆さん来てくださいとか、そういうものがあっても不思議ではないのかなというふうな気がしておりますので、今後、いろんな大会をする段階では、ぜひメッセージを強めていただいて、そして、前にもこの質問を議会でしたことがあったわけですが、メッセージを強めることによって、町内の経済も回るはずなんですよ、金を使いますから。みんな、金を持っていても使うところがないと言っている人もいるし、大変羨ましい人だなと思いますけれども、ぜひそういう点では、いろんなところ、町内の飲食業、それから宿泊施設も使えますので、メッセージが強くあれば安心なんですよ。ぜひよろしく、その辺お願いしたいと思います。

次に、2番目にいきます。

感染レベルに応じた対応とは何なのか、レベル4、3、2も同じ運用を取っていませんか。近隣の自治体では、感染者が再び増加しています。安全対策はどうなっているのか、質問します。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 質問2であります。感染レベルに応じた対策についてであります。全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が多くの都道府県を対象に発出されてきております。本町では、町民体育館や町民グラウンド、西川交流センターあいべについては、警戒レベル4になった場合、町民の方の利用に限定する、新規の予約を制限するなどしておりますが、また、近隣市町の感染者が増加している場合には、利用される団体の代表者の方と安全対策について話し合いを持つなど、感染状況に応じた対応を行ってまいったところであります。

いかなる感染症であっても、特効薬、治療薬がない状況では、感染を防ぐためのワクチン接種を含め、感染リスクを避けるための行動は感染防止対策になると考えられております。本町では、町民の皆さんに新しい生活様式の実践や密閉、密集、密接の3つの密を防ぐ行動の徹底を呼びかけ、事業者の皆さんには各種業種別に示されているガイドラインに沿った感

染防止対策の徹底を呼びかけながら、着実にワクチン接種を進めてまいりました。

これまでの本町の感染状況を顧みたとき、連日続けての感染確認がない状況にあり、感染者数が生活圏域の他の市町と比較して少ない状況にあります。まず、これはひとえに町民の皆さん一人一人が感染対策を徹底し、日常生活を送っておられるたまものであると考えておりまして、感謝いたしておるところであります。

以上であります。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 今現在、村山地区のレベルは4、これは山形県における新型コロナ対応の目安ということで注意警戒レベルを示しておりますけれども、これを見ると、レベル4というのは感染が拡大傾向にある状態、1週間に二人以上の感染経路が不明、それから、重度入院者が3人以上というふうな参考とする指標があります。でも、実際は、感染が拡大し、医療提供体制の逼迫が懸念される状態。指標としては、医療現場の逼迫状況を踏まえての判断というふうなことで、重症入院患者1週間当たりの新規数とか、60歳以上の入院患者数とかと出ております。実際は、これレベル5なのではないですか。この判断基準から、状態からいくと、レベル4でなくてレベル5の非常事態。県でも、今、特別集中期間ということを出しておりますけれども、これを見ても、レベル4でなくてレベル5というふうに私は認識しておりますけれども、こういうものというのは、県のほうにこれは違うんじゃないかというご意見なんかはしたことはございますか。

○古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

○飯野健康福祉課長 ただいまの菅野議員の質問でございますが、山形県における新型コロナ対策の目安といたしまして、注意警戒レベルというようなことでレベル1からレベル5まで設定になってございます。このレベルにつきましては、県のほうで基準のほうを設けまして、ただいま議員おっしゃいましたとおり、参考とする指標等というようなことで判断しているものでございます。

現在、レベル4の状態でありまして、状況的にはレベル5ではないかというようなことでございますが、県の指標というようなことでございまして、これは、こちらのほうからレベル5のほうになっているのではないかというようなことで問合せのほうはやったことはございません。ただ、8月20日に、県のほうでもレベル4でありましても感染拡大がさらに広がるというようなことで、先ほど来、申し上げていますが、感染拡大防止特別集中期間というものをして、抑え込みに入っているというような状況でありますので、よろしくご理解を

いただければと思います。

以上であります。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 県のほうから来ないと分からない……レベル4だというのは分かりますけれども、このレベル5というのは非常事態だということですが、自宅療養の方も百何人おられますので、そこから考えてみた場合でも、レベル5で対応するのが本来は正しいのではないかというふうな気がします。緩やかに拡大傾向にあるというような状態はありませんので、その辺は5の対応をもって感染の対策をやっていくというのが一番正解なのかなという気がしますけれども、もう一回ちょっと答弁をお願いします。

○古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

○飯野健康福祉課長 ただいまのご質問でございますが、レベル5の対応でしていくべきではないかということでございますが、現在、ワクチン関係のほうも接種が進んでおる状況でありますけれども、まず、コロナ関係の特効薬というか、治療薬のほうはまだないというような状況でございます。そのような状況の中で感染症対策をしていくということでありまして、一つは人流の抑制ということで不要不急の往来を避けるということが、まず第一点あると思います。県のほうでも外出を2分の1にするとか、買物を短時間で行うとか、会食は3人以内、1時間程度というようなことで、そのようなことでやっているわけでございますが、5でなかったということでありまして、そのような基本的な対策をしていくということが肝要であるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上であります。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） ぜひ対策を今以上にさせていただいて、感染が及ばないような形でお願いできればというふうに思っております。ワクチン接種については順調に進んでいるということで、大変うれしく思っておりますので、ぜひ2回接種が完了されますように私も願っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次、質問3にいきます。

関東圏や関西圏で感染者が拡大しております。交流について、今後どうするのか。町内の交流がストップしていますが、全国レベルの大会はできる。どう考えてもおかしいと思えます。行事の中止もあり得るのか、質問します。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 質問の3番目でありまして、全国大会の招致についてであります。この件につきましては、先ほど議員のご質問もあり、お答えもしたところでありますが、特に今回の日本カヌースプリント選手権大会についてであります。明日9月8日から月山湖カヌースプリント競技場を会場にしまして、日本カヌースプリント選手権大会が開催される予定でありましたが、しかし、大会を開催する上で最も重要なことは、参加される選手、競技役員等の皆さん、そして、町民の皆さんの安全を確保することでありまして、本町では、新型コロナウイルス感染症が急激に感染拡大している中で、大会開催地として、町民、そして参加選手の皆さんにとって安全な大会運営を行うことは難しいとの意見を日本カヌー連盟に伝えておりまして、大会の中止が決定したところであります。これにつきましては、これまでも課長のほうからもご回答申し上げておりますように、大会の主催者との十分な連携を取りながら、さらには、町としての受入れ態勢、要するに今回は、特に、ほかの全中もそうですが、受入れ側の宿泊等も含めてになります。全て事前に予防接種を行いまして、その対応も行ったところであります。今回やってみてであります。さらに、先ほど議員のほうからもご指摘ありましたように、町民に対する周知の仕方、こういったものを含めて、今後、議員のご指摘を十分留意しながら大会に備えたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 全日本カヌースプリント選手権大会が中止というのは、ホームページの行事予定から引っ張り出すと打ち込みがなっておりましたので、これはやめたんだなというようなことで分かりました。

今年開催される予定だった三重国体が中止決定ということで、8月26日の山新に出ておりました。これ三重県知事も大変悩んだ大会の中止かなというふうに思っております。これも思い切ってやったというふうなことですけれども、実際、広がっている段階ではこういうのも英断なのかなと。でも、この前のオリンピックなんかを見ると、非常に感動があつて、やってよかったというふうに私も思っておりますけれども、この辺のはざまで、各首長というのは悩むんだなというのを、今回ありありと理解したところです。

これも、こういうのも町民のいろいろな不安を取り除くために、私は質問しておりますので、ぜひ、さっきも言ったようにメッセージを出していただきたいというふうに思っておりますから、よろしく申し上げます。

最後に、8月19日の山新に「談話室」というのでいろいろあるわけですけれども、ここに今回、東北学院は1回戦で勝利したが、宮崎商は初戦を2日後に控えて苦渋だったと、辞退

しましたですね、このことが書かれております。最後に、コロナ禍収束までは、大規模な大会の運営方法でなく、日々の活動についても対策を更新し続けなければなるまいというふう
に書いてあるんです。まさしくそのとおりでと思うんです。やっぱりいろいろ、その状況、
状況で変わってきますので、今、少なくなったから、あと収束するかなと思うと、そうでな
くて、またぼかっと出る可能性がありますので、ぜひそういうことを願って、町民の不安を
取り除くために、また一生懸命努力されますように、心からお願いしておきます。

次に、2番目の質問……。

失礼しました。志津会館建設は年度内の完成は大丈夫なのかと。志津会館の建設について
は、令和2年度当初予算へ7,200万円を計上し、12月の供用開始の予定で進めてきました。
しかし、地盤調査をしていなかったことが分かり、令和2年7月9日の全員協議会で経過説
明が行われました。令和2年9月の定例会で全額取下げの補正予算の提案を行ったところで
す。その後、令和2年12月2日の全員協議会において、志津会館に係る地元への意向調査の
結果について口頭で説明がありました。令和3年度当初予算で9,168万円を計上し、可決さ
れました。その後、6月の定例会で請負契約の承認を行いました。冬場の工事を考えると
3年度内の完成は難しいのではないかと。どういう状況なのか質問します。地盤調査の結果や
現在の工事の進捗状況について質問します。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 菅野議員の志津会館の建設の進捗状況であります。初めに、志津会館整備工事
の経過について申し上げますが、志津会館整備工事につきましては、令和2年度の当初予算
において設計監理業務委託料800万、工事請負費7,200万円を計上したところであります。
令和2年4月7日に設計監理業務を委託発注し、その設計監理業務委託の中に地質調査の経
費を計上し、地質調査の結果に基づいて設計を行ったところであります。地質調査の結果、
地盤改良を要することが判明しましたので、降雪前の10月までに既存の志津会館を解体、地
盤改良を行い、鉄筋コンクリートの基礎を設置し、木工事部分の屋根と外壁を完了した上で、
足場を解体するところまで行うことが困難と判断し、令和2年7月9日に開催されました議
会全員協議会でご説明を申し上げ、令和2年9月定例会で工事監理業務委託料及び工事請負
費の予算を減額し、3年度当初予算に改めて計上したところであります。

また、地滑り防止区域内で2メートル以上の掘削を行う場合には、地すべり等防止法第18
条の制限行為に該当し、国土交通省東北地方整備局長の許可を得た上で、令和3年6月10日、
入札を執行、6月定例会で志津会館整備工事請負契約締結議案をご可決いただき、目下工事

を進めているところであります。

それでは、現在の状況であります。地盤調査の結果並びに現在の工事の進捗状況についてであります。地盤調査について志津会館の周囲で3か所の調査を行っております。支持層は志津会館前の主要地方道大江・西川線側は深く、基礎下から支持層までの間約1.5メートルをラップルコンクリートで地盤改良を行う設計としております。

工事の進捗状況については、6月15日に着手し現場事務所設置、志津会館敷地に入るための仮設の架台を設置し、既存の志津会館の解体は8月12日で完了したところであります。土坑、基礎、地下の鉄筋コンクリートの工事は9月末の完了を目指しておりますが、コンクリートの型枠材や鉄筋の品薄により入荷が1か月遅れとなっております。また、木材全般にわたり品不足であり、入荷の見込みが立たず、工事が遅れることが懸念されているところであります。

このような状況の中で、志津会館の解体後、基礎工事のための掘削をするに当たって、のり面を保護する矢板を設置するためレールを打ったところ、施工業者から支持地盤に届いていないようだとの報告があり、改めて基礎設置場所のボーリング調査を行ったところ、基礎下から支持層までの深さが約6.4メートルあり、昨年度調査した志津会館の周辺より約5メートル深くなっていることが判明しました。地層は、主要地方道大江・西川線側は道路傾斜に沿って下がっており、敷地の東側は志津駐車場側から主要地方道大江・西川線に向かって下がっており、さらに基礎設置場所がくぼんでいる地形になっていることが8月下旬に判明しましたので、現在、工法、工期、工事等の検討を行っているところであります。

以上であります。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 支持基盤については去年の説明もありまして、13メートルのくい打ちする必要があるということで1,700万円の増額が必要だというふうな説明は、全員協議会でもあったわけですがけれども、今の話の中で、やはりここは地滑り警戒区域に入っているのでしょうか。この中で、国土交通省の承認というのは、6月に承認を取ったのか、ちょっと……要は3月に予算が可決しております。本来であれば、雪対策を考えれば、5月頃には請負契約を結んで工事に入ってもらえれば、12月には完成の予定というふうなことはなるとっておったんですけれども、なかなか請負契約のあれが出てこなくて、6月の定例会でというふうなことになったわけですがけれども、その辺の国土交通省の許可の取り方が遅かったというのもあるわけですか、ちょっとそこら辺お聞きします。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 志津会館発注に向けたところの経過というふうなことで答弁させていただきたいと思います。

志津会館につきましては、令和3年4月、今年度の4月に建築確認申請書が県のほうから下りまして、その後、発注に向けた準備をしていたわけでありますが、志津会館を設置する場所といいますか、志津全体が地すべり等防止法の網にかかっているということで、対策工事を国土交通省のほうでやっているわけでありますが、そちらのほうとの協議というふうなことで必要などころがあるのではないかというふうなところをちょっと疑問に思いましたので、私が国交省のほうに、海味にあります寒河江川砂防出張所のほうですけれども、相談しまして、そうしたときに、地すべり等防止法の18条制限行為、制限行為の内容は、地滑り防止区域内で2メートル以上の掘削をする場合、また、平米当たりの荷重10トンを超える場合は制限行為に該当するので、協議を行ってくださいということでありました。そうしたところ、掘削がどうしても道路部分のほう、のりの肩になっていますので、そこから下の水路の段まで削らなくてはいけないということになりますので、そうしますと、その2メートルというのを超えるということで、国土交通省のほうと協議しまして、海味にあります寒河江川砂防出張所を通しまして新庄にあります新庄河川事務所、それから東北地方整備局という流れを取りまして許可をいただいております。それが5月の末頃になったものですから、それを受けまして、協議終了というのを受けまして、6月の定例会のほうに契約案件を出させていただいたところでもあります。その間1か月少々ありましたので、その間で発注が遅れたということになっておりますということでもよろしいでしょうか。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 今、説明があった18条の制限ということですがけれども、本来であれば、令和2年度の予算計上のときに、こういうものというのは許可を取る必要があるのではないかというふうなものについては協議しておくべきだったと思いますけれども、これが抜けておったということが事実だったということですよね。それに伴って、また、新年度の実行の段階で遅れたというのが現実だろうとは思いますがけれども、去年の予算計上をして、支持層基盤にくい打ちをする必要があるというようなときでも、いろんな議論があったわけですがけれども、要は普通のうちであれば、地盤調査をしてから建物設計でないかというような議論も随分出ましたんですけれども、建物ありきでいったら、いや、地盤が全然駄目だったというふうなことがあって、この辺が事務手続上の大きなミスだったかなというふうに感

じております。議会でもいろいろ議論しましたんですが、反対はしませんでしたよね、予算には。そこだけ確認しておきます。町長、いかがですか。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 この志津会館につきましては、議員の皆さんから今、ありましたような支持基盤やら、あの場所でよいのかとか、いろんなご意見、ご指導をいただいたわけでありましたが、決して議会で反対の意見はないというようなことで確信しております。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 分かりました。

じゃ、時間もあれなので、次の質問にいきます。

2番目、冬場の工事で寒さや雪対策が必要と考えます。令和4年3月の年度内完成は大丈夫なのか、質問します。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 志津会館の完成時期と申しますか、質問の2番目に当たりますが、令和3年度内の完成は大丈夫なのかということではありますが、当初降雪期前までに木工事部分の屋根と外壁を完了し、足場を解体することができれば、内装工事は降雪後も可能と考えておりましたが、現在は、先ほど申し上げましたとおり、地盤改良の工法等の検討に時間を要しております。さらに建築資材の入荷時期の遅れなどにより、降雪前の10月末までに木工事部分の屋根と外壁を完了し、足場を解体するというようなことが困難と判断しております。これは令和4年度に繰り越して施工せざるを得ないというようなことを考えているところであります。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 今年度はできない、来年度になるというふうなことで、今、答弁があったわけですがけれども、そうしますと、来年の志津の雪旅籠祭りには当然間に合わないし、トイレも使えないということになりますよね。トイレは簡易トイレを持ってきてするのか、雪旅籠祭りを中止するのかは分かりませんが、どっちにしても、いろんな判断はあると思いますけれども、トイレは各旅館のものを使わせていただく、祭りを開催するのであればそういうことになるということによろしいですか。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 ただいまの質問にお答えします。

雪旅籠の開催期間中のトイレは、志津会館がないために使えないというふうなことになります。

ます。昨年度の雪旅籠につきましては、コロナ禍というふうなこともありまして宿泊者限定で行ったということで、宿泊者ですので、お泊まりの旅館のトイレを使わせてもらっているというような状況になっておりました。

今年度の開催についても、どういう状況になるかはまだ分かりませんが、実行委員会が当然ありますので、その実行委員会の中で対応を考えていくというふうに思います。

以上です。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） ぜひ雪旅籠をやる場合は地元の志津組合に話をさせていただいて、苦情のないような対応をよろしくお願いしたいと思います。

質問3に移ります。

工事が遅れたことにより、今年の3月頃から材料費が3割から4割高騰しております。また、輸入が遅れており材料の確保がままならない状況です。ウッドショックの影響は大きいものがあります。今後、輸入の遅れによる工事の遅延や材料の値上げによる建設費をどのように対処しようとしているのか、質問します。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 建築資材であります、いわゆるウッドショックによる建築資材不足や価格高騰への対応についてであります、木材調達につきましては約4か月を要しているとの情報がありますので、令和4年度に繰り越して施工することにより、木材の調達は可能になってくるのかなと考えておりますが、現在のところ、価格についてははっきり分かっておりませんので、判明次第、全体工事の中で精査すべきものと考えておりますので、今後、状況等によりまして、議会のほうにもご説明しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 木材の輸入については大変遅れているというふうなことは、まだ今もそういう状況にあるということで、大体2か月ぐらいは遅れているというふうなこと、それから、またいつ入ってくるか分からないものもあるというふうなことで、工事も大幅に遅れるのは必至であるというふうに思っております。いろいろ業界の方に聞いても、今はヒノキ材は全くありません。杉材についても3倍ぐらい上がっている、米松については4倍ぐらいになっている、こういうふうなことを言われておまして、材料がないんだというようなことで、じゃ、国内産の杉はどうだというようなこともありますけれども、杉を切ったか

らといってすぐ対応できない。当然乾燥も必要であるということで、現在は、杉については3倍ぐらいになっているというふうなことがありますので、もうこの9,168万で当然出来上がらないということは、もう目に見えて分かってきたというのが、私のいろいろ調べた結果だろうと思いますので、これが、例えば1億5,000万になるのか、2億になるのか分かりませんが、そういう状況になった場合は、当然議会にかけるということですが、その限度、これくらいまでなら志津会館にはというような金額はありますか。2億かかっても、いや、やるものはやるんだということなのか、その辺ちょっと確認だけしておきます。町長、お願いします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 志津会館の建設につきましては、志津地区との話し合いを10年間ほど続けておりまして、要は建設する場所ではありますが、も含めて、そして、観光地にトイレがないというようなことは、最も大変な観光環境だというようなこともあって、ぜひとも志津地区にトイレを常設できるような、観光客の皆さんに喜んで使ってもらえるような、そういったものを含めて、あとは、観光案内でも含めてなのですが、そういったものをぜひとも整備したいというようなことで進めておりまして、そういった意味で、いろんな方からお話がありますが、あの地区にどうして1億もかけるんだとか、そういったことでありますが、やっぱり西川町の大きな産業は観光、農業、商業も含めてであります。そういった面で非常に大きなウェートを占めておりますので、特に西川町は合併以来、観光立町というようなことで進めてまいりまして、志津を拠点にしながら、さらに今は弓張、月山湖も含めて進めているわけがありますので、今のところ、じゃ、2億か、3億かと言われてもなかなか即答できませんが、ぜひ、あまりかかるようでしたら、これは私の個人の意見ですが、規模を若干縮小してとか、そういったものを含めて、今後検討すべきかなと思っていますが、ただ、額的には以上のおおとなりますので、よろしく申し上げます。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 時間もあまりなくなってきたわけですが、今、この志津会館について悔やまれるのは、議会に予算提出する段階において、地盤調査とか、いろんな手続上の問題をクリアしていれば、去年中にはできたわけですね、結果論ですが、通常であれば、どこのうちでもそういうふうな手続を踏んでやって、予算が幾らだということでも工事が始まるわけですが、なかなかその事務手続上のミスが重なって、結果的にはウッドショックまで運悪く来ちゃって、軽費がもう非常にかかり過ぎるというふうになって

しまったので、その辺は非常に悔やまれるところでもあるし、町にとっても、今後そういう事務手続をする上で、建設関係については、志津会館だから商工観光課だけでやっていたのか、それとも、建築については建設水道課だから、一緒にものを進めてきたのか、事務手続上、間に合わない、建設水道課はそういう専門ですから、そういうことを一緒にやってきたのかどうかだけ、ちょっと確認させてください。

○古澤議長 答弁は高橋副町長。

○高橋副町長 特に土木部門につきましては建設水道なり、技師がおりますし、いろいろ経験もあります。そういうようなところで、例えば、宅地造成なんかにつきましても、土木工事をする。それと、ただ、建築につきましては、専門の技師というのが庁内には、役場にはおりません。なかなかほかの自治体につきましても、建築部門の専門の技師がないというようなことで、これまでも設計等につきましては委託をしてやってきたというような経過がございます。大きなものでいきますと、ケアハイツにつきましては、造成工事は町のほうでやりまして、ただ、その基礎工事なり、地質なりは専門業者をお願いしてやってきている。それに基づいて、くい打ちをして設計をやっていただくというようなことで、全て専門業者をお願いしているというようなことでございます。

今回の志津会館につきましても、確かに地滑りについては、局との協議、そういうものが必要だということについては、本来、設計業者なり、町なりで事前に情報というものをすべきだったというふうには思っておりますけれども、設計の段階におきまして、地盤調査については専門の業者をお願いして、そして、地盤調査をして、それに基づいて設計をしていただいたというようなことでございまして、ところが、実際に掘削をしてみますと、基礎となる地盤がそれよりも深いところにあった。地盤調査につきましても、現在、元の志津会館が建っていたところでは調査ができないので、その周りをやったというようなことで、今回、建物を解体をして、そして基礎に入るということで、くい打ちを試みたところが、基礎地盤に届かなかったということで再度調査をして、基礎地盤がもっと深いところにあるということが判明したところでございます。全部町の職員なりで設計なりをできればよろしいんですけども、そういう職員がないものですから、町ではそういう対応をしてきたということでございます。

今後、設計につきましては、そういう方に委託をしてやっていかなければならないということで、今回の地滑りなり、地盤調査なり、これについては、一定のそういう方向で委託をしてきたんですけども、現場でそういう状況になったということでございまして、これに

つきましては、今後の工事のやり方についても反省点として次に生かしていくべきだというふうには思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○古澤議長 4番、菅野議員。時間が来ましたので、一言で御願います。

○4番（菅野邦比克議員） ぜひ、これからの建築については、各課で横断的に相談できるものがあればやっていただいて、ミスのない事務手続をお願いしたいということを最後に述べて、私の質問は終了します。ありがとうございました。

○古澤議長 以上で、4番、菅野邦比克議員の一般質問を終わります。

◇ 佐藤 仁 議員

○古澤議長 続いて、2番、佐藤仁議員。

〔2番 佐藤 仁議員 質問席へ移動〕

○2番（佐藤 仁議員） 2番、佐藤仁です。

昼をまたぎますけれども、ひとつよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

私からは、大項目2点、質問を準備させていただきます。

まず1点目です。昨年の7月豪雨災害の復旧状況と今後の課題ということで……。

○古澤議長 佐藤議員、マスクを……。

○2番（佐藤 仁議員） 令和3年度の当初予算で災害復旧費として約5億円強の予算が計上されていることを踏まえて、質問をいたします。

質問1です。

現在の発注状況及び完了割合はどうなっているのか、お聞きします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

○小川町長 佐藤議員のご質問であります、昨年7月豪雨災害の復旧状況と今後の課題等ありますが、まず1点目ですが、町道及び普通河川に係る土木施設災害復旧並びに農林業施設災害復旧の発注状況及び完了割合についてでありまして、初めに、土木施設災害復旧についてであります。

令和2年7月豪雨災害は、激甚災害に指定されるほど甚大な被害が発生しまして、町道、普通河川については、令和2年8月2日、国土交通省に緊急災害対策派遣隊TEC-FOR

CEの派遣を依頼し、人的に困難な箇所を調査していただきました。また、災害復旧技術専門家派遣制度により3人の専門家を派遣していただき、現地でアドバイスをいただいたところでもあります。被災状況の把握などは極めて順調に進みましたが、これもひとえに国土交通省及び山形県当局のご指導のたまものであり、感謝しているところであります。

現在の発注状況については、公共災害復旧は国で3か年復旧のための予算措置が図られておりまして、令和2年度から4年度までの総額は約4億2,000万円、そのうち2年度は決算額で9,461万7,100円、2年度繰越しと3年度を合わせて約2億5,000万円、箇所数では27か所です。

完了割合については、令和2年度に発注し完了した箇所は2か所、2年度に発注し、3年度に繰り越して完了した箇所が8か所、完了率は約37%です。これまで発注済みの総箇所数は21か所、発注率は約78%です。

次に、農林業施設災害復旧についてです。農林業関係の予算額につきましては、農地農業用施設災害復旧費は令和3年度予算額9,805万円、2年度繰越し明許費1億1,408万円、総額2億1,213万円です。また、林業施設は、令和3年度予算額3億2,805万円、2年度繰越し明許費1億780万円、総額4億3,585万円でありまして、合わせて6億4,798万円です。

現在の発注状況及び完了状況につきましては、農地災害復旧は、公共災害復旧事業の箇所が7か所、発注率は100%、完了箇所は4か所、完了率は75%です。単独災害復旧事業の箇所は32か所、発注率は28か所で88%、完了箇所が26か所、完了率は81%です。

農業用施設災害復旧は、公共災害復旧事業の箇所が7か所、発注率は4か所で57%、完了箇所が1か所、完了率は14%です。単独災害復旧事業の箇所は95か所、発注率は87か所で92%、完了箇所は11か所、完了率は85%です。

林業施設災害復旧は、公共災害復旧事業の箇所が12か所、発注率は7か所で58%、完了箇所はまだありませんが、単独災害復旧事業の箇所が156か所、発注率は73か所で47%、完了箇所が52か所、完了率は33%です。

農地農業用施設及び林業施設と合わせた災害復旧箇所数は、国・山形県関連箇所を合わせて320か所、発注済みが216か所、発注率68%、完了箇所は170か所で、全体の完了率は53%です。

以上であります。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） こまい数字までありがとうございます。それで、各災害復旧という
と建設水道課と産業振興課、大きく分けて2つの部署だと思います。それで、もう一回金額
的におさらいします。私は予算書から取った数字です。

まず、建設水道課のほうが、本年度の単独で3,060万、あと公共土木が7,216万で1億276
万円です。繰越しで上がっているのが、公共土木で2億2,695万で、建設水道課のほうのト
ータルで3億2,971万と。産業振興課のほう、先ほどもありましたけれども、農業施設が
9,800万、5万円のこまい点はちょっと省きますけれども、本年度の林業施設に関しては3
億2,800万、合計で4億2,600万と。繰越しの部類で農業施設のほうは1億1,400万、あと林
業のほうは1億780万、繰越しのほうは2億2,180万で、トータル6億4,780万ぐらいになる
と。

繰越しの大体の合計が、ちょっと差があるかもしれませんが、トータルで建設と産
業で9億7,751万ぐらいあるわけですが、今年度の予算では、繰越しを引けば予算の
円グラフにある数字5億2,880万ぐらいですか、これが復旧費で今年度の予算に計上になっ
ていると。

そのほかに建設工事通常をやつて6億何がしがあって、非常に建設関係のほうの、これは
先ほどの志津会館とかの6億の中には、みどり団地の工事なんかも入っているんでしょうけ
れども、非常に、約20%ぐらい本年度予算でこういう絡みの工事があるという中で、復旧工
事を進めていかなければいけない。現在も進行形だということになるわけです。

非常に建設水道課のほうは、本数も少なく、少ないといっても通常よりはうがいわけ
ですが、一番と大変なのは産業振興課です。まず、件数が多いと。先ほど、今、話があ
りましたけれども、公共災害で26本ありますね。単独では283件ぐらいあると。これは単独
というのは、課長の説明いわく、地域をお願いして、地域で発注して仕事をやるというのが
283件ぐらい、トータルで約310件ちょっとなんです、今、320件という報告がありました
けれども、非常な数です。しかも場所が悪い。もう谷、山、沢、人も車も重機が行くのも大
変なところで仕事をやる、これからやるということになるわけですが、建設水道課の
ほうは、公共災害のほかに町単独の工事があるわけですが、ここはどの程度になっ
ているか、簡単にでいいですから、件数と金額と発注件数ぐらいは教えていただきたいとい
ふふうに思います。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 町の単独土木施設災害復旧事業につきましては、今のところ、支出が

1,248万円ほどになっております。それで、予算計上になっているものが現在約12か所ありまして、発注して完了したものが3か所でございます。今のところはそういう状況でございます。

以上であります。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

町単独のやつは予算的には大体3,010万ですかね、このぐらいになっている中では。これは平地というのがうがいと思うので、これから雪が降っても、雪を片づけながらやれる仕事も結構あると。ですから、今から発注する件も結構あるということで、大変だとは思いますが、あまり心配はほだんでもないのかな。やっぱり産業振興課のほうの物件ですよ、件数も多いと。1つお聞きしたいのが、公共災害で発注済みの金額というのは幾らぐらい、どの程度になっているのか、お聞きします。

○古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 公共災害の発注済みの金額というようなことでございます。

まずは、農地に係るものにつきまして、発注済みにつきましては3,394万円です。あと農業用施設につきましては1,727万円ということでございます。発注額からすれば、発注率については、先ほど申し上げた金額が、農地は100%、農業用施設につきましては31%ということでございます。

あと、林道作業道の公共の発注済み額につきましては1億8,200万円でございます、発注率につきましては71%でございます、合計しますと全体で2億3,300万円の発注済み額で、全体の発注率につきましては67%というような状況でございます。

以上でございます。

○古澤議長 ここで昼食のため休憩します。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

最初に、先ほどの佐藤仁議員の答弁に対して訂正がございますので、先に訂正の答弁をいただきます。

眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 先ほどの佐藤仁議員の町単独土木施設の災害復旧についてのご質問がありまして、それに対しまして、ちょっと誤りがありましたので、訂正させていただきたいと思っております。

6月に補正もしております、総予算で今のところ3,255万円、総箇所数にして15か所ございます。完了箇所がそのうち5か所ございまして、完了率が3分の1となっております。その中で支出しておりますものが約480万円となっております。申し訳ございませんでした。以上であります。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 早速の訂正ありがとうございます。

ちょっと時間が中途半端で、どこから聞いていいのかなんですが、産業振興課の件数も、お金も非常に多いわけです。それで、公共土木のほうですけれども、件数が26件で、今のところ18件発注しているということなんですけれども、町内の業者さんがほとんどだと。ほとんどだというよりも、町内100%だということをお聞きしております。それで、問題は単独で各地区でやっている、補助出してやってもらっているところ、283か所ほどあるわけですが、非常に業者さんもそっちこちのあれで忙しくて、手いっぱい手いっぱいということなんでしょうけれども、この単独のやつで町外の業者さんがやっているのはどの程度なのか、簡単をお願いします。

○古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 単独、いわゆる各地区で実施していただいている事業の中で、町外業者への発注というようなことですが、どうしても農地等の至急実施しなきゃいけない箇所とかいろいろありまして、その際には町外業者に頼んでいる地区がございます。その件数としましては、先ほど283件のうち10件というようなことでございます。よろしくお願いたします。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） なるべく、公共工事なので、一番いいのは町内業者さんにやってもらって、町の予算が町内の業者に落ちると。それでまた、そこから税金を頂くという循環が

非常にいいわけですがけれども、やっぱりかなりの箇所数、あと、急ぎ、工期的な問題で仕方がないのかなというふうに思います。ただ、逆に言えば、10件ぐらいで済んでいるのかなというふうな気がいたします。役場のほうでも今後指導をしていただいて、スムーズに行くようにお願いできればなというふうに思います。

それで、時間もちょっとあれなので、質問2に移ります。

復旧に当たり、問題点と課題、これいろいろあると思います。お聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 質問の2番目の復旧に当たっての問題点及び課題についてであります。問題点及び課題の第1点目は、このたびの災害は復旧箇所が多く、その規模も非常に大きい。さらには、工事が難航する場所が多いために、建設業界の深刻な人手不足の中で建設業者が受注できる許容範囲を超える状況となっております。今後、未発注の復旧工事の入札が円滑に執行できるかが課題となっているところであります。

2つ目には、このたびの豪雨により山間部の小河川では雨水が集中したため、河川の氾濫による町道の埋塞や護岸の洗掘による町道の崩落などがあり、河川沿いの町道が複数箇所にわたり被害を受けたところであります。このため手前から工事を終了させる必要があり、全て復旧させるには複数年かかる状況となっているところであります。

最後にありますが、近年、水災害が多発していることに伴う国の新たな施策について申し上げます。

国では、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指す方向性を示しました。気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で治水対策を行う流域治水への転換を図るということでもあります。治水計画を気候変動による降雨量の増加などを考慮したものに見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて1つの流域として捉え、地域の特性に応じ、氾濫をできるだけ早く防ぐ対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧、復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進めるというものが流域治水への施策イメージであります。氾濫を極力急ぐためには、集水域の雨水貯留機能の拡大が重要であり、雨水貯留浸透施設の整備や水田やため池などの高度利用であります。河川の区域では流水の貯留であり、利水ダムなどにおいて貯留水を事前に放流し洪水調節に活用し、土地

利用と一体となった流水機能の向上や持続可能な河道の流下能力の維持、向上を図るため、河床掘削、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備が重要であります。これらの施策を進めていくためには、国・県からの情報収集や要望活動などの働きかけが重要であると考えておりまして、ここで言えば、最上川は1級河川であります。最上川を大前提にして寒河江川、さらには小さな河川等も含めて一体となった防災計画をつくるということでありまして、ご理解をお願いしたいと思っております。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 大きく言えばそういうことだと思います。町の今現状に目を向けてみれば、まず1つ、工期ですよ。特に建設課のほうは、山間部というよりも、通常の平地のほうが多いのかもしれない。産業振興課のほうは、どうしても沢、山、そういうふうな関係で、先ほど言いましたけれども、非常に立地的に悪い場所での作業だということになると、間もなく2か月もすれば雪が降ってくる。そうすると、誰しもが分かるように作業ができない、したくてもできない。業者としては、早く仕事を終わらせて、早くお金をもらって別な仕事ということなんでしょうけれども、雪の降雪には勝てない。そういう場合に、今からいろいろ問題にはなっているとは思いますが、どういうふうな対処を考えているのかお聞きしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 建設水道課の発注につきましても、不調が出ております。こちらのほうにつきましては、例えば来年度への繰越しでありますとか、そのようなことで考えておりまして、全て今年度に集中して終わらせられないものにつきましては、そのような対応もしていかなければならないのかなというふうに考えているところであります。

以上であります。

○古澤議長 追加答弁は工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 農林関連の災害箇所につきましても、議員ご指摘のとおり非常に大変な状況でございますが、やはり基本3か年の中で終了しなきゃいけないという中から、できるだけまずは発注できるものは発注させていただきながら、やはり継続事業ではございませんので、工期を今年度中というふうなことに見込みをさせていただいておりますが、やはり降雪、さらには災害の状況等を踏まえながら、次年度への繰越しというようなものも視野に入れながら発注をさせていただくというふうなことでしておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） どうしても大きい声では言えないんでしょうけれども、そういうせざるを得ないというような現状にやっぱりなると思います。今から発注するもの結構あるわけですので、公共土木、あとほかのやつもです。だから、やっぱりそれは臨機応変に対処していただいて、事務的に、法的にクリアする範囲内で対処をして、今後なるべく被害に遭った方、また、工事に携わる方が非常に納得のいくような、納得いくようにというか、スムーズにできるようなやっぱり体制をつくっていただきたいなというふうに思います。

あともう一つですが、復旧に当たって、基本的にこれは産業建設常任委員会のヒアリングのときもちょっとお聞きしたんですけれども、基本的復旧となると原状復旧なわけです。例えば、林道で土砂が崩れたと。それで元に戻せというのが基本。ただ、例えば雨水があれなので、そのためになつたとすれば、暗渠を入れればもう少し長持ちする復旧の工事ができる。ただし、それは原状、今までになかったものなので、つけるのであれば地元負担とか、いろいろそういう課題が出てくるわけです。これは町に言ってもあれですが、国・県、そういうふうな指導の下にやっているわけなので、何ともならない面があるのかもしれませんが、我々からすれば、あらかじめ壊れるものを前提として復旧すると、言葉悪く言えばです。ましてや50年、100年、千年に一度の災害が毎年来るといような状況で、果たしてそういうふうな復旧の仕方でもいいのかどうか。ちょっとお金を足せば、例えば、また来年豪雨のときに心配しなくてもいいとか、1年でもつもの、10年、20年もつような復旧ができるというようなことを、これは西川町だけでなく、他の市町村でも同じ問題を抱えているのではないかなというふうに思います。そういうことで、今後どういうふうな対策を立てていくのか、目度があるのか、ちょっとそこら辺は産業振興課のほうに聞いてみたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 復旧をさらに今後の災害に応じた、見越した工事というふうなことでございますが、基本、議員ご指摘のとおり、災害復旧につきましては、公共事業につきましては、特に原形復旧というのが原則でございます、その中でどうしてもこれが必要だというようなものがあれば、認めていただく場面はありますが、ほぼ原形復旧が基本でございます。したがって、さらに将来を見越してというのはなかなかできないという状況でございます。

ただ、やはり単独事業におきましては、やはり災害復旧の中で、どうしてもこれあれば継続的復旧、将来災害に備えたという部分も多少はございますので、その辺は地元と確認をしながら対応しておりますが、それにおきまして、やっぱり基本は原形復旧というふうなことでございますけれども、それらの現場状況を確認しながら対応させていただくというふうなことでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 一地方自治体だけでは解決できないという制度の面があるかとは思いますが、やっぱり先ほど町長からも国の制度いろいろありましたけれども、そういう面も復旧すればただいいんだではなくて、やっぱり長持ちする、安心してつくるものを復旧するというようなものを今後進めていかないと、ただ単にこれだけ直せばいいんだではなくて、やっぱりそれを直すには、今後住む人が安全なところに住めるというようなものがやっぱりインフラ整備の基本だと思いますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

ちょっともうちょっと聞きたいことあるんですが、時間があれなので、質問の2番目に移ります。

西川町らしい今後のインフラ整備及び維持管理についてということで、国の国土強靱化政策もいろいろ出ています。今後の西川町の在り方を見据えた生活を支える基盤であるインフラ整備です。いろいろあります、公共作業、交通網とか。そういうふうなものについて質問をいたします。

まず、個別な面でちょっと恐縮ですが、現在、睦合地区に消防ポンプ庫建設が行われております。土地が町有地であるということから、借地料が発生すると聞いています。公益性の建物であることを考えれば無料とすべきだと思いますが、見解をお聞きします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 インフラ整備の関係の中でも、具体的に睦合消防ポンプ庫の建設地貸付料についてであります。本町では事業ごとに地元負担率を定めておりまして、消防施設新設工事の消防ポンプ庫等につきましては、用地は町への寄附または使用貸借と定めているところでありまして、その背景には、消防団は元来、地域における火災等の災害による被害を軽減していくために地域が自ら組織し、運営してきた地域と関わりの深い組織でありまして、その後、町の関わりが出てきたものと考えております。そのために、施設用地は地元が措置し、施設整備は町が施工するという役割をそれぞれ分担しているものであります。現在でも、地域

住民の生命、身体及び財産を火災などの災害から守る消防の任務に加えて、地域の行方不明者の捜索、救助やら、お祭りの際の防火警備などへの協力を行っている消防団もあります。

議員ご指摘の睦合消防ポンプ庫につきましては、今年11月の完成を目指しまして、睦合地内の中心に位置する旧睦合小学校プール跡地に建設を進めているところであります。地元睦合区とは、建設工事の着工に際しまして、建設場所が町有の土地であることから、完成後には町有財産の貸付算定基準等に基づき貸付料を納付していただくことになる旨をお伝えし、ご理解をいただいているところでありますので、ご理解をよろしく申し上げます。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） せっかく予算をつけてもらって、今、建設をさせてもらっていますので、話すのは恐縮なんですけど、例えば今、先ほど志津会館、ちょっといろいろな新たな問題が発生してごたごたしていますけれども、あそこにもポンプ庫が入っています。あそこは公民館として、建物は町で造る。土地も町の所有地であります。であれば、ポンプ庫は借地料を払っているのかどうか。

あと、例えば、吉川は川土居小学校の体育館の下にあります。あそこは詰所もあります。あそこはもちろん町有地であります。そこら辺の借地料はどうなっているのかです。ああ言えばこう言えばで、ちょっと嫌われ者に今日はここでならざるを得ないんですが、そこら辺の兼ね合い、どうなっているのかお願いします。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 佐藤仁議員のご質問にお答えさせていただきます。

消防施設に関わります町内の2か所の事例を挙げられまして、それぞれ個別的な現状についてのご質問というふうに理解いたしまして、お答えさせていただきます。

先ほど町長からもありましたように、消防施設、消防ポンプ庫の建設に際しましては、土地の準備、これについては地元でお願いしたいと。それで、町の所有地を使われる場合は町のほうに賃借料、これを支払っていただきたいということで、この間、ずっとやってまいったところでありまして。

ただ、その土地にはそれぞれのやはり歴史がございまして、施設を整備した背景、そして、土地の所有の歴史というものがございます。まず、議員からご指摘のありました1つ目の志津のポンプ庫、これにつきましては、先般、前の定例会の中でもこの一般質問でお答え申し上げた経過があろうかと思っておりますけれども、寒河江ダムというものが昭和40年代、50年代に建設なりまして、その際、いわゆるダムという施設ができることによって、本道寺、月岡地

区といわゆる志津地区、これ旧来から一体となった地域であるのが遮断されるんじゃないかというような懸念等もあって、志津地区のいわゆる活性化、さらには西川町の観光立町としての西川町のことを考えた場合に、志津地域に施設の整備が必要だというふうなことで、国等の計らいもありまして、現在の志津会館を建設したというふうに認識いたしておるところでございます。それで、地理的な状況等もあって、ポンプ庫、これを整備して、ポンプ自動車を配置して今日に至っているというふうに考えておりますけれども、あそこについての、志津についての借地料については、町のほうでは徴収していないと、頂いていないというふうに認識いたしております。

もう一つありました吉川地内の旧川土居小学校ピロティーにあります吉川消防団第1分団第2部の消防ポンプ庫並びにあそこ、従来からの言葉で言えば屯所ということになりますけれども、消防団の会議室もございます。これらについては、先ほど町長がお答えいたしました町の算定基準等に基づきまして、吉川区のほうから、町のほうでポンプ庫並びに屯所等の借地料を頂戴しておるところで現在やっておるところでございます。よろしくご理解くださるようお願いいたします。

以上であります。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 先ほど町長が最初に言われたように、消防団いろいろやっています。火消しだけでないです、見回り、ひどいときだと人いなくなったから探してけると。皆です。何のためです。町のためです。

この前、7月29日の大雨降ったとき、普通消防団は1日と15日、地域広報です。女性消防団は10日と20日です。うちの家内も行っているので分かりますけれども、29日回ってきたと。何でだと。役場から雨降ったので回ってけると。そういうふうにまでして、地区のために、町のために頑張っている消防団に対して、ポンプ庫をつくるから賃料を払えと。何ぼ決まりだからと、そういうふうなのでは今後消防団が地区のために頑張る気持ちが出てくのかと。今、西川町で4分団10部、そして女性を入れて11部あります。300名の定員に対して260名近く、だんだん減っていく。詰所もない。手洗うところもない。トイレもない。今回、睦合で造ってくれと頼んだら地元負担だと。ポンプ庫は町で造る。詰所は地元負担だと。それはそれで建てていますが、大変ありがたい話です、1,000万円以上出してもらうんですから。借地料、たかが年間1万円ぐらいです。値段の高い、低いじゃなくて、やっぱりそういうときに、消防団が一生懸命自分の勤めている傍らやろうとしているときに、詰所はお前らだと。

借地料も払えと。それはやっぱり改めていかないと、今後誰のために働いているんだと、消防やっているんだと。非常にこれは金額の多い、少ないじゃないです。

地元の件を言わせてもらえれば、詰所、詰所といってもそんな立派なものというか、ぜいたくなものじゃない、最低限のもの。畳を敷いてもらって、トイレを造ってもらって、流しを置いてもらう。それで、火災保険に入ると。火災保険は、ポンプ庫のほうは町で持つと。詰所のほうは地元だと。26.6%、面積半分だから出せと、そこまで言われている。なおかつ借地料も払えと。ちょっとそれはひどいというわけにいかないんですけども、総務課長も地元で同じ集落であまり言いづらいんですけども、でも、それは今、何でもかんでも条例とか何とかじゃなくて、やっぱり合わないものは直していってもらおうと。片や志津会館はただだと。何ぼ経緯があろうが、歴史があろうが、歴史で条例が変えられるんだったら変えてくださいとやっぱり言いたくなります。それは、ちょっと声を荒げてしまいましたけれども、やっぱり消防団からすれば何でだというふうな気持ちは分かっていたきたい。地元では払うと言っていますけれども、やっぱりそこに私はちょっと町の考え方が、それはちょっとひどい、ひどいという言葉はちょっと大変申し訳ないんですが、ちょっと改めていただきたいなというふうなことを思います。町長、どうでしょう。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 大変手厳しいご意見であります。実は消防関係につきましては、消防のポンプ庫だけでなく、貯水槽につきましても地元で用地を負担するというようなことになっています。ですから、町有地に一応貯水槽がある場合は、それなりの町への使用料を払ってもらいますし、地元で地域の人の土地を借りた場合は地元でその貸主に使用料を払っている。昔で言えば酒1升でいいとか、そういったようなことでやっておりますが、これはずっと西川町が合併になった時点、要するに合併協議というのがありまして、この合併協議というのは非常に重要なものでありまして、合併する段階でそれぞれの地元での負担をどうするかというようなことが協議になったはずですが、ただ、その中に明文化されているかどうかは分かりませんが、それ以来、ずっとそういうようなことで、自治消防についてはそれぞれで地域の消防の負担をするというふうなことで、これまでずっとやってきていますので、睦合の消防ポンプ庫だけでなく、それぞれの地域の有蓋、無蓋、消防の貯水槽、これらも全て含めてやるんです。ですから、その町村合併のときに話されたものが今、じゃ、どうなのかと。今あったように、確かに条例も約束事ももう一回考え直したらどうだというようなこと、まさにそのとおりだと思っておりますし、その中で、これからも協議になりますが、例えば町有林。

町有林の在り方についても町村合併で決められておりまして、そして町有地にしながら、地元からも使用料として頂くよと。そういったものでこれまで来ておりますんで、町村合併がなされまして65年にならんとしておりますんで、そういった意味では見直しも、これはそれぞれの区長さんと協議しなければなりません、そういったことも想定すべきかなとは思っております。そんなことで、今、陸合に限らずそういったことやっておりますんで、まずご理解を。ただ、これは消防団に負担を求めているんでなくて、区に負担を求めるというようなことでありますんで、ご理解をお願いしたいと思っております。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 話は分かりますけれども、片や志津会館は無料、ほかの地区は有料。それはやっぱりどっちかに統一すべき、まずは。片方だけが歴史があるからただだと。ほかの地区はいろいろ背景があるので有料だというのでは、やっぱりまずい。役所で一番大切なのは平等です。これはよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

次、2番目に移ります。

インフラ整備を行う前提として、今後の西川町をどのような町にしていくのか、将来像が必要です。ビジョンや計画がなければ、インフラ整備はできないと思います。目指すまちづくりをお聞きします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 インフラ整備についてであります、本町の地域社会を支えますインフラ整備、具体的には道路、河川、橋梁、学校、病院、公営住宅、水道、し尿処理施設及び通信設備などの公的な社会資本の整備のほか、産業振興に関する資本整備につきましては、第6次西川町総合計画後期基本計画や、今定例会に提出しております西川町過疎地域持続的発展計画に今後5か年間の基本的な方針を示しているところであります。

第6次総合計画後期基本計画におきましては、基本目標の1つ目に、互いに協力し、健やかに安心して暮らせるまちづくりを掲げまして、その中で快適、利便性の高い暮らしづくりとして、住みよい生活基盤づくりを目指すとして、基幹生活道路の整備や下水道の設備更新の対応を進めていくこととしております。

また、過疎地域持続的発展計画におきましては、産業の振興の分野では農林業用施設や観光拠点整備の方針について、地域における情報化の分野では通信施設基盤の管理、交通施設の整備の分野では町道、橋梁、水路の整備方針について、さらに生活環境の整備の分野では水道、下水道、消防施設、公営住宅に関する整備方針についてなど、また、教育の振興の分

野では学校教育関連施設や集会施設、体育施設の整備方針についてそれぞれ示しておりますが、これら社会資本の整備や維持管理につきましては、新たな施設整備はもとより、既存資本をいかに維持して管理していくかが今後重要になると捉えております。特に町道や橋梁の維持、水道の管路更新、下水道施設処理の設備更新などは多大な費用を要することが想定されるため、財源を確保しながら計画的な対応を図っていく必要があると捉えているところであります。

また、国土強靱化への対応については、国の国土強靱化基本計画において、国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災、減災と迅速な復旧、復興に資する施策をまちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり、地域づくりを推進するものとされております。

その基本目標として、人命の保護は最大限図られること、国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること、国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、迅速な復旧・復興、この4つを掲げておきまして、そして基本目標に掲げた人命保護や維持すべき重要な機能に着目しまして、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら、リスクシナリオ、いわゆる起きてはならない最悪の事態に至らないため事前に取り組むべき施策を考えていく手法を取るものとされております。国土強靱化は、最悪の事態を起こさない仕組みづくり、地域づくりを平時から持続的に展開していこうというものでありまして、そうした強靱化の取組の方向性、内容を取りまとめるのが強靱化計画であると思っております。

市町村における国土強靱化地域計画は、様々な分野の計画の指針となるものでありまして、国における基本計画と同様、地域における国土強靱化に係る計画等の指針として性格を有するものとされておきまして、これら国の方針などに基づきながら、本町においても第6次総合計画など、まちづくり政策の方針を踏まえながら、今年度中に国土強靱化地域計画を策定してまいりたいと考えております。

以上であります。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） ちょっと大きいテーマで質問させてもらったわけですが、インフラ、産業や生活の基盤または社会資本ということで、インフラストラクチャーの略がインフラなわけですが、言うまでもなく。私なりにインフラの役割ということを考えると、3つぐらいあると思うんです。私たちには、インフラとはやっぱりより安全にしましょうと、より便利にしましょうと、より快適にしましょうというこういう3つを重ねてやっぱりインフ

ラ、公共工事をやっていくという、これが役割ではないのかなというふうに思うわけです、ちょっと偉そうなこと言いますけれども。

よくインフラというのは、舞台ということで例えられます。踊り子さんは舞台がないと踊れません。ただ、どういう踊りをするのかによって、舞台のつくりようがあると。要はどういうまちづくりをしたいのかということによって、どういうインフラ整備をやるのかということだと思えます。よく、よくとはあまり言われません。こういう舞台だというふうに言う人もいます。なので、今日大変失礼ですが、町長にどういうまちづくりを目指すのかと聞いた経緯はそこです。やっぱり1番目のより安全にというのは、やっぱり最高のインフラ整備の目的だと思います。

今、町長が既存のあるものをまず維持していくんだというような話をされましたけれども、じゃ、既存だけでいいのかと。やっぱり発展していくためにはいろいろなものを考えて、投資をして整備をしていく。そういう安全面、道路面でもそうですし、砂防面でもですし、そういうものが今現在あるのかどうか。例えば、建設課でも何でもそういうものを考えていられるのか。あくまでも既存のままを維持していくという基本的な考えなのか、再度お願いします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 まず、既存のものというようなことで今ご説明申し上げましたが、インフラにつきましては、昭和40年代から60年代、要するに高度経済成長、要するに東京オリンピック、前の東京オリンピックですが、から非常に大変な高度成長をされまして、さらに農村も都市化するというような中であって、道路、それから下水道等も含めて、一般に言うインフラについては相当の整備がなされてきたわけであります。

今の西川町を捉えますと、完璧ではないんですが、ある程度のインフラの整備につきましてはなされているんじゃないかということを考えておりますが、ただ、国のほうでも、昭和40年代、50年代、あの高度成長の時期に全国各地でインフラ整備、要するに地方自治体にも相当の金が回ってきましたんで、それを踏まえて大変な整備がなされた。そして今、四、五十年たって、その期限が迫りつつあるし、もう終わってものもあります、要するに更新時期に来ているということで、それが更新を全く新たなものに造り替えるか、それとも修繕しながらするか、そういった時点が今、国のほうでやられています長寿命化でありますし、さらに、町のほうに示されておりますのが、公共施設等の総合管理計画、まさにこのとおりだと思っております。ですから、現在のままですと、インフラ、要するに生活のための、さっ

き言われました便利さを求める、便利さだけではないんですけれども、そういったもの求めるとすれば、それ以前にいかにも維持するか。さらに、それともう一つ、要するにハード面ではこれからの産業振興のために何をするか。こういったものだと思っております、今進めていますのが、特に町の資源を生かした産業をきちっとやっけていかないと、この町の要するに誇りと申しますか、そういったもの持てない住民が出てきて、そして町外に出ていくと。要するに、誇りを持ってプライドの持てる、そういった人をつくるための施策、こういったものをこれからの施策と考えていまして、まさにソフト面、特にインフラでいいますと、ソフト面でいいますと、例えば道路もありますが、要するに公共交通の整備とか、そういった面も含めての整備だというように考えていますので、この辺につきましては、さっき言っていました、これには加えていませんが、来年第7次総合計画の策定期間に入っていますので、それらも踏まえてやっけていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 国でも国土強靱化ということで法律をつくって、平成28年頃からですか。東日本大震災の後、それをつくって、強くしなやかなということで、強靱化法をつくって、今年から5か年計画で国では15兆円使って、毎年3兆円ずつやると。私から言わせると、3兆円を10年ぐらい続けてもらおうと、非常に業者も展望が開けて、計画を立てて、人を増やしたり、会社の運営が非常に楽なのか、ただ、これは5年で終わりだと。そういう面で、国土強靱化も基本的に今、町長がおっしゃったように、市町村で計画を立てて国に上げると。それを査定をして、その判定をすると。あくまでも市町村がその整備計画の基であると。上から要らないかではなくて、どうしても必要だからと、そのための国土強靱化法。なおかつ今年から5年間で令和7年度まで、10兆、15兆円を使うというようなことになっているわけです。

そういう意味で、やっぱり昭和55年以降、公共工事というのは非常に少なくなってきた。公共工事は悪だみたいな、予算を公共工事に使うと何だというふうな風潮が非常にずっとこれまであったと。ただ、やっぱり公共工事、例えばダムでも、西川町はダムありますけれども、ダム、今年でできて31年目ですか。できた年に生まれた人は31年間ダムの恩恵を受けているわけですね、我々も。例えば今年生まれた人たちも、ダムがある限りその恩恵を受ける。道路でもそうです。我々道路使わせてもらって、その恩恵が受けられる。だから、公共工事というのは、将来の生まれた人の分までお金を払うようなシステムになっているわけですね。だから、そういう面で公共工事というのは、やっぱりある程度はきちんと整備

をやっつけていかなきゃならない。西川町でもこういうところが必要だから、こういうところを整備しよう。維持していくのは維持、新しくするのはする。でないと、やっぱり住む人が変化がなくて楽しくなくて、魅力がない。なぜ東京が行くのか。いろいろなものが、インフラ整備ができています。そういう面で、非常にインフラ整備というのは悪と言われてきたけれども、やっぱり必要だと、伸ばしていなきゃならないと。別に私、建設業の味方するわけじゃないですけども、どうしてもそういうものは必要になってくるんだろうと。地元の企業でも、こういうものが将来造っていくんですよというふうになると、やっぱり地元の建設業者も将来見越して、いろいろな会社の経営方針が立てられる。やっぱり西川町の場合は雪もあるので、業者さんにきちんとしてもらないと、除雪もある。そのためには常にある程度の仕事を回していかなきゃならない。今年みたいにちょっと多過ぎて、あといいわというような年もあるかとは思いますが、そういう面で公共工事というのは、経済回復と地元にとっては非常に大切なものだと認識してもらおうということで、お願いしたい。

観光面もやっぱりインフラです。電力もインフラです。5Gが入ってくると、電気がないと5Gの設備なんかできないと言われてます。観光面、この前、姥沢に行ってきました。あの潰れた施設。あの中にもキュービクルが入っていると。キュービクルをきちんとしないと解体もできないと。林野庁、環境省、それに書類を出して通らないと、それからでないと解体もできないと。非常に景観が、今はコロナで人が来ないと言っても、コロナが終われば、あの景観をどうしていくのかと。ゴンドラ、ロープウェイなんか去年選択肢の一つだというふうな話がありました。その後どうなったのか。ちゃんと手をつけているのか。観光立町、観光に力を入れる、施設に温泉を引いた、志津会館を造る。だけれども、もうちょっと上に行けばああいうふうな景観で果たしていいのかと。そういう面も、あらゆる面がやっぱりインフラ整備をきちんとやっつけていかないと、今はコロナコロナで、コロナにかこつけるという言葉はあれだけれども、それしていけば何となくこう言い訳が立つようですけども、それ終われば、もう待ったなしで人の奪い合いですよ。姥沢のキュービクルとかゴンドラというのは、その後。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 ただいま佐藤議員のほうから質問ありました姥沢地区のあの2件、潰れているものということでありますけれども、協議した経過はございますが、なかなか進みませんで、今見てのとおりあのよう状況のままとなっております。キュービクルのほうも

そのまま中に収まっているというふうな状況であります。

以上です。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 相手からすると、担当者がころころ変わって前に進まないというようなことを言っている人もいます。やっぱりそれはきちんと前に進めるように努力していただきたい。でないと、先ほど言ったように、いざとなったときに非常に西川町の景観はこういうことなのかと。月山湖と月山をペアで考えていかないと、せっかく都市公園になった意味がなくなると私は思います。

ちょっと時間が過ぎて大変申し訳ないんですが、やっぱりどういう町にして、どんな生活をして、今度子どもたちにどんな生活をさせていくのかと。そういうことを考えた上で、やっぱりインフラ整備をきちんと計画を立ててやっていくと。それにはやっぱり国のお金もお借りをして整備をしていくということが非常に私は大切だと思うんです。やっぱり町の未来と住んでいる人の未来に夢を与えるようなインフラの整備をするんだというふうなお示しをして、それがやっぱり定住にもつながるし、外に出て行ってまた戻ってくるというようなことだと思うんです。ですから、お金がない云々も確かにあると思います。そういう面では、やっぱりインフラ整備というものはきちんと計画を立てて、そして予算の配分もきちんと立てて、貯金も必要ですけれども、ある程度はその中の財政調整基金とかでも使ってでもしなきゃならないものもあるだろうと思います。そういう面では、やっぱりどういう町にしていくのかを前提に、どういうインフラ整備をするのかというふうなことで考えていただきたいと思います。

格好つけるわけじゃないですけれども、最後に「財を散ずるに道あり」という、JALの再生やった稲盛和夫さんがいます。要は、財というのはお金です。散ずるというのは使うです。だから、お金をもうけるより使うほうが難しいんだと。要は、私の解釈は、生きたお金の使い方をしなさいということだと思うんです。ですから、そこら辺は今後インフラ整備、我々の住んでいる町をどのような展望で進めていくのかというのはやっぱり考えていただきたいなど、我々議会も含めてです。お願いして、質問を終わります。

○古澤議長 以上で、2番、佐藤仁議員の一般質問を終わります。

◇ 佐藤幸吉議員

○古澤議長 続いて、8番、佐藤幸吉議員。

[8番 佐藤幸吉議員 質問席へ移動]

○8番（佐藤幸吉議員） 8番、佐藤幸吉でございます。

冒頭、新型コロナウイルス感染による医療従事者並びに関係各位の皆様方に敬意と感謝を申し上げたいと思います。

本日、私は2点の質問をさせていただきます。

1点目は、通学路の安全対策についてでございます。

平成24年に西川小学校、平成14年に西川中学校が統合し、現在の各1校になりました。それを機に各地域からスクールバスが走るようになりました。スクールバスは、遠距離からの通学者は利用しますが、旧西山小学校区並びに旧東部中学校区からの通学者は徒歩または中学校は徒歩と自転車通学が多いようであります。中学校の場合は、熊野地区並びに西間沢地区からですと約4キロ、小学校ですと、海味一町内会並びに西間沢からですと約2キロ、結構な距離を歩くことになるわけであります。その間の危険箇所を回避するというようなことをしなければなりません。その点から質問します。

質問1つ目であります。

危険箇所の把握はなっているか、現在の状況についてお伺いをしたいと思います。

例えば、ガードレールであるとか、堰、ハチの巣、落雪、歩道の確保、除雪など、考えられることありますけれども、以上の点について質問を申し上げます。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 佐藤議員からの通学路の安全対策であります。それぞれ4問ほどの質問がございますが、安全対策の具体的な対応についてのご質問でありますので、教育長のほうから答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○古澤議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 ただいまいただきました佐藤幸吉議員のご質問にお答え申し上げます。

小学校、中学校統合後の徒歩あるいは自転車通学圏内の児童・生徒に関わる通学路の危険箇所の把握についてというご質問でございますけれども、西川小学校、西川中学校では、定期的に教職員が通学路点検を行い、危険箇所の把握に努めております。また、各地区の育成会では、地区内の危険箇所を年2回、春と秋に取りまとめいたしまして、小学校に報告いただいております。

さらに、町のPTA連絡協議会からは、毎年通学路安全確保に関する内容も含んだ要望書が提出されているところであります。今年度は、旧睦合小学校付近の腐食の激しい道路標識、海味バス停地下道の防犯上の不安、海味地区の自転車道の一部陥没、そして、冬期間に融雪溝が開いていることなどが挙げられております。また、冬期間の除雪のため一部ガードレールや歩道区分のない通学路がありますけれども、この点については例年安全指導を特に徹底しているところであります。

これらの危険箇所については、交通安全協会連合会、西川駐在所、寒河江国道維持出張所、山形県西村山道路計画課、そして区長会、地域交通安全活動推進員、各地区育成会、小学校、中学校、町の関係各課などで構成する交通生活安全対策協議会で情報を共有しているところであります。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） ただいまそれぞれの安全に対するそれぞれの組織が定期的に行っている、そういう安全対策についてご答弁をいただきました。極めて地域と、そして学校と連携した安全対策とこういう受け止めをさせていただいたところであります。

ところで、具体的なことを質問させていただきますが、通学路として、小学校あるいは中学校の、遠くは中学校の場合ですと稲沢地区まで入るのかなというふうに思いますが、そういう通学路の指定というものが、学校あるいは教育委員会としてされているのか、その点1点お尋ねしたいと思います。

○古澤議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 年度年度の児童・生徒の在籍状況を確認しながら、保護者等の意見も踏まえて、通学路については教育委員会として指定しております。これは学校安全会の適用等にも関わる問題ですので、そのような事務を行っております。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） それぞれの児童の居住地などによって違ってくると、こういう理解だというふうに思いますので、ぜひ毎年定期的な点検の中で安全対策を取っていただければというふうに思っております。

それから、そのルートの中に入っているかどうか分かりませんが、この町内にはガードレールのない道路があって、道路が後でかさ上げされているというようなこともあって、ガードレールがないまま田んぼとの落差があるというようなところも見受けられるんでありますけれども、そういう把握はしていませんか。

○古澤議長 答弁は安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 佐藤議員の質問にお答えさせていただきます。

ガードレール等につきましては、1か所、間沢地区のほうでガードレールがなくて危ないというようなことについて、育成会のほうからの要望としては出ておりますけれども、それ以外のガードレールの点については、こちらのほうに要望等々、今のところ私どものほうでは把握していない状況です。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 通学路になっておってガードレールがないという場所を把握していると、こういうふうなことだというふうに思いますので、この辺の対策が必要なのかなというふうにと思いますが、この辺はどのように考えられておりますか。

○古澤議長 答弁は安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 今申し上げました間沢地区にガードレールがないという箇所につきましては、通学路としては使用していないという箇所にはなっておりますけれども、これらの危険箇所につきましては、この後の質問でもありますけれども、学校教育課と小学校、あと警察、町の建設課、国・県等の担当者と確認をしながら、この後の検討についても話合いをしているところです。

ガードレールがない箇所につきましては、冬場の除雪を考えると、その場所にガードレール設置をすると、ちょっと除雪のほうに支障が来ずということで、どのようにその危険箇所について対応するかということについては、合同点検の中でも話合いをしているところです。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 危険というようなことを把握しているわけでありまして、現にそういう箇所であるわけですから、今のようにそれなりの対策を検討しているということでありまして、結論を早く出す必要があるのではないかとこういうふうに思いますので、その辺の見解はあったらお願いしたいと思います。

○古澤議長 答弁は安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 間沢地区のガードレールがない危険箇所につきましては、除雪の関係から設置は難しいということでもありますので、子どもたちにもその箇所につきましては、危険のないように通るような注意書きをしていくというふうにしております。

○古澤議長 追加答弁を眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 毎年開催しております西川小学校交通生活安全対策協議会ということで、総会も開催されているわけですが、建設水道課長として、こちらのほうの構成員になっておまして、育成会の代表の方より危険箇所並びに注意点についてということで、通学路、あと地区内ということで、危険箇所を国道、県道、町道など様々なところ出されております。議員ご指摘のガードレールの箇所につきましても、地区内ということで対策が必要ではないかというような意見をいただいております。

その会議の中で私がお答えさせていただきましたのは、ガードレールがなくて危険だということですので、交通安全対策交付金ということで総務課に予算を置いておりますので、そちらのほうと協議しまして、ガードレールが必要な箇所につきましても、その交付金を使いながらとか、あと、外側線が消えている箇所につきましても、その交付金を使いながらですとか、そのようなことで回答といいますか、検討するというふうなことで答えさせていただきました。それで、予算の範囲内ですので、今年度直せるのであれば、そのようなことで対応していきたいと思います。その他にも外側線とか、あとは、例えば県道と町道の丁字路でスピードを出して通る車が多くて危険だとかということで意見が出されております。そのようなところにつきましても、各国道、県道、町道の道路管理者が中に入りまして対策を検討するというようになっておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上であります。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） ぜひ安全な通学路になるように対応していただきたいというふうに思います。

これらの件については、それなりの対策会議の中で話されているということですが、やはり地区民との共有化が必要なのではないかというふうに思います。危険な箇所の対策は、やはり地区民と一緒に、同じ認識の下に安全対策がされるということが望ましいというふうに思いますので、ぜひその辺のこういうことが話されて、こういう対策を打ちますよということについては、区長をはじめ、その地区民に知らされるようにぜひ対応していただきたいとこんなふうに思います。

次の質問でありますけれども、学校通学するに当たって、実はスクールバスを利用される箇所の方についてはよろしいわけですが、結構、先ほど申し上げましたように、2キロ、4キロというところを通学しなければならないということもあって、雨とか雪とかのときに、その学区内にある方がバスを利用したいということがあると思うんですが、そう

いうときは利用できますか。

○古澤議長 答弁は安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 徒歩通学の児童・生徒につきましては、原則スクールバスには乗らないというようなことで対応をしているところです。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 小学校ですと2キロ、あるいは自転車ということでもありませんので、雨をしのぐ対策があれば徒歩でよろしいかと思いますが、中学校ですとかなりの距離がありますし、例えば自転車通学をされるというふうなことでありますと、それなりの対策が非常に困難になってくるというふうに思いますし、その辺一考を要するものではないかというふうに思います。その辺どうでしょうか。

○古澤議長 答弁は安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 中学生の自転車通学範囲の生徒に対するバス通学についてですけれども、原則としては自転車か徒歩で通っていただくというような線でおまして、特別何かの事情があった場合にはバスに乗るといような対応もしてきてはおりますけれども、雨とか雪のそういうことでの理由でのスクールバスの対応は、現在のところはしていない状況にあります。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 今の件、子どもさんはそれなりに頑張って通学しているのかもしれませんが、やはり親御さんの心配の意見なのかもしれません。そういう意味では、一つの自然との闘いでもありますので、そういう訓練も含めてバスを利用しないというようなことも一つの教育なのかなというふうに思いますけれども、危険を回避するという面では、ぜひ今後とも緩やかな判断の下に自然の状況を的確に判断していただきたいとこんなふうに思っております。

それから、次の質問になりますが、実は海味・綱取線、非常に道路が広がって便利になっておりますが、さきにも質問したときありますが、間沢川から県道間沢・貫見線までの道路が非常に狭隘になっております。なかなか住宅があって広くできない箇所かというふうに思いますが、広いところから狭いところに通勤される方が非常に多いわけでありまして、スピードも結構出ております。狭い道路に入るときに、急にスピードを緩めるというふうなことになりますけれども、そのところが、そのままやっぱり走っちゃうというふうなところもあって、その対策のために歩道などをやはりつくる必要があるんじゃないかと、こういうことがこれまでの地域からの要望なり、私もその意見も申し上げましたけれども、これらの

将来の展望というか、設計と申しますか、先ほど佐藤仁議員からもあったように、インフラ整備の一つにやはり加えていただかなければならない地域なのかなというふうに思っております。狭隘であるために、生徒さんが1列になって元気な登校をするわけでありましてけれども、おはようというような声がけをしながら、非常に明るい通学をしております。そういう中で、あの狭隘なところ、道路の端にこう寄り添うように通学しなければならない。真冬でありますと、建物の雪庇が道路にかぶさっているという地域もあります。近年ですと、ハチの巣をスズメバチがつくって危険だというときもあったようであります。

そういうところで、その狭隘な道路に白線を引いて、運転手の目の錯覚を利用しながら、道路が非常に狭くなるよという見方をさせながら、スピードを緩めさせるということの一つの対策にしてきたようではありますが、昨年新しくそのラインを引いてもらったわけでありましてけれども、今年の春にはもうそれが消えていると。いわゆる冬の除雪でもう消えているという状態であります。そういう点からしますと、その対策も無駄になったのかなとこういうふうに思いますし、逐一そういう安全対策に向けた対策をするというのは非常に大変でありましょうけれども、最全力を尽くして、最重要課題にしながら、子どもさんを守るという対策をぜひ取っていただきたいとこんな意味合いも含めまして、これまでの取組もあると思いますので、見解があればぜひ。それから、これからの計画についてもぜひ反映をしていただきたいとこんなふうに思います。

○古澤議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 状況の変化というものを一番身近で確認していただいているのは、やはり地域の方だというふうに思っております。その意味では、先ほど申し上げましたような組織も生かしながら、そして、日常の学校との、あるいは教育委員会と地域の方々のコミュニケーションというものを大切にしながら適切に対応していきたいと思っております。子どもの安全を守る上では、いつかやりますということはありませんので、迅速な対応が非常に重要だと思っております。ただ、それぞれ道路管理者との問題もございますので、関係機関と十分協議しながら対応を進めてまいりたいと、今後とも対応を進めてまいりたいというふうに考えます。よろしくお願いたします。

○古澤議長 追加答弁を小川町長。

○小川町長 議員からご指摘ありました間沢の下堀の道路につきましては、私も前からあの部分は改良すべき箇所だと思っておりますが、ただ、先ほど佐藤議員からもありましたように、インフラ整備の関係も含めて、町内であのような、ちょうど真ん中が細くなっている道

なんかあまり、あまりでない、ほとんどない。あそこだけかなと思っていますんで、そういった意味も含めて課題として捉えておりまして、今後どうするかは内部でも検討させていただきますんで、よろしくをお願いします。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 質問1の件については以上にさせていただきまして、いろいろ対策なり、あるいは横の連携なり取った上での対策というようなことも、今、答弁としていただきましたので、ぜひ、教育長のいつやるかでなくて、今すぐやらなければならないぞというようなことも、安全対策としてはそういう見解もいただきましたので、そういう一つの意思の中で今後とも進めていただきたいとこんなふうに思っております。

質問2も関連して回答いただいたのかなというふうに思いますが、危険箇所を発見した場合あるいは必要とする場合の連絡方法でありますので、改めてひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

なかなか危険箇所などを発見した場合どうすればいいんだみたいな形で、私ら議員とか、あるいは地域の区長さんであるとかに来る場合あると思うんで、その辺の共有化、やはり知らせておく必要があると思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○古澤議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 通学路の危険あるいは要対策箇所の連絡方法についてでありますけれども、そういった場所を発見した場合や対策が必要だというふうな判断があった場合には、ぜひ小学校、中学校あるいは学校教育課のほうにご連絡をお願いしたいというふうに考えておりまして、これまでもそのようにお願ひをしております。安全のためには早い対応が、先ほど申し上げましたように、対応が肝腎だというふうに考えておりますので、今後ともお気づきの点は迅速にご連絡を賜りますようお願ひ申し上げます。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） よろしくお願ひしたと思ひます。

3つ目の質問でありますけれども、不審者あるは最近でありますと熊なども出沒しておるようでありますけれども、これら分かったときの対応の仕方、要するに熊などですと、学校の近くに出たということもあったんですけども、それらの対応を、学校の中では対応はされているのだというふうに思ひますが、これらを町民に知らされる、あるいはそのときの学校との連携であるとか、そういうものが必要だというふうに思ひますので、それをお知らせいただきたいと。

そういう中で、ちょっとホームページから拾った内容でありますけれども、多分これは父兄の皆さんに知らされている内容だと思いますが、危機対応に関するお知らせというものがあろうです。その中で、事前に災害があったとき、あるいは学校にいるとき警報やインフルエンザなどのために早めに下校しなければならない場合、それから、Jアラートが発令された場合、この3点から、これは父兄に知らされているホームページからの内容だと思いますが、その中で、判断時間帯であるとか、これは書いてあります。それから、連絡方法として内部で分かっているのかどうか分かりませんが、連絡方法としてオクレンジャーという連絡方法があるんですよという内容の項目があります。これはどういう意味でしょうか。もう少し詳しくしておかないと、地域の皆さんも、父兄の皆さんも、これはどういう方法で連絡来るんだべという疑問が湧くのではないかというふうに思いますので、併せて回答いただきたいと思います。

○古澤議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 不審者とか、あるいは熊が出没した場合の対応、その他緊急に連絡をしなければいけない対応等があるわけですが、まず、不審者、熊などの出没情報があった場合には、教職員がまず登下校の引率をして安全を確保します。あわせて、今年度もございましたけれども、学校教育課の職員も通学路に配置して、安全を確保するように努めます。そして、警察によるパトロールの実施、広報という意味では防災無線、そして、小中学校の学校の一斉メールで町民や保護者の皆様に連絡し、注意喚起を行っております。

今、ご質問がありました学校のメール、オクレンジャーというシステムですけれども、かつ、私、小学校に勤めさせていただいたときに配備したシステムですけれども、保護者の方に直接学校から一斉にメールを届けられるというシステムです。それは文章ももちろんお届けできますけれども、必要によっては写真等も添付して届けることができます。このオクレンジャーは、1つのアカウントで保護者の方、家族も含めて全部共有することができますので、お手元の端末さえ設定していただければ、おじいちゃん、おばあちゃんにも全部届くというシステムです。現在、小中学校ともそれらを活用して、緊急連絡については迅速な対応をお願いしているところであります。

あと、通学路の危険箇所への対応については、その都度、学校教育課の職員が現地確認を行って対応することを基本にしております。交通安全生活協議会で出された通学路の危険箇所については、関係機関で年2回合同点検を実施して、現地の確認を行って対応しているところ です。

以上です。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 知らない部分であったのかなというふうに思いますけれども、かなり年間を通して安全ということが最優先されているなというような思いで、いろいろ今、議論をさせていただいたところで分かった点であります。そういう点では、子どもさんがだんだん少なくなっている状況の中で、安心して通学できる、そんな体制がつくられているのかなというふうに思いますし、また、私たち地域住民にとって、今後とも共有化する中で、やはりそれを知るという場面が大切なのかなというふうに思いますので、今後ともいろいろなことを通じながら、ぜひその連絡の、連絡というか、お知らせの体制づくりをしていただきたいとこんなふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、質問の4に入りますが、安全協会と、それから地区民あるいは熊などの場合ですと猟友会との関係などもあるかと思ひますので、簡単に説明いただければ、これまでのことから理解できるわけでありませうけれども、整理して回答いただければというふうに思ひます。

○古澤議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 児童・生徒の安全に関わる地域の皆様との連携という点についてでございますけれども、先ほど来ご説明の中で触れておりますように、関係組織・団体等と密接な連携を大切にして、日常的に対応を進めております。例えば、春夏秋の交通安全週間の際には、交通安全協会はもとより、老人クラブ、そして交通安全母の会等の皆様からたくさんご協力をいただき、街頭指導を行っているところであります。そして、本町特筆すべきことだというふうに思ひますけれども、西川町は地域と共にある学校づくりというものを目指しまして、他市町に先駆けて、平成28年度からコミュニティースクールを設置し、その運営主体である学校運営協議会というものがございませうが、その中においても学校と密接に話し合いを重ねています。その運営協議会の中でも、やはり子どもたちの安全を地区の大人たちが見守っていかうということで、何らかの取組を立ち上げていきたいという話が盛り上がってきております。ぜひ町民みんなで、大切な西川町の将来の担い手を守っていくという風土をつくっていききたいと思ひておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 1つ目の案件についてはご回答いただきましてありがとうございます。

した。

2つ目の質問に入らせていただきます。

まち自慢調査、町民意識調査をどう生かすかという質問でございます。

今回は、先々月行われました西川町総合政策審議会の資料を参考に質問をしたいというふうに思います。それによりますと、幸福度指標の把握とその度合いによる政策をいかに反映するかとの視点から説明されていたと思います。行政と町民との関係や政策のいかんによって、この町に住む価値とか、幸福度という形で表れてくるのだというふうに思います。したがって、町は町民の幸福度指標の結果をいかに政策に反映することが大切になるかということになってくると思います。かつて幸福度指標について、東京都荒川区の行政の取組を例に質問した経過がありますが、その延長として捉えていきたいというふうに思います。

平成26年、まち自慢調査が実施されました。アンケートに答えた町民の自慢は、人柄をトップに、水、自然に対する回答が多かったようであります。また、平成30年には、実施された主観的幸福感、幸せと感じているかと質問した町民意識調査では、幸せを肯定的に感じている町民が約半数いるということが分かったと資料で説明しております。これらの取組から、町民意識調査なり、町民意識の把握がいかに大切であり、そのことを基本に政策に反映することの大切さを結論づけているようであります。いわゆる町は、町民の声を聴き、町民の満足度を高めるための政策をいかに進めるかという大切な取組であるということをおっしゃっていると言えます。

したがって、次の質問をいたします。

質問1であります。まち自慢募集調査及び町民意識調査から政策に反映するとすれば何をすれば良いと考えるか、この点についてまずお伺いをしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 まち自慢、町民意識調査についてであります。議員おっしゃるように、西川町総合政策審議会の中でもご説明しましたが、まず改めて概要についてご説明申し上げますが、西川町第6次総合計画では、「キラリ☆月山 健康 元気 にしかわ！」をテーマに3つの町民運動を掲げまして、その1つにまち自慢運動を掲げております。まち自慢調査は、町が掲げますまち自慢運動を進めるため、平成26年度に実施した調査でありまして、西川町の良いところを町民、観光客などから幅広く募集しまして、集まったまち自慢776件の回答の中から主なものを公表しまして、これにより、まち自慢を町民に再認識していただき、町への愛着と誇りをより深く感じられるようにしたところであります。

まち自慢調査の結果につきましては、議員ご承知のとおり、1位が人柄、2位が月山、3位が水となっております。自慢する分野は自然や人に関する絆が上位を占める結果となったところであります。

また、町民意識調査は、平成30年度に庁内全域の18歳以上1,600人の方を抽出しまして、結果として1,161件、72.56%の回答率となっておりますが、調査からは住みよい町にするための重要施策については、雪対策、若者の定住、就労の確保の順に必要性が高いなどの結果となっているところであります。

それでは、質問1にお答えしますが、まち自慢調査及び町民意識調査の政策への反映についてであります。調査結果に基づきまして、特に町民意識調査において重要施策として必要性の高い雪対策、若者の定住対策、就労の確保に加え、保健医療福祉対策が次に必要性が高いとの結果となったことなどを踏まえまして、平成31年3月に策定しました第6次総合計画後期基本計画では、農林業の振興、商工観光業の振興、健康と生きがいつくり、若者定住、子育て支援、新たな雪対策、この5つを重点事業推進プロジェクトとして位置づけまして、現在そのプロジェクトの推進を図っているところであります。

プロジェクトの具体的な取組は、農林業振興、商工観光業振興など産業振興分野では、年間を通して収入を得られるよう周年農業、周年観光の体制構築を図るために、冬期間の園芸農業の強化や豪雪を利用した観光メニューの開発などの事業を進めておりまして、また、健康と生きがいつくりにおいては、文化やスポーツなどの生涯学習と連携した若者づくりの取組などについて強化を図っているところであります。若者定住、子育て支援においては、みどり団地第2期整備事業など若い世代の定住を進める事業に取り組んでいるところであります。新たな雪対策では、きめ細かな除雪の実施など、特に高齢世帯への対応の強化に取り組んでおるところであります。

以上のとおり、町民意識調査は定期的に町民の皆さんの考え方を把握しながら、過去との比較検討を行いながら、そして、今後取るべき政策の方向性を定めるために欠かすことができない調査であると捉えておりまして、今後も引き続き町民の皆さんの意見を可能な限り取り入れてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） まち自慢調査並びに町民意識調査を生かして、政策に既に生かしていますよというような回答であったわけであります。さて、これらのことについて、私は幸福度指数をどうつくっていくのかと。単なる今のまち自慢なり町民意識調査を切替えるん

だというような意味合いで捉えているのかなというふうに思いますが、具体的に何か幸福度指標などと言うと、町民の受け、あるいはその響きもよろしいのかなというふうに思いますので、これらの政策をもう少し町民に定着させていく、そういうことが必要なのかなというふうに思いますので、ぜひ今後そういう意識での政策の捉え方をしていただきたいと思いますが、その点どうでしょうか。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまの佐藤幸吉議員のご質問にお答えいたします。

まち自慢調査、町民意識調査の結果から、幸福度指標をいかにつくっていくかということにつきましては、次の質問2に関わることかなというようにも捉えるところでありますが、一応幸福度指標につきましては、令和元年度の里山文化研究所の調査結果ということで、2年度末に報告をいただいて、それを整理しまして、今年度の総合政策審議会の中で幸福度指標がある程度完成したということも踏まえて、その結果を踏まえて、今後取るべき町の方策いかにあるべきかということを経済政策審議会でも審議していただいているところであります。

質問2に関わる部分でありますけれども、簡単に申し上げれば、幸福度指標については、まち自慢調査並びに町民意識調査の中で、町民がどのような分野において幸福を感じるのか。それを西川町というような立地条件の中で、それが都市部とこういった中山間里山地域の中でどういう違いがあるのか。西川町で生きていくための価値というものはどういうところに強みがあるのかということを一把握した上で、それで、弱いところについて施策を打っていくというようなところだろうというように思っております。

そういったことから、このたびの幸福度指標については、質問2でも触れていくことになるかと思っておりますけれども、1つには西川町の町民の皆さんで若干幸福度が足りないという部分については、若者、子育ての分野でありますとか、就業機会の分野でありますとか、そういった部分が若干幸福度が足りないという結果がありますので、その辺のところについては、現在定めております第6次後期基本計画や、今後策定していく第7次の総合計画の中に反映されていくものだろうというように思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） その幸福度指標の扱い方について、今後かなり重要視される。いわゆる町民と行政が結び合って、この町をつくっていくという一つの基本的な施策になっていくのかなというふうに思いますので、町民の意識をどう把握するか。このことが幸福度指標

だというふうに思いますので、今後ともこういうことをやっているということをぜひ町民の皆さんにも理解していただけるように対策として取っていただきたいとこんなふうに思います。

それから、先ほど指標の中で低いところを高くしていく、そういうことが大切なのだというようなことが出されております。そういう裏には、やはり高いところはさらに伸ばしていくとこういう意味だというふうに思います。その中で、今、回答がありました子育てあるいは仕事という面から、非常に低い位置づけで幸福度指数が表われているということでもありますので、次の第7次総合計画の中に具体化されるのではないかとこのように思いますが、今回の政策審議委員会の中でも指摘されておりますが、物事をスピード感を持ってしなければならないという項目があったようです。このことは何かと申しますと、やはり私の捉え方からすれば、人口減少が非常に激しい中で、政策が早く実現しなければ、そのうちやるではちょっと遅いのではないかとこのように思いますので、やはりその対策は次の7次総合計画だけでなく、やれるところはやっていくというような位置づけでぜひやってもらいたいと思いますが、この辺についてはいかがでしょうか。町長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 まず、幸福の捉え方ではありますが、これは議員もおっしゃいますとおり、それぞれ主観が非常に大きな要素を占めておりまして、なかなか客観的に幸せとはどういうものかというようなことは捉えにくい部分も、それぞれ違うわけでありまして、ただ、幸せと感じられる環境というものはあるべきだと思っています。要するに、その中には便利さか、それとも心豊かな環境か、これは違うと思いますが、その便利さも、心豊かさも備えられるようなそういった環境をいかにつくるかだと思っていますし、それはそれぞれの皆さんの今の考え方もあるんで、意識調査もそれはすべきだと思っています。そこからそれぞれの考えを引き出すことが重要だと思って、これまでやってきたわけでありまして。

そして、行政の役割は、その幸せだと思える環境整備をどういうふうに構築していくか、これが重要だと思ひますし、そういった意味で、今あったように意識の高低差、要するに幸せの高低差があるわけでありまして、低いところについては何が低いのか、そのためにどういふ環境をつくるべきか、町としてであります。そういった視点で捉えていくべきだ、それが要するに将来心豊かな人生を送るためのまちづくりだというふうに捉えておるわけでありまして、ですから、まずそこにはそれぞれ個人ごとに、先ほど言ひましたように便利さ、便利なほうが幸せだという方もおろうと思ひますが、そうではなくて、便利さを追求すれば、

やはり都市部の東京とかど真ん中、そういったところが便利さでは幸福度がいっぱいだというわけですが、ただ、今、世界も国も挙げて幸福度のランクづけをやっていますが、そのランクづけにつきましては、心が豊かになるためにはどういった環境が必要か、こういったもの、尺度を捉えて幸福度のランクづけをしております。ですから、これから進むべき町の方向、これは必ずしも便利さでなくて、今、コロナ等で隣近所も要らない、金さえあれば何とか生きられるというようなそういった世の中でなくて、また以前に戻るような、要するに伝統文化も含めて、そういったものを含めた西川町の良さを皆さんが認識しているわけありますんで、そういったものに対する町の支援策、こういったものも今後の大きな行政施策だというふうに捉えております。そんなことで、先ほど課長からもありましたように、インフラまで含めて、幸せと感じられる環境づくりをどうするか、これも含めて今後の課題だと捉えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思っています。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） ありがとうございます。質問した件は、低いところを高くしなければならぬ、しかもスピード感を持ってしなければならぬという点についてどうですかというこういう質問であったんで、ぜひそのところを7次計画などというふうに、まだちょっと先の話じゃなくて、やれるところからスピード感を持ってしないと、この政策審議委員会で指摘しているようなことが実現できないんじゃないかという意味合いでございますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

3つ目の質問2については、先ほど課長からも答弁ありましたし、1つの1と2は全く関係のある話でありますので、3つ目の質問に入らせていただきたいというふうに思います。

里山社会・文化研究所、これらの政策が計画されてからかなりになるわけでありませうけれども、西川町の良さを発信するというような研究所として位置づけされているわけでありませうけれども、加えて町民の幸福度指標などの研究所などとしても位置づけできるのではないかというふうに思いますので、これらについて質問を申し上げたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 質問の3点目ではありますが、里山社会・文化研究所、あとは西川町幸福度指標の位置づけであります。まち自慢調査及び町民意識調査における町民の皆さんの幸福感を調査し、まとめた西川町幸福度指標につきましては、今後これら幸福度指標で見いだされた価値観に基づいた展開すべき施策の提言を踏まえ、次期、第7次総合計画へも反映させてまいりたいと考えておりますし、また、幸福度指標に関する町民の皆さんの満足度など、意識の

変化などについても定期的な調査を行いながら、本町が大切にしていけるべき里山文化の価値に基づいたまちづくりについて、政策立案に反映させるよう継続してまいりたいと考えております。先ほどありましたように、迅速に頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） いわゆる里山文化研究所、西川町の良さを発信するとともに、観光や教育などに生かせる。そして、西川町の人口移住を促す。そういう大きな目標があるのではないかというふうに思っております。しかし、昨年の決算特別委員会の中での回答の中で、やはりどうこの組織を進めるのかというような質問をされておりますが、その中で回答は明確なところはなかったんでありますけれども、里山社会・文化研究所の具体的に動いていく時期はいつなのか、あるいは、人口減少の中でこの運営を本当に進めることができるのかどうか。例えば、町長の答弁からしますと、大井沢の里山文化の大切さを強調しておられるようでありますけれども、実は西川町全体が里山文化という捉え方をしながら事業を進める必要があるかというふうに思いますし、今、本当にこの事業が毎年毎年事業の中に出てきて、毎年議論が繰り返されるんだけれども、本当に進めていいのか。あるいは、修正を加えてもっと進める必要があるのか。あるいは、もうこの案が廃案でいいのか。そういう決断の時期にも迫られているのかなというふうにも思いますので、少しそういう判断をどうですかというふうな質問をしますと、大変厳しい質問になるのかもしれませんが、その辺具体的に進んでいないためにこういう質問も出ているわけでありまして、ぜひそういう点からの見解をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 なかなか進まないというご指摘は、まさにそのとおりでなともう実感しておりますが、ただ、里山文化というのは、里と山がいかに共存してこの社会をつくるかであります。ですから、地域に住む人がこれまでのように日本の伝統文化であった自然を生かした、自然を利用しながら、生かしながら、そして、地域社会もつくり、自分の生活もつくる。これが本来の人間の在り方だと思っておりますが、そういった意味で、大井沢の自然学習、これはまさに学習の在り方は、自然をどのように利用しながら、利用と申しますか、活用しながら自分の生活の中に取り入れていくか、そういったものを小学校の授業の課程の中から教え込んできたということでありまして、今の小学校の学校の教育は、私もあまりあれなんです、むしろペーパーのほうの学習がこれまでは進んできたわけでありまして、西川町は自然学習

ありますが、そういった意味で本当に今後のこの社会をこれから生きていく上では、自然をいかに理解し、そして、生活していくか。そういった面での、さっきおっしゃいましたように、なぜ大井沢なのかというようなこともありますが、そういった意味では、大井沢のあの伝統文化、まだ十分に残っている部分もありますんで、そういったものを発信していく。特に地方に定住する若者の声を聴きますと、要するに人との付き合い、さらには自然との付き合い、こういったものが非常に重要だというようなこともあって、子どもの教育もそういった意味では大変自然の中で育てるといえるのは意味があるというようなことで、地方に視点を置かれる方も多いわけでありまして、そういった意味で、これからはその自然をいかに生かすかの、ここにバッジつけていますけれども、SDGs、まさにこのとおりだと思っていますので、その点もよろしく願います。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 里山文化の大切さについては、私もそのとおり、大切な分野だというふうに思います。ただ、具体的にこの事業を掲げながらなかなか進まないというようなこともありますし、かつての話を申し上げますと、例えば西川町にはクオリティ・ライフ西川があって、その中で塾が発展した時期があります。松田塾、森塾、そのほかあったんだと思いますけれども、そういうたぐいの塾がありました。非常にそれに参加する数名の、あるいは10名ぐらいのメンバーの皆さんが一生懸命月に1回、2回集まって勉強会をする機会があった。それらがやがて西川町を担う人材育成になっていったなというふうに私は今思っております。そういう点からしますと、そういう勉強会みたいな里山社会・文化研究所のみ、何か形をつくらうというものじゃなくて、もう少し町民を対象にした勉強会などがあってしかるべきかなというふうに思いますし、また、この里山社会・文化研究所の結論を進めるという意味合いに現段階でなると思っていますので、ぜひこれから本物になるように、しかもスピード感を持ってやれるようお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。見解があれば、ひとつよろしくご回答いただきます。

○古澤議長 答弁は小川町長。時間まいりましたので、手短に願います。

○小川町長 これまで幸福度、それから、里山文化も含めて、非常に皆さんにとっては難解な部分が非常に多いわけでありまして、先ほど来ありましたように、町民の共通理解をまず得るというようなご意見も様々な場所でありましたんで、そういった意味でまだまだ不十分のところはありますが、こういった面で公民館活動を通じながらPRに努めてまいりたいし、人材育成という面での研修会、講習会、こういったものは必要であるというふうに認識して

おりますが、なかなか今、その集合体がつくれない、こういった状況でありますので、このコロナの中でさらに在り方を議論したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○古澤議長 ここで休憩します。

再開は3時5分といたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時05分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 佐藤光康議員

○古澤議長 続いて、3番、佐藤光康議員。

[3番 佐藤光康議員 質問席へ移動]

○3番(佐藤光康議員) 3番、佐藤光康です。

最初、図書館について質問いたします。

あいべに、西川町立図書館という立派な看板がありまして、図書館情報の掲示板などがあります。しかし、あそこは入りますと図書館ではありません。実際には、西川町立図書館は西川小学校の学校図書館を開放しているという非常に変則的なやり方をしています。文化の拠点としての図書館がないというのは深刻な問題だと考えます。

質問1番です。町は町立図書館がないという現状をどのように考えているのか、質問いたします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

[町長 小川一博君 登壇]

○小川町長 佐藤議員の、町民が利用しやすい町の図書館をとのことでありますが、質問1の町立図書館の位置づけについてであります。本町では町内で図書館を利用される方のために、平成24年4月に開校しました西川小学校の図書館について、制度上も可能な一般の皆さんへの開放によりサービスを提供しているところであります。

西川小学校の図書館を開放するに至るまでには、様々なご意見等があったところでありますが、町民の皆さんが利用しやすい図書館づくりを第一に、図書館運営検討委員会を設置しながら町民の皆さんのご意見をいただいたところであります。

主な意見は、「図書館のスペースを確保し、蔵書を拡充してほしい」、「図書が1か所に集まって、そこに専門の司書がいて、きちんとサービスを受けられることが望みである」などでありました。それらの意見を参考に、現行制度で可能な範囲内で検討した結果が現在の形であります。

また、西川小学校の図書館の蔵書数及び利用者数の推移については、蔵書数では平成22年、約3万5,000冊であったのが、令和2年度では7万5,000冊に、年間利用者数では、22年度、約4,100人であったのが、元年度では約1万7,000人にそれぞれ大きく伸びておりまして、町民の皆さんの図書館利用の拠点として位置づけられているものと認識しております。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） ここで問題だと思いますのは、小学校が授業で使用する図書館をそのまま町民が使ってもいいということで、町民に開放しているという形になっています。それが子供たちにも町民にとっても本当にいいのかどうかという問題があるんだと思います。

学校図書館法では、学校の教育課程の展開のために目的として図書館を使うとあります。要するに、授業時間としても使うということです。

私も前、小学校の教員したことがありますけれども、よく図書館に、算数2時間やって、さあ、ちょっと図書館で本読みしようとか、結構よく図書館は小学校では使います。図書館の机はテーブルにもなっていますので、結構、発表会なんかでもよく使うパターンがあります。ですから、非常に学校の教師にとっては、図書館というのは授業の一環として使う場所だということです。

先日、西川小学校の図書館に行きましたら、やっぱりテーブルに上にずっと先輩の子供たちが後輩に伝える読んでほしい本とか、ずらっと並んでいました。それは当然のことですね。要するに、学校の授業、子供たちのために全てサポートするのが学校の図書館ということです。

ですが、そこで先生方が、その図書館に町民が来るのでちょっと遠慮しているという先生がおられるという話もお聞きしました。学校図書館法では、学校図書館はその目的が支障のない限度において一般公衆に利用させることができると。要するに、授業の支障のない程度で町民に開放しても構わないよということです。

ホームページかなんか、ずっとインターネットで調べてみますと、学校を開放しているところも少しあります。大体、授業時間外とか土日が結構多いです。ですから、そういう授業時間も入っている時間に町民が自由に入ってきてもいいよという学校というのは、あまりない。

ある町民の方が言っていましたけれども、自分が図書館に行きましたら子供たちが授業をしていて、じろっと見られたと。ちょっと恥ずかしかったという話をしていました。あと、ある方は、小学校で授業をしているとまずいから、ちょっと行かない、行きにくいとかという話をしていますし、敷居が高いとか、そういういろんな声があるわけです。

そういう面で考えると、西川町の図書館の来館者数って、さっき町長言われましたけれども、ほかの市町村から比べて少ないんじゃないかという危惧もするんですけれども、平成元年のを今言われましたけれども、去年の入館者数と貸出冊数は分かりますでしょうか、昨年の。できれば小学校の図書館なら小学生は含まない数は分かるでしょうか。

○古澤議長 答弁は奥山生涯学習課長。

○奥山生涯学習課長 昨年度の入館者数であります、児童を含まない数につきましては3,719名であります。

〔「貸出冊数ってあるかな」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 追加答弁を前田教育長。

○前田教育長 昨年度の一般の貸出冊数でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○前田教育長 令和2年度ですね、昨年度となりますと。一般の貸出冊数は1万1,653冊です。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 西川町の図書館は非常に立派でして、こういう「図書館要覧」というのを出しています。これに全て書いてあります。こういうのを出しているというのは、大江町にもない、朝日町にもない。最近できた白鷹町図書館にもありませんでした。ですから、西川町はなかなかいい仕事をなされていると思います。これ見ると、すぐ分かります。

先ほど、生涯学習の課長さんが言われましたように、去年3,719人が来館しているという形になっています。最近できました大江町立の図書館です。大江町図書館です。私の友人がしまして、その方が西川町の図書館に行きましたら非常に入りにくいと。だけれども中がすごいと。雑誌とか大江町にないものがたくさんあるということで大変喜んでいました。だけれども、あの入りにくいのが何とかならないかという話をしていました。

大江町の図書館は、ちなみに何人ぐらい来館者がいるかという、ちょっと調べてきましたけれども去年は1万5,549人です。ですから、西川町がさっきの3,700人、大江町が1万5,000人。ですから、大江町は皆さんご存じのように中央公民館の隣にありますから、誰でも気軽にどんどん入れるという状況になっています。

そこで言いたいのは、やはりふらっと行けて、何か本読んだり、雑誌読んだり、新聞読んだり行ける場所があるということがすごい貴重なことだと思うんです。今日は暑いから、クーラーでもある図書館に行こうとか、そういうふらっと行ける場所が、大江町には年間1万5,000人ぐらい去年は来ているということは非常に大事なことだと思うわけです。

質問2に移りますけれども、学校図書館の一般開放に依存するのではなくて、町の図書館が必要だと考えますけれども、町はこれから新築するとか、何かそういうことは考えていませんでしょうか。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 まず、今後の図書館の在り方についてであります。今後、西川小学校の図書館の開放につきましては、実際に利用されている方から利用する際に感じていることなどをお聞きしまして、さらなる利便性の向上に努めてまいりたいと考えておりますが、また図書館の専門スタッフと協議しながら、町民の皆さんの読書活動を促す取組や、図書館関係サークルの活動支援を続けてまいりたいと思います。

さて、建設等についてのご質問であります。今のところ、まだそこまでは検討には入っておりませんし、現在の図書館をいかに町民の皆さんにご理解いただいて利用していただくか、そういったものに、まず力を注ぎたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） ほかの市町村で、今どんどん新しい図書館ができていまして、図書館を核としたまちづくりとか、いろんな挑戦が始まっています。なかなかうちの町としては財政的にも厳しいということで、それも理解ができるわけで、一つ提案なんです。1階を町民の図書室にすると、2階を小学校の図書館にすると、そういうすみ分けができないかということなんです。

実は、これをやっている学校があるんです。町があるんです。青森県の南部町の町民図書室です。ここは南部町の名川中学校という中学校を1階を町民図書室、2階は中学生の図書館ですか、そういうふうにしてすみ分けをしていると。中学生は貸出しをするときだけ1階に来てカウンターでこの手続をすると。あと、休み時間とかは自由に1階に来て構わない

ということになっています。基本的には1階は全て町民の図書館ということです。

本当は、世にホームページが出ましてスライドショーの写真もあるんです。本当は今日持ってきたんですけども、画面がちょっと粗いので、拡大するとちょっと見えないかなと思ひましてやめましたけれども、スライドショーで見ますと非常に使いやすい。ああ、図書館だなという感じがするわけです。ですから、生涯学習の課長さん、ぜひご覧ください。

そういう形でやれるということです。そこは町民が入りやすいようにということで、靴を履いたまま入ることができるという図書館になっていますということで、西川小学校も1階は非常に広い空間です。あそこ、町民図書室、名前はいろいろあるでしょうけれども、そういうようにして町民が自由にできると。小学生関係のものは全て2階に持って行って、2階に、今、本も結構ありますから、あそこを2階の図書室にできないかということを考えるんですけども、そういうすみ分けの工夫というのはできませんでしょうか。

○古澤議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 大変貴重なご提言だというふうに拝聴いたしましたけれども、現状、西川小学校の図書館の2階はパソコン室を兼用しております。そして、併せて2階のほうにも児童用の図書がたくさんありまして、そこは調べ学習にシフトした図書が、ぎっちりもう収まっています。ですから、児童が読み物とか童話等を見たいとなると、やはりそこに収納するのは、ちょっと残念ながら不可能な状況にあります。

それぞれ自治体の抱える実情があって進められていることだというふうに思いますが、今、佐藤議員からありましたようなご提言、つまり町民にとって本当に使いやすい図書館にしていくにはどうするかということは、これからも鋭意検討して改善できるところを改善していかなければいけないというふうには基本的には思います。

ただ、現状、言うならば町民図書館という感じになるかもしれませんが、いろいろ様々財政的な問題とか、あるいは年代を超えた生涯学習の振興、そして、私、非常に重要だと思っておりますのが、現在の西川小学校の図書館が通常の学校図書館にはない、いわゆる司書もいてレファレンス機能も充実した図書館なんですね。そこで子供たちが学習している。つまり児童も町民ですから、もうその児童期から積極的に読書を愛する町民を育てるという意味では、とても大きい機能を果たしているというふうに思っています。言うならば先進的な取組じゃないかなというふうに思っているところです。

ただ、先ほど来申し上げておりますように、町民の方の利用上、ちょっとネックになっている部分があるとすれば、できるところから改善をしていく必要はあると思っております。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 今、教育長がお答えになりましたけれども、学校教育法の図書館で子供たちの小学生の図書館、非常にいい環境です。司書も3人います。じゃ、社会教育法の図書館、存在するののかということになってきます。それを無視してはいけないだろうと。社会教育法では、国民の教育と文化の発展に寄与する、要するに地域の文化の拠点なわけです。それをないがしろにしているのかどうかという問題です。

例えば、私、ちょっとびっくりしたのは予算です。図書購入費、町立図書館の町民の図書購入費はどこに予算として計上されているのでしょうか。

○古澤議長 答弁は安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 教育委員会の学校管理費の小学校図書館運営に要する経費の中で、一般用の図書も含みで児童用図書の整備を行っているところです。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 今言ったとおりです。小学校のほうの図書購入という形で151万、去年でしたら入っているということになります。151万の中で学校図書費と、それから社会教育関係の図書費と、幾らをどういうふうに分けられているのでしょうか。

○古澤議長 答弁は安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 金額的な区別については、すみません、今のところ手持ちで持っておりませんが、一般用の図書としては367冊、児童用は311冊というふうに把握をしているところです。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 去年の決算でも出ていますけれども、151万円で、その小学校のためと社会教育のためとは区別はありませんでした。職員は3人の司書がおられます。その方はどこの所属になるかということですが、西川の教育の中には教職員ということで3人の司書が、小学校の教職員ということで3名が入っています。予算の関係で言いますと社会教育費の中に図書館はもうありません。あいべに図書館があったときは社会教育費の中に予算として図書館の費用がいろいろ入っていますけれども、今はもう全くそれは消えました。ということは、もう社会教育の中の図書館の仕事はどんなふうになってくるのでしょうかと非常に心配なんですけれども。

○古澤議長 答弁は奥山生涯学習課長。

○奥山生涯学習課長 佐藤光康議員のご質問にお答えをいたします。

社会教育費の中での図書館への経費の負担でございますが、まずは司書の1名分につきまして社会教育費で事業として持っております。そのほかにも、町民向け対象といたしました図書館独自のイベント企画等に対しましての予算の措置も講じているところでございます。

以上であります。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 先ほど紹介しました青森県の南部町ですけれども、あそこは一応、学校の中に町民図書室がありますけれども、予算はしっかりと区別しているそうです。社会教育の中に、しっかりと町民図書室費というのがあるということでした。ですから最低そういうところはきちっと区分けして、やはりきちっと仕事をしていくべきじゃないかと思えます。

大江町に関して言いますと、大江町の町民図書館の費用は175万円だそうです。そのほかに小学校3校ありますから、大江町は。小学校3校の図書購入費は80万だそうです。ですから合わせて255万ですか。大江町では社会教育費が175万と。西川町は150万が全部プールになっていますから、大体平均して学校図書館費は50万といますから、西川町の町民向けの予算というのは大体100万ぐらいだと思います。大江町は175万。河北町は500万です。寒河江市は800万です。そこまではいかななくても、やはり大江町並みに、今リクエストをしてもなかなか買えないんだと司書の方がお話をしていました。ですから、やはり文化的には非常に厳しい状況ありますけれども、西川町の図書館は結構評判いいんです。大江町に行きましたら、「西川町さんは郷土資料をしっかりと持っていますよね」と言っていました。ですから、そういう良さもあります。ですから、しっかりと予算を取って、しっかりと充実させてほしいというふうをお願いしたいと思います。

今、図書館が変わりつつありまして、今までは学習とか研究機能でしたけれども、最近はコミュニティースペースに変わりつつあるんです。今、合計特殊出生率が日本一になった岡山県の奈義町ってあります。そこは劇作家の平田オリザさんという方がブレインで支えているんですけれども、平田オリザさんがこういうことを言っています。「今、奈義町にはたくさんさんの若い夫婦が来るけれども、何を見るか」と。「1つは学校。学校で自分の子供がどういうふうに育っていくのか。そして、2番目は病院。そして、3番目が図書館」だそうです。「皆さん、あまり自覚ないでしょうけれども、図書館というのはすごく大事なんですよ」という言い方をしています。やはり図書館を見ると文化的水準が分かると、その町が大体どういうふうな状況かが分かると。

ですから、先ほどから話ありますけれども、町立図書館でなくても町の図書館、自由に町民が行ける図書館、図書室、それがあらかどうかということが決定的に大事だと思います。だから、そこがあまりにもちょっとネットで調べて町立図書館に電話をすると、そこはなくて、結局、小学校図書館に電話してくださいとなりますので、ですから、移住したいという方が、やはりちょっとあれと思いますので、皆さん、そこら辺はきちっとやる必要はあるんじゃないかというように考えるわけです。

特にこの前言われましたのは、最近、町営住宅ができるそうですねと。住宅造るのはいいと。だけれども、ただ建物があればいいというもんじゃないと。広場とか居場所とか、たまれる場所とかありますかと言われましたので。ですから、そういう場所が今、西川町にない。図書館というのは非常にそういうところでは居場所で、しゃべれる場所。今、談話室を造りまして自由にしゃべれる場所を図書館に造ろうとかカフェを造ろうとか、いろんな動きがあります。ですから、そういうふうにやりながら、この居場所、交流できる場所としての図書館、まちづくりとしての図書館という機能が非常に今言われている時代になってきています。

ですから、そういうことも踏まえて、ぜひ、あいべの活用もそうです。あいべも図書館の機能としてどういう形で使うのか。あと、さっきの小学校図書館も含めてそういう居場所、新しい方向としてのまちづくりの方向での図書館というのを町長、考えられませんか。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 大変参考になるご意見、ありがとうございます。

ただ、西川町の図書館の利用の仕方と申しますか、まず今ありましたようにサークルでの活用とかそういったもの、あとは生徒と一般の方の振り分け、こういったものを含めてになりますが、ちょっと今どういった活用になっているか分かりませんが、あの図書館の脇に1部屋造っておりまして、あそこがサークル等の活用に、要するに、たまり場ではないんですが、そういった活用も十分できるようなスペースを取ったわけでありまして。もし、できるのであれば一般用の読書室をあそことか、子供たちはこっちの図書館とか、そういった振り分けもできるんじゃないかなと今考えておりまして、その辺は私も分かりませんが、そういった、まず今あるものを利活用できないかということも含めてであります。私、図書館というのは非常に重要だと思っています、確かに。たまに山形に行きますと市立図書館に寄ったりしますけれども、そういった意味では雑誌なども置いてありまして、ちょっと行って、ちょっと休める、また違ったものを、文化を、本を見られるという面では非常に有効だと思っています。

ですが、まず西川町の場合は町民の皆さんに、敷居が高いなどと言わずに、まず入っていただく、こういった環境をいかにつくるかどうかというのは、これは町民全て、皆さん一緒になって思っていますので、ぜひ議員のほうからも、町立図書館は敷居が高いなんて言わないで、いま少しいい場所だというようなことを宣伝してもらって、より多くの町民が来られるように、ぜひお願いしたいと思っています。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 宣伝では人は動かないんじゃないでしょうか。行きたいから行くと、自分が休める場所だから行くと、そういう場所、入り口になっているかどうかということですね。あそこでスリッパを脱いで、よっこいしょという感じで行くパターンですから、そうじゃなくて、ふらっと行ける場所。

やはり、町長は読書好きですから、ぜひ先ほど紹介しました青森県の南部町の図書館をご覧ください。談話室は、さっき西川小学校のあの小さな部屋でいいんじゃないと言いましたけれども、そんなことを言ったら、あの南部町の写真見ましたら笑われると思います。ぜひ南部町の図書館をご覧ください。

あと、先ほども小学校の場所が使えないという話ありましたが、やっぱり私も2階、小学校を見ていませんので何とも言えませんので、ぜひ南部町の町民の様子をご覧ください。あれ見ると、ああ、こういう図書館なんだね、行くのはねというのがよく分かると思います。これじゃ町民があそこ行けないよねというのが、本当はここで写真出したかったんですけどもできなかったんで、ぜひご覧ください。本好きの町長に期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

次の問題に移ります。2つ目です。

今年、町が目標とした定住人口5,000人を割ってしまいました。転出する方をできるだけ少なくして転入する方を増やすためには、活気のある住みよいまちづくりをしていくことが重要です。

3点質問いたします。1つ、町内では高校生の通学に非常に不便な状況があると思います。高校になると、山形の高校に行きたいから、部活もちょっとやれそうもないから町外に移るとか、結構そういうふうな話を耳にします。やはり高校生の親への支援というのが、JRも通っていませんので必要じゃないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 次に、住みよい活気あるまちづくりで定住人口の確保というようなことでありま

すが、第1点目の質問でありますが高校生の通学支援についてであります。

今年6月に、若者定住・子育て支援重点事業推進プロジェクトの中で、高校生を対象に通学をテーマとしたアンケート調査を実施しております。調査対象者127人のうち97人の方から回答がありまして、回答率は76%でありました。利用している交通手段について複数回答の設問ですが、最も多いのは「保護者の方による送迎」で76件、全体の43%。次に、「鉄道」が40件、全体の23%。「路線バス」が38件、全体の21%となっております。

なお、アンケートの回答から、路線バスを利用し鉄道に乗り継いでいると予想できる高校生は8人と少なく、残りの32人は家族の送迎によると推測をされます。

町の路線バスを利用しない理由について多いのは、「自家用車の送迎」で31件。次に、「運行本数が少ない」が26件。次に、「バス料金が安い」が25件でありました。そのほか自由回答では、「部活動で朝は早く夜は遅い」、「土日の運行本数が少ない」などの回答がありました。

なお、路線バスを利用していない高校生に対して利用しない理由を質問し、その理由が解消した場合の利用希望につきましては、全体の52.5%の高校生が利用する可能性があるという回答されております。

まず、このアンケート調査結果を参考にしまして、今、プロジェクトも推進中ではありますが、地域公共交通計画の策定の中で検討を進めるといようなことをしてございまして、高校生通学の利便性の向上や支援などについて検討してまいりたいと考えております。

この調査を私も見まして、半数が山形市内、西村山管内、谷地、寒河江、寒河江工業、左沢ありますが、40%ちょっとですので、ちょっと驚いた部分もあります。もう少し高いのかなと思っております、そういった意味で町営バスの利用もされているのかと思っております。山形市への通学者が非常に多いといようなことで改めて感心したところでもあります。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 町ではそういうふうな調査をなされたということは非常によかったと思います。西村山郡内にも高校がありますけれども、町営バスで通学で片道300円、200円ありますけれども、大体、定期で一月、町営バス使うと1万円になります。山形市に通学したい、山形市内の高校に行きたい、進学の関係、部活の関係いろいろありますね。山形市内に行く場合にはJRで羽前高松から山形まで定期を使えば、一番安い定期で6か月で一月大体1万円です。ですから、山形市内の高校に行くためには、もう交通費だけで町営バス使っ

てですけれども2万円はかかるという計算になります。そのほかに学費とかがかかってくるわけですから、やはり通学だけで2万ぐらいかかるということは非常に大きな負担です。

先ほどもありましたけれども、町営バスが、朝、結構早いので、もう少しゆっくり寝たいとか、いろいろ子どもたちも高校生もあるわけです。部活もくたびれてとか。

それで、結構、私も自分の娘を部活もありましたんで少し寝せようかということで、車で高松まで毎日送迎しました。そういう方が結構いらっしゃいます。朝は高松駅がすごい車で混み合う状況があります。帰りは部活やっていれば、大体、親は酒好きな方も酒は飲まないで、8時とか9時とか10時まで我慢して待っているわけです。それが3年間続くわけです。ですから、そういうふうな非常に西川町に住むことでの負担というのが一つあるわけです。そういう点では、高校生就学支援がやはり必要なんじゃないかというふうに考えるわけです。

例えば、志津、大井沢の高校生はどうしても通えない。だとアパートに住まなくちゃならないとかという問題もあります。ですから、今、村山市では一律5万円を高校生就学支援で出しているようですけれども、先ほど言った合計特殊出生率が日本一の6,000人の奈義町。たった小さな町ですけれども高校生就学支援金が年間13万5,000円だそうです。聞きましたら、うちの町は鉄道がないので、バスで行くとすごいお金がかかるからと、ずっと皆さん不満だったと。それで、「子育ての町奈義町」ということでしていますので、高校生に支援ということで年間13万5,000円を出しているという話でした。ですから、やはり高校生の負担で「子育ての町西川」と考えれば、そこがやっぱり抜かすことができないんじゃないかと思っておりますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

次、2つ目、町は一人一人が地域づくり、まちづくりに参画をと訴えています、どのようにして町民にまちづくりに参加させようとしているのでしょうか。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 質問の2点目、町民の皆さんのまちづくりへの参加についてであります。本町のまちづくりの基本的な理念、考え方につきましては、平成27年12月に策定、制定しました西川町まちづくり基本条例に包含されているものと捉えておりまして、まちづくりにおける町民の役割、町の役割、議会の責務などが明文化されているところであります。

具体的には、「町民はまちづくりの主体であること」、そして、まちづくりの推進における町民の参加及び協働については、同条例第4条の規定のとおり「まちづくりは町民参加により進める」とされておりまして、「町はまちづくりを推進するに当たり、町民の自主性及

び主体性を尊重しなければならない」とされておるところであります。

そして、第10条では、「町は重要な計画等の作成に当たっては町民の意見を反映する」、そしてまた、「町民の意見を聞くとともに適切に対応しなければならない」とされておりますので、そのようなことで十分に町民の皆さんの参加する機会をつくり、充実に努めることとされております。

まちづくりは、町民自らの経済活動やコミュニティー活動そのものが町の振興や発展につながるということでもありますので、町民の自主性、主体性を尊重しながらというようなことで第8条で定めているところでもあります。

このようなことで、町民の皆さんが活動しやすい環境を整えるなどの支援を行うためにありますが、いろんな皆さんの意見をアンケート、パブリックコメントなどを行いながら町民の意見をお聞きしております。さらには直接対話形式の意見交換の場の設定、区長さん等も含めてであります。あと町長と語る会、こういった場での意見交換をこれまで進めてきておまして、意見交換の場は今後も実施してまいりたいと思います。

さらに、総合計画の策定に当たっては、ワークショップと一般町民の参加型のワークショップの実施、こういったものを含めて、今後、第7次総合計画、第6次でも十分検討したんですが、なかなか町民の皆さんの参加を得られないということもあったんですが、そういった先進的な地域では100人委員会とか、そういったものをつくっておりますので、できればそういった形で、より多くの皆さんの参加を得たいというようなことで考えておりますので、よろしくをお願いします。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 今、都市公園も計画ありまして、月山湖をどう利用するかとか、それから水の文化館をどうするかとか、月山湖の利用でしたら非常に夢がありますよね。噴水をやったのも多分いろんな町民の声を吸い上げて、あそこに噴水ができたという話聞いていますけれども、やはりいろんなそういう西川町の夢が今からある状況で、そういう西川町、雪が多くて大変だから行くはみたいな方たちも結構いますけれども、そういう中で夢を語るというところは非常に大事だと思うんですね。そういうところに、ぜひプロジェクトチームだけではなくて町民を参加させる形で、夢を語る形で何か参加させられないかと思えますよね。

ですから、やっぱりそういうまちづくりに参加、自分がすれば、町のことを考えるわけですから、だと、そういうふうにならなければ、なかなか移住しないことになるというよう

に言われていますから、そういうところでは、ぜひそういうふうな工夫を町で言っているわけですから、ぜひやっていただきたい。

それから、7次総でもさっきありましたけれども、ワークショップをやるという話がありましたけれども、ぜひやっていただきたい。さっき、町長が町民が参加しないからなと言っていましたけれども、図書館も来ないからなじゃなくて、来やすいような形をどう町が工夫するかと。上から目線で、来ないな、来ないなじゃないと思うんです。やはりちゃんと下りて、そして今、いろんなワークショップのやり方とか町民が集まるようなやり方とか、いろんなのありますから、ですから来ないなじゃなくて、どうやったら来てもらうのかあたりをもっと研究、勉強してほしいということを強く訴えたいと思います。

3番、ほかの市町村では地域おこし協力隊をまちづくりに活用しています。これは何度も言っていますけれども、目的を定住してもらうから町を活性化してもらう助っ人という発想の転換が必要ではないかということです。

最近、山形新聞を見ますと、連日、地域おこし協力隊の方が出てきます。ユーチューバーだったりダンサーだったり、いろんな方が特技を使って出てくる。その方が定住目的というわけでもなさそうです。そういう方をもっともっと町に呼んで、一緒にまちづくりに参加すべきではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 地域おこし協力隊につきましては、前々からその活用方法、なぜ定住しないんだというようなご指摘があったわけですが、当初この制度ができた段階での地域おこし協力隊については、今、議員がおっしゃいましたように、町の要するにいろんな文化と申しますか、この状態、町の環境にいかに刺激を与えていただくか、または、いろんなアドバイスをいただくか、そういった視点で、それぞれの地域に入って地域の活動などのアドバイスをいただきながらやってきた経過がございますが、なかなか定住につながらないというようなこともあって、定住につながるように農業関係やら観光、こういったものへの目的をきちっとした形での選考をすべきだというようなことで今考えておまして、特に今回、新たに8月2日に委嘱を行った方につきましては農業というようなことで定住していただくような、そして定住のための環境も、きちっと町のほうで準備しながらというようなことでおまして、そのようなことで現在は、まずは西川町の文化、産業、こういったものを理解していただく、そして、それに賛同いただいて定住していただければというようなそういった視点で捉えておりますので、よろしくお願ひします。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 先日、白鷹町の歴史民俗資料館、オープンしたんですけれども、ちょっと行ってきました。そうしたら、そこの担当の方が、西川町で芸工大の先生が仏像を調査しましたよね。西川町内の仏像を調査したと。あの芸工大の先生と一緒に来た学生さんが、今、白鷹町のその歴史民俗資料館の担当をしていました。その方は、白鷹町で歴史おこしの地域おこし協力隊を募集していたと。芸工大の先生から紹介があって、それで、おまえ、行って見ないかと言われて、岡田先生ですかね、行ったということをしていました。その方は3年間それを過ぎて、今そして町内の方が、おじいちゃん、高齢者や若い方が、あなたは地域おこしでここで終わったら、それじゃ駄目だと、ぜひ教育委員会に残ってくれと、俺たち、私たちがみんな直訴するからということ、みんなで教育委員会に訴えに行っただろうです。それで私は残ったんだと。今、会計年度任用職員で3年目でやっているんだと。

ですから、西川町だったら私が行きたかったのにとこの話を言っていましたけれども、やはりその方も最初から定住なんて思っていない。何が起こるか分からないけれども、やっぱりやってみたいということで来た。そして、今、張り切って頑張っているという状況あるわけです。

その方、言っていましたけれども、3年間、地域おこし終わったもう2人の方おられて、1人は喫茶店を出していると。いいですね、あいべに喫茶店、なかなか難しいでしょうけれども、どうなるか分かりません。そういう挑戦する方がいると。あと、それから、もう1人は、農家の余った野菜をもったいないからということで、この方が集めて、ワンコインの食堂をつくっているんだそうです。それも結構はやっているそうです。そういう形で地域おこし終わった方が白鷹町で若い方が活躍していると。

そういうのを聞くと、私は羨ましくて仕方がないんです。町長、そう思いませんか。ですから、それを最初から定住目的、来ないから駄目だとか、そういう問題ではないんじゃないですか。そういう若い方にどんどん私の町はこういうふうにしたいとアピールして、そして、ぜひ来ませんかという、そこが勝負だそうです。アピールをして、そして来られたらちゃんと審査して、そして呼ばばいいわけで、ですからそういう積極的な、5,000人、5,000人と言ったって仕方がないですよ。そのために何をするかということです。そこら辺の挑戦を、今は国でお金を出すわけですから、そういうのを使いながら、ぜひ町でそういうのを積極的に挑戦していただきたい。

そういう何か夢がなければ、もう人口減るのは当然日本の流れですから当たり前なんです。

そこに挑戦していくしかない。5,000人、5,000人の問題じゃなくて何をやったかという問題だと思っんです。それで減ったら仕方ないと思っんです。町長、最後いかがでしょうか。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 まず、大変心強いご意見ありがとうございます。まさにそのとおりだと思いますが、やはりこれまでの議会での質問の内容には、定住を目指すべきだというようなそういったご意見もあって、国の方針もそのような定住を前提に、前提と申しますか、できれば定住できるような方を協力隊としたいというようなそういった方針であります。ただ西川町にもそういった方がおまして、この西川町で町内の高齢者を一軒一軒回ってご意見を聞いて、そして、それを一冊の本にまとめ上げていかれた方もおます。そういった方もおますんで、必ずしも定住だけでなく、おっしゃるように、さっき言った図書館もそうですし、この文化というものをどういうふうに捉えて西川町の特色ある文化をどう創るか、これも非常に大きな仕事だと思っていますんで、よろしくお願ひします。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 今のをぜひ町長に期待しまして質問を終わります。

○古澤議長 以上で、3番、佐藤光康議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○古澤議長 これで本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時55分

令和 3 年 9 月 8 日

令和3年第3回西川町議会定例会

議事日程(第3号)

令和3年9月8日(水)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	前田雅孝	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課長	飯野勇	君	町民税務課長 兼 産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	土田浩行	君	建設水道課長	眞壁正弘	君
病院事務長	松田憲州	君	学校教育課長	安達晴美	君
生涯学習課長	奥山純二	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	鬼越晃一	君
書記	柴田歆那	君			

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

先に、昨日、菅野邦比克議員の質問に答弁が保留になっておりましたので、生涯学習課長の発言を許します。

奥山生涯学習課長。

○奥山生涯学習課長 昨日の菅野邦比克議員からのご質問、カヌー大会の全中及びインカレにおいて、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の都道府県からのチーム数であります、全中では23チーム、インカレでは19チームであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○古澤議長 本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

◎一般質問

○古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 大 泉 奈 美 議 員

○古澤議長 5番、大泉奈美議員。

〔5番 大泉奈美議員 質問席へ移動〕

○5番（大泉奈美議員） おはようございます。5番、大泉奈美です。

最初にですが、新型コロナウイルス感染症に関わる医療従事者の皆様、各関係の皆様に対しまして、敬意と感謝を申し上げたいというふうに思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

過疎計画（案）とまち・ひと・しごと創生の関わりについてということで、先般、議会全員協議会におきまして、西川町過疎地域持続的発展計画が説明されました。町の第6次総合計画の集大成とともに、第7次総合計画の骨子であると位置づけられたものであるかなというふうに思われたところです。この計画を踏まえ、まちづくり、人づくり、仕事づくりについて、次の質問をいたします。

質問の1番です。

人口減少の歯止めをかけるために、若い世代の定着、移住促進を図り、安定した雇用の創出に取り組む必要があると思われまます。町では、起業者支援、起こす業の起業ですが、を行っています。今後、さらなる発展として、ブランド構築による総合産業との連携を進め、移住者起業支援をコーディネートできる人材として、地域おこし協力隊を募集し、さらなる政策を期待したいというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

よろしく申し上げます。

○古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

○小川町長 おはようございます。

ただいま過疎計画（案）とまち・ひと・しごと創生の関わりについてとの大泉議員のご質問であります。第1点目の、起業を支援できる地域おこし協力隊の募集についてであります。起業支援については、平成30年度に西川町起業支援事業補助金交付要綱を策定しまして、新たに起業する方及び新分野に参入する方の支援を行っておりまして、補助対象の業種につきましては、各種業種のほか、農業、林業、漁業と連携した加工、流通、小売業等について対象としております。

補助対象経費は、事業所等の開設に係る設備備品購入費、設備設置費、その他事業所等の開設に係る経費で、補助率は10分の10で、補助限度額は150万円であります。

交付実績は、平成30年度が4件、令和元年度が1件であります。

起業される方には、西川町商工会が起業に関する相談を受けながら伴走支援を行い、寄り添った支援を行っているところであります。

また、山形県では、創業をワンストップで支援するやまがたチャレンジ創業応援センターを開設し、創業を志す方が円滑な事業を立ち上げることができるよう、支援を行っているところであります。

支援の内容は、創業プランのづくり方から創業後の経営指導まで、創業に関するあらゆる

相談に対するワンストップでの支援、創業ノウハウを学ぶための創業塾、創業セミナーの開催、優れたビジネスプランの創業者に助成金を交付、融資や補償制度、専門家の派遣など、県内支援機関との連携による創業、経営の支援を行っているところであります。

さらに、山形連携中枢都市圏の取組の一つに、山形市売上増進支援センター、通称Yーb i zの広域化というのがありまして、Yーb i zは中小企業等の売上げ増進を目的に設置されておりまして、連携中枢都市圏構成市町の利用も可能となっておりますので、令和2年度において、Yーb i zへの町からの相談件数は19件となっております、広域的に既存企業及び起業の支援を行っている状況にあります。

起業支援につきましては、専門的な知識や関係機関との連携が必要でありまして、今後とも県、山形市売上増進支援センター及び西川町商工会と連携した支援を行ってまいりたいと思います。

地域おこし協力隊につきましては、昨日もご説明申し上げたように、今後とも力を入れていきたいし、こういった制度を用いながら、その後の定住に向けたというふうなことで考えておりますので、よろしくをお願いします。

○古澤議長 5番、大泉奈美議員。

○5番（大泉奈美議員） ただいま町長のほうから説明をありまして、起業支援につきましては、広域的に県でのワンストップチャレンジプランとか、経営支援セミナーとかYーb i zなど、いろいろ相談というのはあるというふうには理解しております。

ただ、実際、西川町で平成、平成の30年には4人、元年には1件、4件と1件というふうな実績というふうなものがありますが、今後、町では、例えば年にこれくらいの方がしていただきたいというか、PDCAサイクル、PDCAサイクルとKPIという指数を使いまして、どういった年度での最低1件はやってもらいたいとか、そういったふうに考えているかを、ちょっと一つお尋ねをいたします。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 ただいまの大泉議員の質問にお答えします。

年に何件ぐらいの起業者の起業を目標に今後するのかというような質問でございますが、起業支援につきましては、先ほどありました平成30年から起業支援の補助金を交付いたしまして、町内のほうに4件の方、30年度起業していただいております。いずれも地元の方でやっておられまして、令和元年度も1件ということでもあります。

業態につきましては、工場とか、あとはお店のほう、飲食店のほう、あとは美容関係のほ

うというふうなことで多様化しておりますが、この動きをやはり商工会を通してのもの、情報というふうなことも多くなろうかと思えますけれども、そちらのほうからの情報を得ながら、そういった方について逃さず支援を、また、こういった制度はあるということをお知らせしたいなと思っております。

実際の件数の目標というものは、今のところ持っていないところであります。

○古澤議長 5番、大泉奈美議員。

○5番（大泉奈美議員） 議会の産業建設常任委員会でも、平成30年、令和元年には起業者支援した方たちを訪問いたしまして、いろいろなお話を聞いたところです。

町に、企業って大きい企業誘致をという声も大きくありますが、なかなか立地条件やら条件を満たさないといえますか、コスト面からいってもという形で、迎えることはなかなか難しい。そうなりますと、やはり小さな起こす起業を推進していく必要があると思ひまして、お金を出すから起業をしてくれではなく、今後やはり地域おこし協力隊、昨日も佐藤議員のほうに質問をされておりましたが、こういった形で起業をするための準備といえますか、そういったことを、ここにも書いておりますが、コーディネートできる、はっきりとした仕事の内容を明確にした人材、今年はやっぱり農業についてはきちっとこういう冬場、啓翁桜を植えていただいて、雪がないときは野菜なり米なりを植えていただく。支援につきましては、JAさんが支援をし、あと、そういった組合といえますか、会がありますので、そういったところに支援を求め、聞いていただけるというものをつくっているわけです。

これから本当に人口減少というか、ただ来ていただけるのではなく、やっぱり仕事と一緒にかなというふうにいるところです。ですので、地域おこし協力隊、町長は昨日、今後考えていきたいというふうにおっしゃっていましたが、やはり具体性のあるものでないと、じゃ、町に来て何をしたらいいのかというのがあると思ひますので、本当に町の産業を発展する意味と、やはり最初は定住じゃなかったのかもしれないけれども、いずれ定住してくれるかもしれない、起業する方も。ですので、そういった面を考えていただきたいなというふうに思ひます。

あとは、これに加えて、8月19日の山形新聞にふるさと山形定住促進センターというものがありまして、各市町村の担当者を対象に研修会を行ったというふうに記載されておりました。コロナ、新型コロナウイルス感染拡大に伴って、地方移住の関心が高まっているということもありまして、ちなみに、町への問合せはどれくらい増えているか、分かる範囲で結構なんですが、何件くらい増えているかということについてお尋ねをいたします。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまの大泉議員のご質問、町への移住に関するお問合せの件数と受け止めさせていただいてよろしいでしょうか。そちらのほうの件数につきましては、ちょっと具体的に手元にございませんで、後ほどお答えさせていただきたいと思いますが、移住という観点で言えば、空き家バンクのほうの利用をしたいというふうなところで、問合せは昨年並みに、それよりも若干増えているのかなというふうな感覚的なところがあります。ただ、具体的な数字というのは、ちょっと後ほどお答えさせていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○古澤議長 5番、大泉奈美議員。

○5番（大泉奈美議員） やはりこのコロナ禍というこの時代に、いろいろなことを止めてしまうというふうなのではなく、コロナもいずれ、何年先かは分からないですが、やはり収束するということがありますので、ぜひ計画、地域おこし協力隊につきましても具体的な、こういう形でほしいという、それがやはり移住や定住、そういったふうに結びついているかというふうに思いますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

続きまして、質問の2番目に入りますが、質問の1番ともちょっと関連するかなというふうに思っております、公共施設等管理計画について平成28年に策定されました。計画期間は令和16年度までの20年とし、利用状況に応じて随時見直しを行うとしています。その中におきまして、旧水沢小学校は加工場などで活用されており、施設をリノベーションし、起業者の学びの場、起業に向けた雇用創出の場として積極的に利活用を進めるべきではないでしょうか。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 質問の2点目ではありますが、起業者が利用するための旧水沢小学校敷地の施設の改装についてであります、旧水沢小学校につきましては、町内の産業振興を図るため、町内における農産加工グループが商品を開発しまして、製造する場所を提供することで、新規事業者の育成を進めるため、農産加工施設として平成25年度に整備しておりますが、また、旧教室につきましては、新規事業者1団体、3個人が利用されておまして、空きがない状態ではありますが、起業者の活動拠点としてのニーズについて把握する必要があると考えております。

また、施設の老朽化によりまして、トイレ等に不具合が見られまして、改装に係る経費と

効果について検証する必要があるかと思っております。

起業者の学びの場として、やまがたチャレンジ創業応援センターが開設されておりまして、西川町商工会とも連携しておりますので、商工会を利用させていただきたいと考えております。町と連携しながらであります、そのようなことでお願いしたいと思っております。

○古澤議長 5番、大泉奈美議員。

○5番（大泉奈美議員） 平成4年に開校されました旧水沢小学校は、木材を使いました校舎で、大変あのままにしておくのは大変もったいないかなって、他市町村におきましても、旧廃校を利用していろいろ、今、加工場ということで使っていますが、そのほかにも教室とか使える、先ほど質問の1番でも申し上げましたように、コーディネートできるような地域おこし協力隊の方を募集して、貸出しをして、例えば1か月幾らとか年間で幾らという利用料をちょっといただいて使っていく方向に、全く利活用もしないであちこち、そのうち壊れていくのを待っているということはマイナスであると思います。町で公共施設総合管理計画をつくりまして、大体基準が利用人数というふうなものを持っているかなというふうに思うんですけども、もっと使っていく方向、そういったものを考えてもらいたいなというふうに思うんですが。

若い人は、今、ダブルワークということもできていると思います。恐らく今、勤めている仕事も、このまま60歳までやっていいのかって悩んでいる人の声も実際に聞きます。このままでいいのか、ただ、収入がないとやはり生活しかできないというところがあって、起業家の育成というのは準備段階が必要だと思います。仕事をしながら、山形のこの相談するところに行くのではなくて、身近にあるところにそういった場所がある、起業家の育成とかサテライトオフィス、先ほど空き家を利用したというふうな形はありましたが、西川町で空き家を借りたら冬は必ず除雪をしなくてはいけない、こういうデメリットは非常に大きいと思います。ただ、学校の教室であれば、駐車場付近、ちょっと除雪車で町で回っていただければ、そこはすぐ使えるというふうに思っています。

サテライトオフィス、シニアオフィス、若い方のダブルワークの学習の場、さらには道の駅に近くにあることから、観光客向けの陶芸、そば打ち体験教室など、人が集う場所、学びの場所、にぎわいのある駅として活用してというふうに思いますが、もう一度、今後その活用についてお尋ねをしたいのですが、この点についてお聞きします。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまの大泉議員のご質問ですが、廃校舎の利活用について、町の小

学校を統合したときに、耐震性のある校舎について利活用を検討していくということで、今、議論になっている水沢小学校、そして川土居小学校、大井沢小中学校の校舎ということでありましたけれども、基本的には、水沢小学校については、産業振興に寄与する施設の利用をしていこうというような基本路線であったというように捉えているところでもあります。ですので、今の利用形態については、6次産業の加工場とか、あとは、町内の方々が自分の特技を生かした町民の方の学習の場でありますとか、いろんな活動の場に使っているところであろうかと思えます。

あと、起こす業の方々を集って利用させていってはいかがかというようなことについては、現在、企業誘致サテライトオフィス誘致のプロジェクトチームを設けておりますので、その辺も含めて、今、検討中であります。大泉議員ご指摘のとおり、コワーキングスペースということで、働く場を改修して使っていただけるような取組をしている自治体も最近出てきてはおりますので、町として、そういった使い方をして、果たしてどういった企業さんから来ていただけるのか、そして、そういったところで、起こす業を行う人がどういった方がやれるのか、係る費用は幾らかということについては、まだ、まだそういったところまで詰まっていますけれども、その辺のところの見直しについては、水沢小学校の施設利用のみならず、町の企業誘致戦略の全体的な一貫の中で捉えるべき案件かなというように思えますので、その辺のところも含めて、今後、検討する必要があるのかなというふうに捉えているところでもありますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○古澤議長 5番、大泉奈美議員。

○5番（大泉奈美議員） 今、課長から答弁がありましたように、サテライトオフィスプロジェクトチームの中で、今後、検討をしていきたいというふうな答弁があったことに対しては、非常に期待をしていきたいというふうに思います。

私の質問の趣旨は、そもそも今現在こういったものが動いていることではなく、やはり過疎計画（案）という、まち・ひと・しごと、実は振り返れば、西川町町制50周年記念誌というのが実は家にありまして、これをずっと見ていましたら、西川町のこれは職員さん、もちろん町長さんをはじめ、歴代町長さんをはじめ皆さんがすばらしい意気込みを持って町をつかってきたというふうには思うんですが、なぜか人はいなくなったという。

なぜ、人がいなくなったのかということのを、これから本当に真面目に考え、いや、もちろん考えていらっしゃると思いますが、一つ一つ、これはどうであったか、よくPDCAと

言います。一つ一つの事業に対して指数をつくり、これを検証し、判断していく。一つ一つ、この過疎計画を見ますと、事業がすばらしく多くて、ほとんど町がやる、町が、町がやっていくという事業が、大変すばらしい計画ではあると思いますが、これを実際にやる職員さんは、本気になってやったら非常に大変かなというふうに思います。

このやった、これ50年誌なんですけど、これでも人はいなくなり、今、令和という時代になりまして、だんだん5,000人という目標も削られてきたというところがありますので、やはり行政に失敗は許されないのかなって、やはり国の補助金とか県のお金とか皆さんの税金を使っておりますので、失敗は許されないというところがありまして、なかなか大変な部分があるというふうには思いますけれども、今後、本当に起業を起こし、お金が入るという施策、やはり住んでいただくというのがありますが、それを楽しみとするということもありますので、係る費用とか予算がないところで水沢温泉館も修復しなくてはいけない、あそこも直さなくてはいけないというふうに、お金のやりくりは非常に大変かというふうには思いますが、やはりそういったことにぜひお金を回していただいて、考えていっていただきたい。

情勢というのは刻々と、去年やったからそれでいいかというわけではなく、本当に目まぐるしく変わっているわけです。計画を立てたけれども、時代にそぐわなかったというふうなこともありますので、有効な手段に目を向けて計画をしながら、ちょっとこれを変化させていくということも必要かというふうに思いますので、ぜひこの点については強く要望をしたいというふうに思います。

それでは、質問の3番に入ります。

町民の生涯にわたる生きがいにづくりにつきまして、町民の趣味1、スポーツ1を掲げております。これは交流センターあいべの玄関のほうに大きな看板があるわけなんですけど、コロナ禍でなかなか活動できない状況にあります。町民体育館は中学生の部活動、スポーツ少年団、スポサポ西川などで利用されております。町民体育館の利用状況と3密を避けるには、西川小学校の夜間の利用を考えますが、窓に網戸がなく、虫混入のため、夏場でも窓を閉め切って利用になります。小学校の体育館に網戸を設置し、町民の活動の場を確保してはどうかというふうに思いますが、これをお尋ねいたします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 質問の3点目ではありますが、西川小学校体育館への網戸の設置との質問ではありますが、本町では、町民の皆さんの生涯スポーツや健康づくりの活動の場を確保するために、西川小学校体育館を一般開放しているところであります。

西川小学校体育館の一般開放の利用状況につきましては、令和2年度は6月から12月までに1団体、19回の利用がありまして、7月から8月の2か月間に限っては、7回となっております。今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大していることから、利用はない状況にありますが、議員の、議員ご質問の網戸につきましては、町民体育館に設置しておりますが、西川小学校及び西川中学校並びに町民体育館分館には、安全に配慮した構造上の問題もあり、いずれも網戸を設置しておりません。

夏季間の利用に際し、暑い場合は、お手数でも窓を開けてご利用いただき、従来から、利用される皆さんには、お帰りの際の清掃をお願いしているところではありますが、このようなことで引き続きお願いしてまいりたいと思います。

以上であります。

○古澤議長 5番、大泉奈美議員。

○5番（大泉奈美議員） ご存じのように、小学校の体育館利用というふうについては、コロナの時代だから、いっぱい人を集めないで分散して使う方向というふうを考えるわけです。私もスポーツサポート西川には加入をしまして、月曜日、卓球などをやっているところではありますが、ほかにもいろいろなスポーツができるわけなんです。ですが、やはり体育館、人がいっぱいになっては駄目だ、月曜日は部活が休みなので使えるんですが、火曜日以降はスポーツ少年団、中学校の部活動でいっぱいになって使えないという状況にあります。

大勢を集めたものを、少なくとも使えるといいますか、町民の健康とか趣味という、健康に向けた趣味、それをまた生きがい、楽しみとしている方もいらっしゃいますので、ぜひそういった部分を踏まえまして、やはり西川小学校の体育館は、ご存じのとおり、アリーナ上の窓ははしごを上って一つ一つ窓を開ける構造になっております。はしごを上り下りにつきましては、夜間などは特に足を滑らせる危険性があって、これはちょっとなかなか難しいと思いますが、せめて下のアリーナ部分、窓が南側2か所、北側2か所が外側に開くようになっているんです。そこに網戸をせめてつけられないかというふうに思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○古澤議長 答弁は安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 大泉議員のご質問にお答えさせていただきます。

今、議員のほうからご指摘のとおり、小学校の体育館の上の窓ははしごを上って大変危険な構造となっております、下のほうの足元にある窓については、格子戸のようになっていて固定されている木枠が手前であって、その後ろにある窓については開けられないというふ

うに認識しております。2か所ぐらい開いている、開けるところがあるというお話ですが、小学校の体育館ということで建設をした建物になっております。あるその体育館を有効に活用していただくということで、一般開放もしているということもありますので、そのような状態をご利用いただき、ご活用いただければというふうに思っております。

以上です。

○古澤議長 5番、大泉奈美議員。

○5番（大泉奈美議員） 体育館、お使いになったことがあるかないかはよく分からないんですが、夏場、バレーボールで使って窓を閉め切ってやると、熱中症一歩手前ぐらいというふうになります。下の窓を合わせて4か所開けてしたら、虫が入ってきて、掃除は終わったらしていくんです。モップをかけてきちんと。しかし、朝になると下にたまっていると言われてまして、これ開けてもらっては困るというふうな形でした。

スポーツサポート西川のほうでは、やはりバスケットボールというのもやっております。バスケットボールって、エリアを広く使いますので、なかなか町民体育館全面を使うというのは非常に難しく、やはり西川小学校、バスケットボールのコート、施設がありますので、ここを使いたいが、ちょっとなかなかあの夏は使えないしということがあります。

せめて4か所ぐらい、格子はありますが、戸を開けて日中、子どもたちとかも放課後とかも、その戸を開けて使っておりますので、ぜひそのせめて4か所といいますか、そういったところに網戸を設置していただけたらなというふうに思いますが、ちょっともう一度この点についてお尋ねしますが、よろしくをお願いします。

○古澤議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 ただいまの大泉議員のご質問ですが、町にある公共施設を町民のスポーツ等のために有効に活用していくと、そしてまた、このコロナ禍の状況にあって、密にならない配慮をしながら活用促進していくという意味では、ただいまご指摘いただいた小学校の体育館の状況について、もう一度、町としても教育委員会としても確認をして、対策が可能なかどうかというところを改めて点検してみたいというふうに思います。

ただ、先ほど学校教育課長が申しあげましたように、基本、小学校用の体育館として建設されていると本来の趣旨がありますので、その辺、小学校の利活用と併せて、落としどころがあるのかどうかということも含めて、今後、検討させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○古澤議長 5番、大泉奈美議員。

○5番（大泉奈美議員） 今、教育長のほうから、今後、対策が可能であるか、今後、検討していきたいというご答弁をいただきまして、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

これについては、夏、暑くてできないということは、実は中学校の体育館についても非常に空調が悪い、部活、剣道、卓球の方たちがやっているんですが、夏場はあの構造上、北側があれステージになっているものですから、全然空気が通らなくて、もう暑くて暑くて子どもたちがかわいそうであるという声も聞かれておりますので、ぜひその辺ももう一度、夏場暑いときの夜間、体育館に皆さん入ってみていただいて、ぜひ、ぜひ子どもたちのためにも、いろんな対策をちょっと考えていただきたいというふうに思います。

町の教育振興基本計画におきましては、PDCAサイクルを非常に活用してやっていくという指針が示されておりまして、生涯学習の現状と課題、価値観が多様化しているという中において、町民の生涯学習の必要性、重要性を可能な範囲、活動を主体に実践していくことであり、それが行政が支援していくというふうなうたっております。やはり多様なニーズ、このスポーツは3人ぐらいしかやらない、5人ぐらいしかやらない、こっちはいっぱいやりますけれども、やはり多様なニーズに応じた事業の展開が求められるかなというふうに思います。それに伴って、町の課題を解決していけるような町民の人材育成、これも生涯学習ということで表記しているわけです。

ぜひ、生涯スポーツ面では、スポサポ西川の役割は大きいと位置づけられておりますので、ぜひこの辺も、西川小の体育館に限らず、ほかの分館、先ほどは水沢とか岩根沢、入間もお願いして残していただいたという経過はありますが、今後、公共施設、維持については利用人数が少ないから潰していいんねがはとかということではなく、やはり地区民、町民が使いやすいような形でサポートしていただきたいというふうに思うところです。

先ほど質問の1番のところ、ちょっと聞き忘れたところがあるんですが、ちょっと一つお尋ねしたいんですけども、町のブランド商品というふうながあって、自然水、地ビール、月山もブランド商品の中には入ると思いますが、今、月山の恵みということで、山菜とかそういうものがありますが、今後は例えば新しいブランド品を考えていく、開発していくというお考えはあるのかをちょっとお尋ねをします。

○古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 新たなブランド品の開発というふうなことでございます。

今、議員も先ほど質問の中で申し上げていただきました啓翁桜の取組を、今、町の産業として推進しておりますが、やはり啓翁桜のブランドをさらに、今は生産量も日本一になって

きたというふうなことで、これからさらには海外への輸出も一緒に考えていくということで、今、検討しております。

その中で、啓翁桜を一つのブランドとした、啓翁桜のチップによるビールとか、あと、さらにはサクラマスとかで、いろんな生産も考えております。そういった部分を含めながら、広く新たなブランドとして確立していければなというふうなことも考えているところでございます。

さらには、あとはご存じのとおり、ワインも地元、今、山形ワインと言うことで商品というふうなことでなっております。その中で、月山山麓醸造ワインとして、うちの町内のメーカー販売しておりますが、月山山麓ワインというふうなことで、町内のブドウで生産をし、そして高品質なワインを全国、さらには世界に売り出したいというふうな地元の動きもございますので、そういったところで、ブドウの生産につきまして自社生産しておりますが、町と一体となりながら、生産の拡大に向けて、こういった取組をしているところでございます。

今、町内の食品加工業者、そばとか漬物とかいろいろありますので、町内の生産物と、さらにはそういった食品加工業者との一体となりながら、そういった今、月山、さらには先ほど議員からもありましたブランド商品をさらに拡大しながら、農業生産物から生産、加工、販売まで一体となった取組、それぞれを検討しながら、今、進めているところでございますので、よろしくお願ひしたいと、以上でございます。

○古澤議長 5番、大泉奈美議員。

○5番（大泉奈美議員） 今、産業振興課長からの説明がありました。

今、食品加工とか、そういった部分は商工観光課に移ったというふうに理解してよろしいんでしょうか。例えば相談といいますか、ちょっとその点、お願いします。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 ただいまの大泉議員の質問にお答えいたします。

今年度から総合産業係、産業振興課のほうから商工観光課のほうに総合産業係が移ってきております。商工観光からの総合産業というふうなことで、取り組んでまいっておるところでございます。そういった加工業、先ほどの旧水沢小学校での加工施設ありますけれども、そちらのほうも商工観光課管轄でやっておりますので、商品開発などありましたら、商工観光課のほうにお願いしたいと思っております。

以上です。

○古澤議長 5番、大泉奈美議員。

○5番（大泉奈美議員） いろいろと今後の町の方向性という、7次に向けて、6次をやりながら7次に向けての計画をずっと立てていくのかというふうに思いますが、やはり今の、計画はあると思うんですが、今の時代に、時代の流れというのはどうなのかということ把握をしながらやっていっていただきたいなというふうに思います。

先日の政策審議会で、人づくりについていろいろお話がありました。今、幸福度指数ということで、いろいろと先生方から、委員の方からご審議をいただいていたというふうに思うんですが、当時やった幸福度と今やってみたら違うというふうなのはあると思います。

ある人がおっしゃったのは、子どもがいるときは、子どもの学校とか通学とか、そういった面でいろんな支援を受けたいと言っておりました。ただ、子どもが卒業したら、自分はもう子どもは卒業して子どもはいないので、働く世代の支援が薄いんじゃないかというご意見もありました。

年齢を重ねた働く世代が終わって、ある程度シニア世代に入ってきますと、いろんな支援がどんどん出てくるんですが、やはり口は悪いんですが、一番税金を納めているこの私たちの世代に対してのいろんな、集まる場所もないし、話す場所もないし、そういったところも飲み、飲みというのは、今はちょっと不謹慎なところではありますが、要は、そうやっていろんなよもやま話とか話をする場所がなくて、その中から何かできないかというところが意見もありましたので、やはり幸せの定義、幸せとは何だろうか、自分にとっての幸せは、若いときはこういうことが幸せだったんだけど、年取ったらこれが幸せなのかなというふうに変わっていくと思います。

西川町は高齢化率が非常に高く、町としてもいろんな年代に合わせて政策を行うと思いますが、ここで一つ、やはり皆さんの幸せの豊かさ、今、残った人が幸せなのか、これからの方が幸せなのかというふうに述べた審議委員の方もおっしゃったように、今、ここにいる、住んでいる理由は何だろうというところを考えながら、もちろん私も考えながら、今度、今後この町に住んでいたいと思います。

最後にですが、町長の見解といいますか、町長の幸せは何だろうかということをお聞きしたいんですが、よろしくお願ひします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 大変難しいご質問でありまして、今のこの、昨日のご質問にもお答えしたんですが、幸せというのは非常にそれぞれ主観的でありまして、それぞれ違った考えなり感覚を持

たれておるわけでありますが、町長にとって幸せは今何かと言いますとすれば、私、今、町長やっていますので、町民の皆さんが安心して、安全で安心な町をつくれて、そして皆さんがそういうふうに感じられる、まず町をつくっていくことが、今のまず幸せと申しますか、第1点であります。あとは、個人的には様々ありますので、そのようなことでご理解をしていただければと思います。

○古澤議長 5番、大泉奈美議員。

○5番（大泉奈美議員） 最後に非常にちょっと難しいといいますが、失礼な質問をしまして大変申し訳ありませんが、とにかく、この町に住む意義というものをここで考える、みんなが考えるというふうにしていけたらなというふうに思っておりますので、まずはやはり健康に気をつけて、町政に向かって頑張っていっていただきたいというふうに思います。

これで質問を終わります。

ありがとうございました。

○古澤議長 以上で、5番、大泉奈美議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

先に、先ほど大泉議員からの移住の問合せの件数ということで、答弁が保留になっておりましたところで、先に政策推進課長から答弁をお願いいたします。

荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 大泉奈美議員の移住の問合せのご質問につきまして、保留しておりました答弁について申し上げます。

移住の問合せというようなことにつながる、空き家バンクを利用したい、空き家バンクを利用して移住を考えたいというようなことについて、件数がありますので申し上げます。令和2年度、昨年一年度の空き家バンクの利用件数は、空き家バンクを利用して、いろいろ移住を考えたいというような方につきましては、10名でありました。今年度、令和3年度にお

きましては、現時点で16名ということで、前年同期から比べれば1.5倍程度というような状況になっております。

以上であります。

◇ 伊 藤 哲 治 議 員

○古澤議長 続いて、9番、伊藤哲治議員。

[9番 伊藤哲治議員 質問席へ移動]

○9番（伊藤哲治議員） 9番、伊藤哲治です。

質問に入る前に、全国的にコロナ感染が収束するどころか拡大をしている中で、日夜奮闘なさっている医療従事者、また関係者の皆さんに敬意と感謝を申し上げます。

私は、第6次総合計画後期基本計画の中で、今後いろいろ進めていかなきゃいけない施策について質問をさせていただきます。

第6次西川町総合計画後期基本計画の中で、定住人口の確保を町の最重要目標に掲げ、令和5年に最低限確保したい人口5,000人をとうたっていますが、少子高齢化に歯止めがかからない現状が急速に進み、令和3年4月には5,000人を割り込みました。活力が失われつつある現状については、前回の一般質問でもさせていただきましたけれども、生き生きと活力のあるまちづくりをどのように創出していくのか、改めて下記のことについて質問をいたします。

質問の1ですけれども、ここ数年で町内から撤退する企業が相次ぎ、雇用の場が失われる現状が続いていますけれども、6次総で掲げた企業誘致政策、企業支援等の拡充について、町はどのような施策を実施し、また今後、推し進めるつもりなのか、お伺いをいたします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

[町長 小川一博君 登壇]

○小川町長 伊藤議員の第6次総合計画後期基本計画の今後の進め方の中で、質問の第1点目、企業誘致策及び企業支援等についてであります。初めに、企業誘致策についてでありまして、本町では、企業誘致の促進を図るために、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、西川町過疎地域固定資産税課税免除条例を制定し、固定資産税の課税を免除してきた経過がございます。このたび、時限立法でありました同法律が失効し、新たに過疎地域の持続的発展の

支援に関する特別措置法が施行されたことに伴いまして、引き続き固定資産税の課税を免除するために、今定例会に新たな西川町過疎地域固定資産税課税免除条例の設定議案を提出しております。

さらに、本町では、雇用機会の拡大を図るため、雇用奨励金を交付しているところであります。

また、今年度から、企業誘致サテライトオフィス誘致検討プロジェクト作業チームを設置しまして、誘致する企業の形態について、工場型、サテライトオフィス型、アウトドア系、福祉型等を想定しながら、土地や建物等の町内の事業環境、企業側は地方に進出するニーズや狙い、誘致に係る課題などの整理を行っているところであります。

今後、誘致促進のための新たな制度の検討や財源の確保並びに投資による収支計画、誘致活動に向けた課題などを整理し、企業誘致に係る町の基本的な方針を策定し、取り組んでまいります。

次に、町内事業者の経営の安定化や事業継続などに対する企業支援等についてであります。町内事業所の雇用及び就労者の確保対策につきましては、令和2年度より、町内事業所事業主が新規学卒者を雇用した町内事業者に、事業所に、新規学卒者1人当たり10万円の奨励金を交付しておりまして、また、新規学卒者が町内の事業所に正規職員として雇用された方に10万円の奨励金を交付することにより、雇用の確保を行っているところであります。

今年度からは、新規学卒者以外で、町外から町内の事業所に就職された方に3万円を交付する奨励金制度を創設しております。

さらに、町内事業者の経営安定と事業継続を支援するため、商工業小規模事業者持続化補助金（一般型）であります。としまして、事業継続に必要な備品購入や施設改修を支援する補助金、補助率3分の2、上限30万円の補助、商工業小規模事業者持続化補助金、これはコロナ型であります。としまして、感染症対策に必要な機器類の購入を支援する補助率3分の2、上限20万円の補助、業態転換や新分野参入など、前向きな事業展開に対する支援として、補助率3分の2、上限30万円の補助金を交付する制度を設けているところであります。

今後、今定例会に提出しております補正予算案に計上しておりますが、町内事業者が実施する販売促進のための経費を補助しながら事業継続を支援してまいりたいと思っております。よろしくご理解をお願いしたいと思っております。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 今、町長からる説明がありましたけれども、実際、ここ四、五年、

もっとさきからでしょうけれども、企業誘致に取り組んだというのが、私はないんじゃないかというふうに思っているところです。

企業誘致を進めるためには、用地の、工場型でしたら用地の確保、整備等を行って、企業に誘致募集を行うというのが通例ですけれども、サテライトだったらそういうことはしなくとも、既存のものでもやっていけるというふうに思いますが、今、町長からあったように、各種補助等はやっていますけれども、実際問題として、ここ数年、特に町内の働く女性の雇用がどんどん減ってきているんじゃないかというふうに思われます。というのも、間沢、吉川あるいは海味にあった企業が撤退あるいは倒産等して相次ぎましたので、それによって失われた雇用の場というのはどれほどあったのか、把握していらっしゃるかどうか質問をいたします。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 町内の撤退した企業さんでの女性の雇用の人数というふうな質問であります。町内の企業につきましては、東北コーオンさん、小堀製作所さん、サトウ商事さんがございましたが、具体的な人数というところまでは把握してございませんでした。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 具体的な人数は把握していないということですが、町内に住んでいる方々の雇用状況というのは、町でつかんでいるんじゃないかというふうに思いますけれども、それすらつかんでいないという理解でよろしいのでしょうか。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 すみません。ただいまこちらのほうに手持ちとして持ってきているものございませんでした。調べまして、後ほど回答させていただきたいと思っております。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） どれほどの方々が働いていて、その方々が職をなくしているというのは、やはり町としてつかまなきゃいけないというふうに思います。そうでなければ、雇用状況を今後どうしていくなんていうのは、つかめるはずもございませんので、そこはきちんと把握をしていくということが必要だというふうに思いますが、その中で、先ほど商工観光課長からもありましたけれども、女性が主に働く場所、東北コーオンあるいはサトウ商事、小堀、そういうところが撤退するときに、町は何か手を打ったのかどうか、もう私の企業はこの町から撤退しますといったときに、ああ、そうですかということでそのままだったのかどうか、その辺のことについてはどういう対応をなさったのか、お尋ねをしたいというふう

に思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 今、撤退する際の町の対応についてというようなご質問でありますが、3社ほど撤退されたわけでありましたが、その撤退理由につきましてはオートメーション化、ロボット化したいというようなことをするというふうなことで、企業、会社を一つにまとめるというふうなことを。それと併せて、今はコロナで大分、外国から会社の支店を引き上げてきておりますが、当時は外国に支店を設けると。そういった中で、なかなか業績が伸びないというふうなことで、前もってそういった話はなかったわけでありまして、そのときにはもう既に撤退するというふうな企業での決意がなされておりましたので、何ともしようがなかったということもあります。理由につきましては、いろいろ聞きましたんですが、そういった状況の中でありますので、町のほうでどういった支援をするというふうなことまではなかったということでもあります。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 町でつかんでいないということは、年間何回か各企業と話し合いをしているということですが、そういう中で、町民ですらうわさで知っていることすら、町では、じゃ、つかまなかったという理解なのかどうか、その辺について。

私は、雇用の場が失われることに対して、やはり町として、いや、どうにかならないのかというような話し合いをやったのかどうか。それすらやらないで、企業側の一方的な、オートメーション化するから別の場所に移動します、あるいは採算が取れないから撤退しますというような話があったときに、全然対応しなかったのか。今の町長の話だと、対応していないように見えるんですけれども、そういう話し合いの場というのは持たれなかったのか、再度お尋ねをしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 企業訪問というふうなことで、年1回、最低に1回、年に2回ということもありますが、企業訪問ということで、それぞれの企業の社長さんとの話し合いの場を設定して、商工会と一緒に回っているわけでありましたが、その時点での、そういった企業の業績等についての、撤退するとかそういった話し合いは、向こう側からはなかったわけでありまして。

それは、あとは、会社の中でのそういった話し合いはあったかどうかは分かりませんが、町のほうには最終的に、撤退しますというふうなことでありますので、町のほうでの対応はできなかったということが事実です。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 町の対応できなかったということですが、その結果、残ったのは廃屋同然の工場、工場跡地、それから建っている建物。この前も、町で危険だからということで、町で工事を実施をして、それをその企業に請求してやるという話がありました。

そういうことを考えたときに、企業が撤退するときに更地にして返す、あるいはきちんと整理をするというような話合いすら行わないで、企業が撤退したら、はい、そうですかというふうになるのかどうか、そこはどういうふうに考えていらっしゃるのか、お尋ねをさせていただきます。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 その後の会社の残った建物等の施設の利用、利活用については、それぞれの会社の事情もあるわけでありますが、それを撤退する場合は解体しながらというふうなことまでは、町のほうでの要請はしていなかったのは事実です。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 何か、撤退すると負の財産だけ残っちゃって、それを、じゃ危ないから、じゃ町で処理しなきゃいけないというような形が、今、西川町で結構あるんじゃないかというふうに思っています。そういうことは、そのままにしておいたんでは企業が来るはずもないし、雇用の場というのはだんだんなくなっていくというふうに感じているところです。

先ほどありましたけれども、工場型の企業誘致は、ここ数年一切やってこなかったという理解でよろしいんですね。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 企業型、誘致については一切やってこなかったというふうなことではありますが、これは県のほうとの話合いなどを設けながらやっておるわけでありますが、直接的なそういったものについては、これは担当課のほうでちょっと分かりませんが、そういうふうなことで。

ただ、前にも申し上げたんですが、西川町に来たい、西川町に来るとすればってなことで、県のほうとお話ししまして、その段階で、西川町の有利性といえば、自然を、自然の中でのいろんなものを生産できるというふうな、そういった利点があると。要するに、安全で安心と申しますか、そういったものがあって、そのためには、まず西川町は水でありますので、水を活用したものということで、水の製造やら、あと薬品の製造、こういったものが挙げら

れて、具体的に会社のほうからも来られまして、ただ、会社をつくるには面積が1町歩、1ヘクタール以上でないと進出できない。

さらには、雪の問題であります。雪の処理、こういったものを考えると、なかなか1メートルを超えるというふうなことでありますと、なかなか大変だというふうなことでありまして、そういった意味では、なかなか具体的なものにはならなかったわけでありまして、その後であります、その後でもないんですが、その当時もそうですが、要するに農山村型の女性型と申しますか、そういった工場については、国外にそれぞれの会社が活路を見いだして、半数は今、日本全国の半数以上が国外だということで、ただ、この今回のコロナの関係で日本国内に戻りつつあるというふうなことであります、その辺は分かりませんが、そういった内容もあって、なかなか西川町型の企業誘致はできなかったわけである。

ただ、全然手をこまねているわけではありませんで、県のほうの企業誘致の担当となども連絡を取りながらやるようにとのことはやって、言っておきますので、よろしく願います。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 企業型を誘致するためには、今、町長からありましたように、1町歩、1ヘクタールほどの土地が必要だと。そこを用地を確保し、整備をしていくと、団地としてやるためには、そういうことも必要だということで、なかなか町の中にそういう場所もないし、来るのも大変だという話がありますが、私もそういう面では、前にも質問したことがありますけれども、工場型の企業を誘致することというのは、リスクもあるし、そこに来るかどうかというのは大変な問題だというふうに考えています。

今あったように、西川町は自然豊かで、自然のものに関して企業を誘致することも可能なんじゃないかということで、県といろいろ話もしてきたということですが、サテライト型の企業誘致、あるいはそういった形で町に来たいという企業がどれほどあったのか、県との話合いをどれぐらいやってきたのか、その辺についてはどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねをさせていただきます。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 サテライトオフィスについてのご質問であります。

サテライトオフィスにつきましては、テレワークとかというようなことと一緒に、コロナ関係で脚光を浴びてきているオフィススタイルと思っております。

サテライトオフィス関係の誘致につきましても、今年度であります、5月からそのプロ

ジェクト、企業誘致サテライトオフィス検討、誘致検討ということで、作業チームを立ち上げまして検討を進めているところであります。やはりその企業のこちらに来るニーズとか、こういった条件とかというふうなところ、なかなかつかみ切れないところがございます。

それで、そういった企業誘致をしているマッチングとか、その企業と自治体のマッチングとかやっている会社があるんですが、そういったところにちょっと研修、ウェブでお伺いし、ウェブ会議でお伺いして聞いたりしております。

やはり最近では、サテライトオフィスにつきましては、課題解決型というのが主流になっているということでもあります。町の課題を解決するために、そこにサテライトオフィスを設置したいということがありますので、そういったところで進めていけないかなというところでの検討を始めているところでございます。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） それに対応した企業はあったんですか。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 まだ、具体的にその企業に当たった、当たっているというところはありませんで、そういう場に出るためにマッチングの会場があるわけですが、まだそちらのほうには、まだ働きかけはしていない状況でございます。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 今年の5月から、サテライトオフィスのことについても検討を始めているという話ですけれども、町はそういう面で見れば、急激な人口減少により空き家が増えています。先ほどの議員の質問にもありましたように、その空き家をいかに利用していくかということで考えれば、サテライトあるいは遠隔で実施をする起こす起業、そういうものも町には向いているのかなというふうに思うわけです。空き家等をリニューアルし、自然豊かなこの西川町で田舎暮らしをしたいという方が、結構、今、増えているというふうに全国的なニュースの中では出ています。

そういうことを考えたときに、政策推進課長のほうから、空き家バンクに対する問合せが結構増えているという話がありましたけれども、それを起こす起業に結びつけて、西川町の起業を少しでも多くしていくということを考えるというような考えはないのかどうか、再度お尋ねをさせていただきます。これ町長にお願いします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 まず、議員おっしゃるように、先ほどよりありましたように、企業工場型、多人

数の工場型の企業誘致というのは、なかなか難しい状況に今、全国、西川町だけでなく全国そうだと思いますが、特に中山間の町村にとっては非常に厳しい状況だと認識しております。

そういった中で、サテライト等の企業、企業誘致と申しますか、誘致につきましては、これは今後の課題、大きな課題だと思っております、特に今回、国のほうでデジタル庁を設けましたので、そういった意味での国挙げての促進がなされると思っております。思っております。

さらに、国のほうでなかなか進まないんですが、首都圏一極集中の官公庁を各地方に分散するというふうな構想もあったわけですが、これもなかなか進まないわけですが、ただ、今回のコロナ、それからウェブ会議等の促進と、要するに通常の利用になりつつあるわけですので、そういったものを含めれば、これからはますます加速化されると認識しております、今回、町内でもサテライトオフィス誘致というようなことでのプロジェクトを立ち上げたというところであります。

それと併せて、前々から西川町に、まちづくり応援団というふうな、応援団をつくっておりますが、そういった中で、応援団の皆さんに、ぜひとも、これまでそれぞれの企業の中で幹部としてお働きになった方については、ぜひともそれぞれお働きになった会社の、そういったニーズがあればご紹介したいというふうなことを期待しておったわけですが、これはすぐに結果は出ませんが、そういったことも含めて、今後、対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） ぜひ、工場型というのは、この町にとってはなかなか難しいというふうに私自身も思いますので、そういう面では、先ほどあったように、自然豊かな町でサテライトあるいは起こす業で仕事をしたいという方々が結構、今このコロナ禍において、ごみごみした都会で暮らすより、そのほうが良いという方が結構増えているというふうにニュースでも伝えられていますが、そこをフォローして酌み取って、町でぜひ進んでやっていただきたいというふうに思うわけです。

というのも、西川町には、光ケーブル網が全町に張り巡らされていますし、先ほど町長からあったように、国的にはデジタル庁を発足させ、デジタル化を進めていくという話もあります。そういう中で、一人ででも町に来て、そういった情報発信ができるという人材は、全国にいっぱいいると思います。そこを酌み取って、それを情報発信をして、西川町ではこう

いうことができるんだというモデルケースをぜひ、すぐさまでもつくってほしいというふうに私は思いますが、すぐというのはなかなか難しい話で、最近サテライトオフィスに対するプロジェクトを5月から立ち上げたというような話もありますので、時機を失わないで、そういう物事を進めていただきたいということを、まず強く要望をしておきます。

そうでないと、西川町における、全体的な雇用もそうですけれども、特に女性の働く場所というのはどんどんなくなっていますから、そこをどういうふうに今後していくのかということも、真剣に考えていただきたいということを強く要請をしておきます。

次に、質問2番に移らせていただきますけれども、定住人口の維持確保は町の喫緊の課題であるというふうに捉えています、その対策として、みどり団地の第2期造成工事、住宅建設を挙げ、若者の町外転出を食い止めたいとしていますけれども、具体的な施策としてどんなものがあり、新たな施策をどういうふうに展開をしていくおつもりなのか、お伺いをいたします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 伊藤議員の質問の第2点目ではありますが、定住人口の維持確保、若者の町外転出を食い止めるための具体的な政策などについてであります、この若者の町外転出を食い止める、また、若者を町外から呼び寄せるためには、収入をいかに得るかが重要であると捉えております。

このため、先ほどお答えいたしましたとおり、本町における企業誘致の在り方については、その方向性を定めながら、誘致方策の検討を進めてまいりたいと考えております。

加えて、農業において、今後は若者が就農できる場として施設園芸の強化に取り組み、将来的にはその団地化を目指すなど、新たな施策について検討を進めてまいりたいと考えております。

そして、若者の住まいの環境整備につきましては、議員ご指摘のとおり、みどり団地第2期造成事業を確実に推進してまいりたいと思いますし、団地の具体的整備としましては、単身者用の1LDKアパート1棟6戸、若い夫婦の皆さんにも対応可能な2LDKアパートを1棟6戸、同じく3LDKを2棟8戸、さらに長期賃貸住宅は第2期造成区域に4戸、合計24世帯分が入居可能な住環境を整備してまいります。その後の新たな住環境整備につきましては、みどり団地第2期造成事業の完了にめどが立った段階で、改めて検討してまいりたいと考えております。

また、若者の子育て環境に対する施策につきましては、現在、子育て応援事業としまして、

ゼロ歳、1歳児への紙おむつ代助成や、出生児全員に対する子育て支援金の支給、新生児聴覚検査費用全額助成、眼科医療機関における3歳児眼科検診費用助成などを実施しております。さらに、子育て支援医療給付事業として、18歳までの医療費自己負担額の無料化を図っているところであります。

教育面では、西川学園構想に基づく保小中一貫教育を進めておりまして、世代間交流や西川らしい地域と一体となった学習や自然体験学習などの実践に力を入れておりまして、また、英語を母国語として話す方、いわゆるネイティブスピーカー2人を配置するなど英語教育の充実も図っており、学校教育においては保護者負担軽減を図るため、給食費の半額助成を実施しているところであります。

以上のとおり、若者の定住促進については、重層的な総合的な施策展開が必要でありますので、町民ニーズの把握を行いながら、併せて国の施策等の状況も調査して、その対策については随時、町のほうで検討しながら対応を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） みどり団地の第2期造成工事あるいは住宅建設等を令和3年度から具体的に進めていくということで、アパートや集合賃貸住宅、長期賃貸住宅等を建設していく予定だと、若者が町から離れない、あるいは若者を呼び込むという施策を展開していきたいということですが、土地を造成し、アパート等箱物を造っても、その箱物だけでは若者は食い止められないというふうに私自身も思います。

そのためには、周りに関する住環境をどうつくり出していくのか、前にも述べましたけれども、子育て世代というのは、子どもの教育に関しては、もう金がなくとも頑張ってやっていくというのが親の気持ちだというふうに私は思っています。そういった方々を町に呼び込むためには、子どもに対する手厚い支援、助成をやるべきだというのは、常々私は一般質問でも言ってきました。

若者・子育て支援プロジェクトを令和2年度に立ち上げましたけれども、その中でどのような動きを行ってきたのか、その若者・子育て支援プロジェクトというのは何をやってきたのか、一つお尋ねをさせていただきます。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいま伊藤哲治議員のご質問ですが、若者・子育てのプロジェクトということですが、具体的に全庁横断的にプロジェクトに取り組んできました。ここ2

年間のことで申し上げますと、1つは議員ご指摘の住環境の整備というふうなことで、まずは箱物になってしまいますが、団地、若者の方が住む居住環境を、そちらのほうをいかにつくっていくのかというようなことで具体的に検討を進めまして、現在進めているみどり団地の事業につなげてきたところであります。

一方、昨日の佐藤光康議員のほうからのご質問にもあったように、町内の全体の公共交通をいかにするべきかというふうなことも、一つ子育て環境、高校生の通学対策ということも含めてなんですけれども、そちらのほうの検討も当たってきたところであります。

若者の定着、子育てのプロジェクトにつきましては、具体的にプロジェクト作業チームとして起こして協議をしてきたところについては、こちらの2つのプロジェクトが大きな取組になってきているのかなというところでありますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 今、2つが大きい問題だという話がありましたけれども、実際、前にも一般質問でも取り上げましたけれども、若者が西川町に住んで、住宅にアパート等に入って通勤をするときに、町に企業がなかなかないと、寒河江と、あるいは近郊の町村に通勤をするという形になるわけですけれども、西川町は豪雪地帯であります。そこから通うというのは大変なことです。それに対して、冬場だけでも通勤手当を出せないかという話もさせていただきました。

そういった発想を転換して、西川町に住んでもらえば、出したお金と税金で入ってくるお金で、そんなにそんなに持ち出しだけが出ていくという話ではないということも話をさせていただきましたけれども、そういう面で考えれば、よその市町村を眺めながら、じゃ西川町どうやっていくということじゃなく、町自らが、こういう施策で若者を食い止めるんだというのを、創造的に持ってやっていく必要があるというふうに思いますけれども、その辺については、町長はどのようにお考えでしょうか。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 まず、若者の定住につきましてですが、これは職場もそうではありますが、それと併せて、やはり一番は子育て環境が非常に重要だというふうなことで、これまで他市町村に先駆けて、いろんな施策を展開してきたわけではありますが、ただ、時代が大分変わってきておりますので、今、政策推進課長からありましたように、特に公共交通の関係、要するに通学の関係であります。

昨日もお答え申し上げたんですが、高校生の通学に関しましては、もう既に半数以上が山形市内というふうな、そういったこともありまして、そういったものを含めて、具体的に検討するよというということで、公共交通の関係のプロジェクトの中で今、検討させていただきますが、それと併せて、あとは婚活であります。やはり一番は婚活であります。今、町内に具体的には何名なんて申し上げられませんが、相当数の数のまだ結婚適齢期を過ぎた方もおりますので、そういった方をどのように結びつけるか、これが非常に重要だと思っています。1つの結婚が成立すれば、奥さん、奥さんだけではありませんが、相手の伴侶と、あとは子どもさんというふうになれば、2人か3人は確実に増えていくわけありますので、そういったものを含めて、まず今、基本の、どうしても早急にすべきものは通学、1番とニーズ、要請がありますのは高校への通学であります。

あと、それから婚活、あとは保育所の、今回、補正予算で出させていただいておりますが、山形県の支援策もあって、ただ、町のかさ上げ部分はないんですが、まず、今回は9月からは、県の補助制度のに乗かってというふうなことで保育料の無償化、これをも含めてやっておりますが、ただ、相対的に、どうしても保育所の無料化もそうですし、あとは公共交通、通学費につきましてもですが、通学、もう通学の場合は下宿されている方もおる。それから、保育所無料化については、自宅で保育されている方もおる。こういったものを総合的に、今の支援する体制をつくらなければということで、今、それぞれ検討をさせておりますので、そういったものを含めて、来年度の予算に反映できればと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 子どもたちは地域の宝、町の宝だというふうに町では言っているわけですが、そういう面ではもっと進んで、よその市町村でやっていないからやれないなんていうことじゃなく、先ほども言ったように、西川町はすばらしいと言われるような子育て環境を、ぜひつくれるようにしていただきたいというふうに思います。そうでなくとも、よその市町村から見れば豪雪地帯で、なかなか住むことに困難性を考えている若い人たちが多いというふうに思いますので、そこには手厚く支援をしながら、西川町に住んでいただくというような環境を、ぜひ早急につくっていただきたいということを強く要請をしておきます。

次に、3番目の質問に移らせていただきます。

今、日本、国全体でデジタル化構想を掲げ、ICTを活用した教育と、教育の分野でもデ

デジタル化をどんどん進めようとしています。そういった中で、今後の教育環境にICTを活用した教育というのは、大きな影響を与えるというふうに思いますけれども、現在の西川町における教育現場で、どのようなデジタル構想あるいはICT教育に関する施策をなさっているのか、今後どういうふうに対応をしていくのか、お尋ねをさせていただきます。

○古澤議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 ただいまの伊藤哲治議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ICT、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー、これを活用した本町の教育の現状についてであります。

国が進めるGIGAスクール構想の下、新型コロナウイルス感染症対策により、現段階で1人1台タブレットの配備など、ICT活用の物的環境は、本町においてもおおむね整った状況にあります。

この状況を受け、今年度は新たに、町の小学校及び中学校の教員で構成する学校教育センターにICT機器活用研修部会を設け、授業での活用事例についての研修会をこれまで2回開催し、情報共有と教職員のスキルアップを進めております。

また、専門のICT専門員によるタブレット及び学習ソフトのミライシードの機能や学習での活用方法について、小中学校の計画の下に研修を行っております。

せっかくいただいた機会ですので、これまでの学校内での活用事例について若干ご紹介申し上げますと、例えば小学校の体育の授業では、その場で記録して再現できるというタブレットの特性を生かし、ハードル走やソフトボールのバッティングフォームの撮影した画像を確認したり、撮影し、確認、改善を図ったり、リレーのバトンの受け渡し方の動画を見て、タイミングを考えさせる学習を行うなど、様々な場面での活用を進めております。

また、スキル面では、低学年はなかなか操作が難しいわけですので、タブレットに慣れさせるために配備したタッチペンなどを活用して文字を入力したりする、あるいは絵を描いたりすることから始めております。

一方、現在の教科書には、たくさんのQRコードが埋め込まれております。これをタブレットで読み取ることによって、そのリンクから動画を見て学習する場面も大変多くなってきております。

小学校の英語では、タブレットや電子黒板を活用して、画像や音声、アニメーションなどで楽しく学びを深めているところであります。

中学校では、小学校同様の利用のほか、生徒総会で提案内容をまとめ発表したり、高校の

オープンスクールの申込みなど、授業以外での活用も行っております。

家庭学習においては、小学校で夏休み期間に自宅へタブレットを持ち帰って、学習支援ソフトの機能であるドリルで復習を行う取組を始めているところであります。

国では、情報社会に対応するため、コンピューターなどのツールを適切に用いて情報の収集、整理、分析、表現、発信などを行うことができる力を育成することを重要としております。その手法としてICTを活用することで、子どもたちの学習への興味、関心を高め、分かりやすい授業を行う上で効果的であるとしています。

国の施策を待つまでもなく、都市部から離れた立地という本町の置かれた点や、西川町のほかにはないリソースを全国、世界に発信するという視点に立てば、情報活用能力の育成は、本町だからこそ取り組まなければならない教育の一つであると考えております。

今後は、ICT機器の活用の意義に沿って、ICT支援による研修及び学校教育センター部会、学校内での研修、ソフトウェアを充実し、教職員のICT指導能力と児童・生徒の情報活用能力の一層の向上に取り組んでまいります。

また、家庭での活用についても、一步踏み出して、まずは取り組んでみるということの基本コンセプトに取組を進め、課題がある場合には、学校と連携を図りながら迅速に対応を進めてまいりたいと考えております。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 今、教育長のほうから説明がありましたけれども、その中で、ソフトの対応によっては、学習の仕方というのいろいろ違ってくると思うんです。そういう面で、どのようなソフトウェアを入れていくのかによって教育の内容も違ってくるでしょうし、それは各町村の教育委員会に任せられているのか、それとも文科省でこのようなソフトを入れなきゃ駄目ですよというふうに、ある一定の縛りがあるのか、そこを1点お尋ねをしたいのと、それからタブレット1人1台、大体進んでいるということで、そういう面では子どもたちの学習する幅が大いに広がったというふうには思いますが、家に持ち帰ったときに、オンライン環境というのが、今、子どもたちに全て整っているのかどうか、その2点についてちょっとお尋ねをさせていただきます。

○古澤議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 ソフトウェアについてのお尋ねがございましたけれども、学校の使用に供するソフトウェアの選定について、国のほうから、こういったものを使いなさいという指示等はございません。他市町の導入事例とか、そのソフトウェアの本質を、学校教育課、教育委員

会として研究をして、学校ともどのようなソフトウェアが使いやすいかという協議を重ねた上で、本町の場合は、ミライシードという教育に関する総合的なソフトウェアを導入した経緯がございます。

あと、タブレットの持ち帰りに関わって、家庭でのオンライン環境が整っているかというふうなご質問でありますけれども、タブレットを使ってオンラインを学習を展開する上では、当然インターネットに接続することが必要となってくるわけですが、現在、各家庭のタブレットの接続環境がどのようになっているか調査にも入っております。当然、環境が既に整っている家庭もあれば、まだという環境もあろうかというふうに思いますが、これからの情報化社会を考えれば、家庭におけるインターネット環境というのは、子どもの教育だけではなくて、生活している大人にとっても重要なものになってくるかと思っております。

したがって、未整備のご家庭については、その意義等を教育委員会のほうからも丁寧に説明しながら、整備を進めていただくようお願いしていきたいというふうに考えております。ただ、家庭の実情によっては、なかなか経済的な理由で、そういう整備がなかなかうまく図れないというふうなところもあろうかと思しますので、教育委員会といたしましては、特に準要保護世帯等については、要望に応じて支援をするという施策を考慮して予算化をしているところであります。

以上です。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 今ありましたけれども、各家庭におけるインターネット環境あるいはデジタル化がなされているのか、なされていないのかという問題は、今から調べていくということですが、ぜひ子どもたちが持ち帰ったときに、いや、家で使えねえとかってならないように、もし経済的な事情もあれば、当然、子どもたちは均一に学習ができるような環境をつくってやらなきゃいけないというふうに思いますので、そこは町でぜひ考慮をしていただいて、支援をしていただきたいというふうに思います。

もう一点お伺いしますが、インターネット環境あるいはデジタル化の中で、子どもたちはタブレットに食いつくと言うと変ですけれども、そういう状況の中で、コミュニケーションの取り方というのが、かなり大変になってくるのかなという気もします。そういう面で、学校全体として、子どもたちの間でのコミュニケーション、あるいは教師集団とのコミュニケーション、そういう取り方をどのようにやっていくおつもりなのか、そこを1点お尋ねをさせていただきます。

○古澤議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 デジタル化の時代において、大変重要な問題だというふうに思っております。

デジタル機器を介してできるコミュニケーションもあれば、実は対面で、当然のことですが対面で行うコミュニケーションもございます。学校としましては、その情報ツールの特性というものを考えて、どういう場面でこのデジタル機器を通してコミュニケーションをするのか、また、そういったデジタル機器を活用する上でのモラルはどうあるべきかという指導についても、十分力を入れております。

同時に、人と人が顔を合わせてコミュニケーションをする場、それから人と人が力を合わせて行動する場というものについては、学校との学校の日常の教育活動の中で大変重要視しております。特に今、育もうとしている生きる力というものを、確かに育てていく上では、子ども同士の関わりというものは非常に重要です。そういう意味で、日常の学習はもとより、本町で展開しておりますふるさと学校等の取組を介しても、多くの地域の方々と出会う、コミュニケーションをするということを大事にしております。

そのような視点で、学校としても懸命に、両輪でコミュニケーション力を育てるという取組を重ねているところです。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） ぜひ、タブレットが入ってくると、子どもたちはとにかくそっちに、のめり込むという大変ですけども、入って、子どもたちにとってはタブレットでいろんなことがやれるとなると、そちらのほうにどんどん比重が向いてくるということも考えられますので、そこは今、教育長がおっしゃったように、子どもたち同士あるいは地域との関わりの中で、コミュニケーションをいかに取っていくのか、生きる力をどうつけていくのかということに力を注いでいただければというふうに思います。

今ありましたが、ふるさと学校についても、各地域で西川町は特徴的にやっています。それは、一つ一つの地域でやっていますけれども、面的なつながりで町全体で、前も言いましたが、大井沢だけでなく岩根沢あるいは吉川、沼山、どこの地区にも培ってきた歴史、文化があります。そういうものを学習の中に、学校教育の中に取り込んでいただいて、子どもたちが町で本当に生き生きとした学校教育、子どもとしての生活ができるようになっていければというふうに思います。

そういう面で、最近、安中坊の跡地も整備をしましたけれども、果たしてあれだけでいいのかどうかという問題もありますので、その辺については、前も一般質問させていただきま

したけれども、この次の一般質問でも取り上げさせていただきたいというふうに思います。

今日は、3つのことについて質問をさせていただきましたけれども、本当に町が生き生きとしていくためには、働く場所が必要です。そこをどうやって確保していくのかということ、町はもっと頑張っていたきたいというふうに思います。

もし、町にそういう働く場所がなければ、近隣に通う方々に対して、先ほども言いましたように、どのような形での支援ができるのか、それによって町に住んでもらうことによって、税金を町にも下ろしてもらい、支払った分はそれで取り返すというような発想の下に、もっと具体的に事を進めていただきたいということを強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○古澤議長 以上で、9番、伊藤哲治議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○古澤議長 これで本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時45分

令和 3 年 9 月 1 6 日

令和3年第3回西川町議会定例会

議事日程(第4号)

令和3年9月16日(木)午前9時30分開議

日程第1 専決処分の承認

承認第3号 西川町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

日程第2 議案の審議・採決

議第40号 西川町過疎地域持続的発展計画の策定について

議第41号 西村山広域行政事務組合規約の一部変更について

議第42号 西川町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の設定について

議第43号 西川町過疎地域固定資産税課税免除条例の設定について

議第44号 西川町肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例の設定について

議第45号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第46号 令和3年度西川町一般会計補正予算(第3号)

議第47号 令和3年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第48号 令和3年度西川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議第49号 令和3年度西川町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第50号 令和3年度西川町水道事業会計補正予算(第3号)

日程第3 決算特別委員会審査報告書の提出

日程第4 決算認定案件の審議・採決

認定第1号 令和2年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

ア 事業勘定

イ 施設勘定(大井沢歯科診療所会計)

認定第 3号 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

認定第 4号 令和2年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認
定について

認定第 5号 令和2年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳
出決算の認定について

認定第 6号 令和2年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について

認定第 7号 令和2年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につい
て

認定第 8号 令和2年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

認定第 9号 令和2年度西川町病院事業会計決算の認定について

認定第10号 令和2年度西川町水道事業会計決算の認定について

日程第 5 報告第7号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について

日程第 6 報告第8号 令和2年度西川町教育委員会事務事業点検・評価の報告について

日程第 7 請願の審査報告

日程第 8 議員派遣について

日程第 9 閉会中の継続調査申出

追加日程について

日程第10 発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め
る意見書

日程第11 発議第4号 豪雪地帯対策特別措置法改正に関する意見書

日程第12 発議第5号 米の需給調整に関する意見書

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	前田雅孝	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課長	飯野勇	君	町民税務課長 兼 産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	土田浩行	君	建設水道課長	眞壁正弘	君
病院事務長	松田憲州	君	学校教育課長	安達晴美	君
生涯学習課長	奥山純二	君	監査委員	高橋將	君

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	鬼越晃一	君
書記	柴田歆那	君			

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

◎専決処分の承認

○古澤議長 日程第1、専決処分の承認を行います。

議案書が事前に配付されておりますので、議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

承認第3号 西川町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

土田町民税務課長。

〔会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 土田 伸君 登壇〕

○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 承認第3号 西川町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

条例の制定の内容につきましては、令和3年5月19日にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、9月1日に行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、個人番号カードの再発行については地方公共団体情報システム機構からの委託事務とされたことから、個人番号カードの再交付手数料の規定を削除するためのものであります。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。

第2条中8号に規定しております個人番号カード再交付に係る規定を削り、整備を図るも

のであります。

改正条例に戻っていただきまして、附則をご覧ください。

附則は、本条例の施行期日を令和3年9月1日からと規定するものであります。

以上のとおりであります。行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正が9月1日施行であり、地方公共団体情報システム機構と手数料徴収事務委託契約などの関係手続を進める必要がありましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、8月10日付で専決処分をさせていただいたものでありますので、ご理解の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

承認第3号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案の審議・採決

○古澤議長 日程第2、議案の審議・採決を行います。

議案書が事前に配付されておりますので、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

議第40号 西川町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 議第40号 西川町過疎地域持続的発展計画の策定について、補足説明を申し上げます。

国は、これまで昭和45年から4次にわたる過疎法の時限立法を行い、補助事業のかさ上げ

や過疎債の発行認可など、過疎地域の特別支援を行ってきております。

平成12年制定の過疎地域自立特別措置法は、2度の延長を経て令和3年3月末が期限となっておりましたが、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定され、令和3年4月1日付で施行され、過疎地域への支援が継続されることとなったところです。

新たな過疎法は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間の時限となっており、本町は引き続き全部過疎地域として該当しており、新過疎法における特別措置を本町西川町において受けるためには、新たな過疎計画である西川町過疎地域持続的発展計画を策定する必要が生じてまいりました。

市町村における過疎計画の計画期間は令和7年度までの5年間とすることが求められており、本町においても今後5年間に地域振興策として事業を実施し、事業実施の際には、財政的に有利な過疎債や過疎地域の支援に認められている各種補助事業を有効に活用していくために本計画を定めておく必要があることから、同法第8条第1項の規定に基づき提案するものであります。

なお、計画の中で定めている事業は、第6次総合計画や公共施設等総合管理計画と調整されており、また県との事前協議も終え、了承を得ていることを申し添えさせていただきます。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 1点だけお伺いします。

全員協議会の中でもいろいろ説明を受けましたけれども、合計特殊出生率について、本町で1.45に定めるというふうになっていますけれども、現在、平成30年度の町の合計出生率は1.19です。県全体で1.48ですけれども、1.45に定めるというのは、県の平均値よりも、これでも下回るわけですが、対策としてどのような対策を今後やっていくつもりなのか、そこ1点だけお尋ねをしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまの伊藤議員のご質問にお答えいたします。

計画書中、目標とする合計特殊出生率1.45であります。本数字につきましては、議会全員協議会でもご説明したとおり、第6次総合計画に目標値として定めております1.45という目標を掲げて今まで取り組んできたところであります。

合計特殊出生率、現在1.19であります、それを何とかして上向きさせてまいりたいということから、これまで取ってきた数値については継続的に目標として掲げて取り組んでいきたいということでもありますので、県の目標数値1.48よりも若干下回っておりますけれども、これまで申し上げてきた、掲げている数値をそのまま活用させていただいて、継続して取り組んでまいりたいということでもあります。

具体的な施策につきましては、計画書に載せております福祉の面でありますとか、そして医療の面、そして教育の面ということで、合計特殊出生率、要するに若い方々が結婚をされて、そしてお子さんを産み育てていくというようなこと、こちらのほうにすれば、具体的な施策ということもあると思いますが、かねてからご説明したとおり、定住人口維持・確保、そして若者の定住促進につきましては様々な施策を重層的に実施して、その合計特殊出生率であるとか定住人口維持・確保につなげていくというものでありますので、計画書に掲げている事業を着実に推進していくということがこの合計特殊出生率の向上に資していくのかなというように捉えているところであります。

特に、今年度から行っております居住環境の整備でありますとか、今議会でも議論されております通学対策の支援などにつきましては、過疎計画の考え方に基づき、かつ第6次総の考え方も引き継いで、第7次総の策定ということもありますので、その辺のところについて、今後様々な施策を打っていくという形になろうかというように捉えておりますので、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

以上であります。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 1.45でも人口は増えないわけですね。それでも頑張っていくということですが、今、総合的にいろいろな施策をかみ合わせながらやっていくんだという話ですが、本当にこの1.45を達成していくためには、今1.19をさらに強めていかなきゃいけないというふうになるわけですが、その辺の決意について、町長の見解をお伺いします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 1.19というのは、いってみれば一人っ子、夫婦で1人というような、そういった厳しい状況であります、ただ現在、実は今月に入っても3人目、また3人以上の世帯に対しての訪問を2世帯ほどやっています、大体年に、極端には増えていないんですが、以前よりはだいたい3人目が増えてきたというふうに実感しているところであります、ただ、不妊の方もおりまして、不妊治療、こういったものも含めて今後、それと併せて婚活ですが、こ

ういったものを重点的に町の支援策をやってきて、不妊治療につきましても、国の、県の事業もありますが、それと併せて町の事業としても確実なものをしていきたいと思っています。

そういった面で、あとはやはり子育て環境、伊藤議員から前々から子育て環境についてのご意見がありますが、そういったものも含めて、子育てしやすい環境も含めて今後ともやっていきたいと思ひますし、特に一人っ子でなくて、複数の子どもさんをもうけるということについては、以前は子どもをもうけても2人というのは普通のような、そういった雰囲気もあったんですが、今は3人以上、できる限り兄弟を多くしたいというような、そういった風潮にもなっているのではないかと思いますんで、そうしたものを含めて、今後とも施策に反映できるような、そういったものをしていきたいと思ひますんで、よろしくお願ひします。

○古澤議長 ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第40号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第41号 西村山広域行政事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

土田町民税務課長。

〔会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 土田 伸君 登壇〕

○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 議第41号 西村山広域行政事務組合規約の一部変更について、補足説明を申し上げます。

それでは、新旧対照表の2ページを併せてご覧ください。

西村山広域事務組合で共同処理を行っております交通災害共済事業につきましては、昭和54年4月から40年以上にわたり、構成市町村の会員が不幸にして交通事故に遭われた場合に見舞金を支給する相互扶助の共済事業であります。

事業の開始当初は加入者も多かったものの、民間保険制度の充実などに伴い加入者は年々減少していることなどから、本年3月24日に開催されました西村山広域行政事務組合議会全

員協議会で、交通災害共済事業は一定の役割を終え、令和3年度の加入をもって終えることが適切とされ、今後、事業の廃止に向け手続を進めることが確認されたところであります。

以上のことから、西村山広域行政事務組合同規約第3条、組合の共同処理をする事務の表中、交通災害共済に関する事務を削るとともに、第13条、経費の支弁方法の組合の経費の財源規定から、第1項第5号の交通災害共済事業に係る共済会費を削り、規定の整備を図るものであります。

変更規約に戻っていただきまして、附則をご覧ください。

附則第1項は、本条例の施行期日を令和4年4月1日からと規定するものであります。

附則第2項では、変更後においても、令和3年度の交通災害共済の加入に係る見舞金の請求期限が交通事故発生の日から原則1年以内、最長2年以内とされていることから、令和4年度及び令和5年度の見舞金の支給事務への対応を行うため、経過措置を規定するものであります。

以上のとおりでありますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） この交通災害共済、昭和54年からということで、交通事故が多かったところから始まったわけですがけれども、42年という経過がたって、説明があったとおり、保険制度も充実してきたということで、整理することは時代に合っているのではないかというふうには思っているんですけども、この西川町の加入状況はこれまで非常に高かったわけです。

この事業については、積立金についてはずっと繰越しをしてきたわけですがけれども、現在その繰越金といいますか、積立てといいますか、残っているお金というのはどの程度あるのか、それに、これを解散した場合に精算方法というのが決まっているのかどうか、まずはお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は土田町民税務課長。

○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 荒木議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の基金の状況でありますけれども、本年3月31日現在の数値でございますが、9,582万9,750円となっております。

今後の積立金の配分につきましてでございますが、詳細については今後協議することとな

っておりますけれども、これまで加入された方の人数等で交通安全対策等に使用するための配分として、配分を検討していくというふうなことを考えているところでありますので、よろしく願いいたします。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） そうですね、毎年精算してきたわけではないので、これまでの実績もあると思いますので、ぜひ、これは掛けた方、掛けた町のやつで精算すべきだと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

今、課長からありましたように、これまでの加入金と申しますか、掛金が町に配分になった場合、通常的には一般財源になるんでしょうけれども、やはりこれについては皆さんが交通事故に対する思いの中から掛けてきたわけでありますので、できればというか、交通安全対策、これに使用すべきではないかというふうに思うわけです。特定財源ではないかもしれませんが、そういうふうに思うのですけれども、使途としてはそのように使用すべきではないかというふうに思うんですが、町長はいかがお考えでしょうか。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 配分金の使途につきましては、まだそこまで考えておりませんが、議員のおっしゃる意見を参考にしながら、今後とも広域の中でも検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） ぜひ、これまでの町民の方々、西川町は加入率が非常に高かったわけでありまして、皆さんの思いを酌んでいただいて、有効に活用していただいて、交通事故の撲滅に努めていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

○古澤議長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第41号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第42号 西川町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

飯野健康福祉課長。

〔健康福祉課長 飯野 勇君 登壇〕

○飯野健康福祉課長 議第42号 西川町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の設定についての補足説明を申し上げます。

障害のある人に対する差別の禁止と合理的配慮の提供義務については、障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律により既に規定されておりますが、障害者にとって、身近な地域において、条例の制定を含めた障害者差別を解消する取組の推進が望まれてきたところであり、本町においても、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に支え合いながら安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、制定するものであります。

それでは、お手元の議案書をご覧ください。

第1条は、冒頭に申し上げました、この条例の目的について規定しております。

第2条は、この条例における用語の意義について、第3条は、障害者の差別解消のための5つの基本理念を規定しております。

第4条は、町が差別の解消の推進に向けての責務を、第5条は、町民及び事業者の役割や協力への努力規定のほか、第2項では、障害のある人も、配慮が必要なときは周囲の人々に伝えるよう努めることも規定しております。

第6条は町、第7条は事業主における差別的扱いの禁止や合理的な配慮につきまして、第8条から第10条までについては、町の広報や相談体制、協議の場の設置などの取組を規定しております。

附則は、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上のおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） いい条例だというふうに思うわけですが、この条例に関しては、ただ定めた、制定したというものではなくて、やはり町民に浸透し、皆さんがこのことを理解して活動しなければ成就しない条例であります。

そういった面において、この条例をどのようにPRして広く認識させていくのか、していただくのかという点について一つお聞きしたいことと、あと、障害は目に見えるもの、目に

見えない心の障害もあるわけでございます。そういった面においてバリアフリー化していかなくやいけないわけですが、物や設備のバリアフリー、心のバリアフリーをどのように図っていくのか、今見解がありましたらお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

○飯野健康福祉課長 ただいま2点ほど質問がございまして、それに関して答弁させていただきます。

まず1点目でございますが、条例を定める意義といたしましては、障害を理由といたします差別を許さない町の意味を事業主や住民にアナウンスするという効果があるとされていますことから、条例公布されましたら、まずは町報やホームページなどによりまして町民への周知、商工会や事業主への通知を行いたいと考えております。

また、これまでも協議していただきました関係団体を通しまして、必要なときは周囲や町、事業所、周囲の人へも配慮、相談を求めるなど、徹底を図っていききたいというふうに考えております。

2点目のバリアフリーの関係でございますが、この条例を定めることによりまして、もう一つの意義といたしましては、具体的なこの差別の内容等々も可視化されるということもございまして。

そのような意見を集約いたしまして、施設や精神的なものに関しても今後考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 人と違う、差別とか区別ではなくて、やはり個性というふうに見て、お互いに認め合っていかなければこの条例の趣旨を理解できていけないのかなというふうに思うわけです。

そういった意味におけば、PRも必要ですが、やはりこれは教えていく、教育だというふうに思っています。

ですから、まず大人に対しては生涯学習の場でどうやって教えていくか、あと児童・生徒については、大分教育の中でも、こういったジェンダー関係もあって、教育はなさっているというふうに思いますけれども、こういった状況について、教育関係について教育長のほうにお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 荒木俊夫議員のご質問にお答えいたします。

議員のほうから心のバリアフリーというふうなお話でしたが、その観点に立って、子どもたちのほうには現在、人権教育の取組を精力的に進めております。人それぞれに人権があるということで、お互いに隣の人を大事にするところから始まっていくという、そういうふうな日常的な教育活動の取組の中で、障害者差別というようなのがない社会を実現していく担い手になるというふうな心を子どもたちに育ててまいりたいということで、取組を展開しているところです。よろしくお願ひいたします。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） ありがとうございます。ぜひ、いろいろな多様性を認められる町だということで、皆さんがそういった個性を認め合える町になっていくことを期待しまして、ぜひこの条例の趣旨が生かされることを期待しております。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 第2条に定義があります。それで、今答えられるのかどうか分かりませんが、西川町でこれに該当する方の人数というのはどのぐらいいらっしゃるのか、分かればお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

○飯野健康福祉課長 人数、数値的なものに関しましては、ただいま資料がちょっと手持ちにございませんので、後で確認してお知らせしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

以上であります。

○古澤議長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第42号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第43号 西川町過疎地域固定資産税課税免除条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

土田町民税務課長。

〔会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 土田 伸君 登壇〕

○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 議第43号 西川町過疎地域固定資産税課税免除条例の設定について補足説明を申し上げます。

本条例につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、西川町過疎地域持続的発展計画に基づき、地域振興と活性化に向け産業振興等を図ることを目的とした固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるため、提案するものであります。

令和3年3月31日に過疎地域自立促進特別措置法が失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が同日公布され、4月1日から施行されたところであります。

また、地方税法第6条第1項では、公益上、その他の事由により課税を不相当とする場合には課税をしないことができるとしており、本町においても、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、関連法及び関連法に基づく町の計画により、地域振興と活性化に向けた諸政策を展開し、過疎地域の産業振興等を図ることを目的とした固定資産税の課税免除を実施してきたところであります。

このたび、新たな過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、課税免除に伴う減収補填措置に関わる要件が変更されたため、本町における固定資産税の課税免除について必要な事項を規定するため、本条例を設定するものであります。

第1条につきましては、ただいま申し上げました目的について、第2条第1項では、課税免除の要件等の規定であります。先ほどご可決いただきました西川町過疎地域持続的発展計画に記載された本町全域を産業振興促進区域とし、振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、または旅館業の用に供する設備の取得等をした者について、機械及び装置、建物または土地の固定資産税に係る課税免除または不均一課税を実施した場合で、当該措置が総務省令で定める要件に合致しているときとされており、これまでの製造業、旅館業、農林水産物等販売業に情報サービス業等が追加され、対象となる設備投資につきましては、新設及び増設から、取得または制作もしくは建設とされ、建設等につきましては、資本金の額が5,000万円を超える法人の場合は新設、増設のみ、これ以外の場合につきましては増築、改築、修繕または模様替えのための工事による取得または建設を含むとされ、取得価格の合計額につきましては、第1号、製造業または旅館業500万円、資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下の法人の場合は1,000万円、1億を超える法人の場合は2,000万円、第2号、情報サービス業等または農林水産物等販売業は500万円と、対象

要件が緩和されております。

同条第2項につきましては、課税免除の期間を適用設備である家屋等に係る固定資産税を課税すべき最初の年度から3か年度と規定するものであります。

第3条では、課税免除の申請について、第1号で、個人の納税義務者について、適用設備である家屋等を事業の用に供した日の属する年以降3年の各年のそれぞれ翌年3月15日に、第2号で、法人の納税義務者について、法人町民税の申告の提出期限が3月15日までに到達しない場合、当該申告書の提出期限と規定するものであります。

第4条では、課税免除措置の継承についての規定であります。

第5条は、本条例の施行に関する規則への委任の規定であります。

附則第1項は、本条例の適用を令和3年4月1日と規定するものであります。

附則第2項では、本条例の失効を令和6年3月31日と規定するものであります。

附則第3項では、旧条例の規定により3か年度にわたる課税免除の措置が決定されているものについては、本条例制定後も継続して適用する規定であります。

以上のおりでありますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 過疎法が変わるということでしょうけれども、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、この附則の2項で、この条例は、令和6年3月31日限りでその効力を失うと、3年間で失効してしまうわけですけども、過疎計画は令和7年までであるわけです。これ何で途中で失効してしまうのか、ちょっと確認をさせてください。

○古澤議長 答弁は土田町民税務課長。

○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 荒木議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

適用期限につきましてでございますが、本条例の対象となる要件が総務省令で示されているわけですけども、その総務省令の期限がこの期限というふうなことで合わせて規定をしているところでありますので、その後、新たな省令が出てくるものと思っておりますけれども、この期限をまずは設定をさせていただくというふうなことでございますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 新しい過疎法と連動しているのではないかなというふうにはずっとこう思っていたわけですが、何でこれだけが途中で、本体となる過疎計画が続いている間の途中で終わってしまうというのは、目指すところがちょっと狂っているのかなというふうに思うんですけども、ちょっとよく確認をよろしくお願ひしたいと思います。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） この過疎法については、過疎地域の設備にする段階では非常に効果的といいますか、事業主も大変助かるものだと思っております。

これは大変いい制度だと思いますが、3か年の課税免除とあります。課税免除を受ける場合は、課税申請書、町長に提出というふうなことがありますけれども、これは3年の限定ですので、事業主のほうで、ああ忘れてしまった、来年からなるんだけれども間に合わないというような、そういう場合の1年間、もらえなくなるのか、それとも遡って免除してくれるのか、ここら辺ちょっと確認。

それから、この設備したとき、多分、商工観光課と商工会とも一緒になって手続していただいて、漏れのないようにはなると思うんですけども、分からなくてやはり申請しなかったという人も中には出てくるのではないかなと思いますので、その辺の救済措置はあるのかどうか、ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

○古澤議長 答弁は土田町民税務課長。

○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 ただいまの菅野議員のご質問にお答えさせていただきます。

申請については、申請の期限はどうかという点についてであります。整備を行った初年度から申請をしていただくような形となっております。

なお、救済対策というふうなことでございますけれども、当然、整備を行います場合には固定資産税の登録、申告がありますので、そういったものも確認をしながら、抜けのないように申請をしていただきたいというふうにご考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 漏れた場合のこの救済措置はあるのですかということだったんですけども。

○古澤議長 土田町民税務課長。

○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 漏れた場合の救済措置というふうなことでありますけれども、本条例に規定しておりますとおり申告期限がございますので、こちらの期限

までに申請をしていただかないと課税になってしまいますので、くれぐれも漏れのないように当方でも対応を徹底したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○古澤議長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第43号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第44号 西川町肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

工藤産業振興課長。

〔産業振興課長兼農委事務局長 工藤信彦君 登壇〕

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 議第44号 西川町肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例の設定について、補足説明を申し上げます。

西川町肉用牛特別導入事業の内容につきましては、肉用繁殖牛の導入促進を図るため、町がこの基金により購入した肉用繁殖牛を農業者に一定期間貸付けし、期間満了後にその農業者へ譲渡する事業であり、昭和58年度に国、県、町の財源による基金を造成し事業を開始し、昭和61年度には現在の基金条例に改正しております。その後、平成18年度に国が本事業から撤退したことから、現在まで、県、町の財源を基金とし事業を継続してきたところであります。

しかし、平成28年度以降はこの事業の活用は行われず、今後につきましても、事業対象となる西川町に住所を有する農業者による活用の見込みがないことから、このたび西川町肉用牛特別導入事業基金条例を廃止するものであります。

附則をご覧ください。

この条例の施行期日は、令和3年9月30日とするものであります。

さらに、経過措置としまして、この条例による廃止前の基金に属した現金は、この条例の施行日において西川町一般会計に属するものとするものであります。

なお、このたびの一般会計補正予算（第3号）の歳入としまして、18款繰入金に217万

4,000円を計上いたしております。

さらに、歳出としまして、6款1項5目畜産振興費に、この基金の財源となっていた県費分の返還金としまして108万7,000円を計上いたしております。

以上のとおりでありますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第44号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第45号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

○佐藤総務課長 議第45号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書並びに新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

新旧対照表の3ページをご覧ください。

この条例の改正内容は2点であります。

第1点目は、人事院規則及び山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴い、条例第16条第3項第5号に規定しております特殊勤務手当の防疫作業手当について、現行の290円を、心身に著しい負担を与えると町長が認める作業に従事した場合にあっては、290円に100分の100に相当する額を加算した額に改めるものであります。

なお、この防疫作業手当の規定は、新型コロナウイルス感染症を除く感染症患者等の場合に適用し、新型コロナウイルス感染症患者等の場合にはこの後の附則の規定を適用し、3,000円もしくは4,000円の手当を支給することとなります。

第2点目は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、規定を整備するものであります。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の定義について、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の規定を引用している条例附則第15項に廃止された政令の条文を新たに規定し、規定を整備するものであります。

議案書の附則をご覧ください。

この条例の施行期日は、公布の日とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第45号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第46号 令和3年度西川町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

○佐藤総務課長 議第46号 令和3年度西川町一般会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をご覧くださいと存じます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,928万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億5,339万3,000円といたすものであります。

補正の内容は、人事異動等に伴う第2節給料、第3節職員手当等及び第4節共済費の人員費の組替え、新型コロナウイルス感染症対策の経費、令和3年7月29日豪雨災害対策の経費並びに急を要する事務事業の経費それぞれに係る補正、さらには地方債の変更であります。

初めに、人員費の組替え以外の歳出についてご説明を申し上げます。

予算書の13ページ、3、歳出をご覧ください。

歳出につきましては、項ごとに表を作成いたしており、左から目、補正前の額、今回の補

正額、計、補正額の財源内訳、今回の節ごとの補正額、そして補正内容の説明の表としております。

主に補正内容の説明の詳細につきましてご説明を申し上げます。

13ページの第2款第1項第1目一般管理費につきましては、人件費に係る補正であります。第5目企画費につきましては、3つの事務事業の補正であります。

1つ目は、ふるさと納税対策事業についてであります。サクランボ等の果樹を中心に、ふるさと納税で寄附された方に対する返礼品を充実し、寄附金額が伸びていることに伴い、寄附された方への返礼品のための報償金1,800万円、事務用消耗品費7万2,000円、郵便料47万5,000円、手数料69万4,000円、運營業務委託料957万円、サイト使用料446万6,000円、14ページをお開きいただきまして、ふるさとづくり基金積立金6,000万円をそれぞれ追加するものであります。

13ページに戻っていただき、2つ目は、移住・定住に要する経費についてであります。

地域おこし協力隊員の研修に伴い、研修会場が三川町であることから賃貸住宅に居住する必要があるために、光熱水費12万5,000円、住宅仲介手数料などの手数料7万円、住宅火災保険料1万6,000円、住宅賃借料33万5,000円をそれぞれ追加するものであります。

3つ目は、地域情報通信基盤管理運営事業についてであります。

吉川根際地内のカラスの巣が原因で電力柱の電力機器焼失による光ファイバー延焼被害の復旧に伴い、光ファイバー等工事請負費を追加し、役場本庁舎、水道管理センター、保健センター及びにしかわ保育園の無線を利用して構築されるコンピューターネットワーク、いわゆるW i - F i 環境増強整備については、軽微な機器の設置で対応できたことに伴い、ネットワーク環境整備工事請負費を減額、差引き283万8,000円を減額するものであります。

特定財源につきましては、国県支出金は、W i - F i 環境増強整備の完了に伴い、無線システム復旧支援事業費等補助金222万1,000円を減額し、新型インフルエンザ予防接種記録システム改修事業補助金16万8,000円、下痢や腹痛の症状を発症するロタウイルスのワクチンに係るマイナンバー情報連携体制整備事業補助金12万4,000円をそれぞれ追加、差引き192万9,000円を減額するものであります。

また、そのほかは、ふるさとづくり寄附金6,000万円、吉川根際地内の光ファイバー等工事請負費に伴う電力事業者負担金49万5,000円をそれぞれ追加、合計6,049万5,000円を追加するものであります。

14ページをお開きいただきまして、第3項第1目戸籍住民基本台帳費につきましては、令

和2年度マイナンバーカード交付事務費補助金の額の確定に伴い、マイナンバーカード事務費補助金返還金1万6,000円を追加するものであります。

第7項第1目開発費につきましては、設備の経年劣化等に伴い、総合交流促進センター、地ビール工場冷却タンク温度センサー交換、水沢温泉館浴室遊具業務修繕並びに大井沢温泉館浄化槽フロア配管修繕及びろ過装置五方弁修繕のための修繕料147万5,000円、施設の老朽化に伴い、総合交流促進センター、名水公園あずまや解体工事請負費51万4,000円をそれぞれ追加するものであります。

第3款第1項第1目社会福祉総務費につきましては、人件費に係る補正であります。

15ページをご覧くださいまして、第2目老人福祉費につきましては、令和2年度低所得者保険料軽減負担金の額の確定に伴い、低所得者保険料軽減負担金返還金17万4,000円、令和2年度介護給付費の額の確定に伴い、介護保険特別会計介護給付費繰出金1,245万2,000円、令和2年度システム改修補助金及びコロナ減免補助金の額の確定に伴い、介護保険特別会計事務費繰出金77万8,000円、令和2年度地域支援事業費の額の確定に伴い、介護保険特別会計介護予防・日常生活支援総合事業繰出金359万円をそれぞれ追加するものであります。

第2項第1目児童福祉総務費につきましては、1児の出産につき5万8,000円の支援給付金を交付する山形県出産支援給付金交付事業の創設に伴い、給付金のための賞賜金116万円、事務用消耗品費1万8,000円、16ページをお開きいただきまして、郵便料2,000円をそれぞれ追加するものであります。

特定財源の国県支出金につきましては、山形県出産支援給付金118万円を追加し、山形県新生児子育て応援金給付費事業費交付金の廃止に伴い101万円を減額、差引き17万円を追加するものであります。

第4目児童福祉施設費につきましては、令和2年度子育てのための施設等利用給付交付金の額の確定に伴い、返還金24万8,000円、令和2年度子ども・子育て支援交付金の額の確定に伴い、返還金3,000円をそれぞれ追加するものであります。

特定財源につきましては、国県支出金は、山形県保育料無償化に向けた段階的負担軽減交付金34万4,000円を追加するものであります。

また、その他は、この取組に伴い、保育所使用料、保育料53万9,000円を減額するものであります。

第4款第1項第1目保健衛生総務費につきましては、山形大学医学部東日本重粒子センターの本格稼働に伴い、重粒子線治療費助成金62万8,000円を追加するものであります。

特定財源につきましては、山形県重粒子線がん治療費助成事業補助金31万4,000円を追加するものであります。

第2目予防費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルスワクチンの接種予定者の増加に伴い、予防接種委託料745万円を追加するもので、全額新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金を充てるものであります。

第3目環境衛生費につきましては、小山鉦山休廃水処理事業に係る令和2年度休廃止鉦山鉦害防止等補助金の額の確定に伴い、返還金1,000円を追加するものであります。

第6款第1項第3目農業総務費につきましては、人件費に係る補正であります。

17ページをご覧くださいまして、第4目農業振興費につきましては、4つの事務事業の補正であります。

1つ目は、総合産業推進に要する経費についてであります。かわどい亭定期清掃業務の精算に伴い、手数料10万5,000円を清掃業務委託料へ組み替えるものであります。

2つ目は、園芸振興対策事業についてであります。睦合シモヤマ地内の啓翁桜団地造成事業の精査に伴い、支障木伐採業務委託料90万円、客土整地のための啓翁桜園地造成工事請負費300万円をそれぞれ追加し、さらに、さがえ西村山農業協同組合が施行するリンゴの広域多目的選果施設の建設に伴い、広域多目的選果施設建設負担金157万6,000円を追加するものであります。

3つ目は、鳥獣対策に要する経費についてであります。イノシシ被害の増加に伴い、有害鳥獣捕獲補助金56万円、鳥獣被害対策事業補助金20万円をそれぞれ追加するものであります。

4つ目は、農作物等災害対策事業についてであります。令和2年から3年にかけての冬期間の大雪被害、大雪災害並びに令和3年4月からの凍霜害の事業費精査に伴い、農作物等災害対策事業補助金223万4,000円を減額するものであります。

特定財源につきましては、国県支出金は、山形県農作物等災害対策事業費補助金40万7,000円を追加し、強い農業・担い手づくり総合支援交付金242万3,000円を減額、差引き201万6,000円を減額するものであります。

また、そのほかは、西川町農地耕作条件改善事業分担金19万5,000円を追加するものであります。

第5目畜産振興費につきましては、仁田山放牧場管理用トラクターの経年劣化に伴い、車両用修繕料99万円、賃借料37万2,000円をそれぞれ追加し、さらに先ほどご可決賜りました肉用牛特別導入事業基金の廃止に伴い、山形県への返還金108万7,000円を追加するものであ

ります。

特定財源につきましては、肉用牛特別導入事業基金繰入金108万7,000円を追加するものであります。

18ページをお開きいただきまして、水沢農業集落排水施設流量計更新工事に係る農業集落排水事業特別会計事務費249万7,000円を追加するものであります。

第7款第1項第1目商工総務費につきましては、人件費に係る補正であります。

第2目商工振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、飲食店応援事業のためにポスター、チラシ及び商品券、印刷製本費14万9,000円、町内産品振興事業補助金700万円、小規模事業者販売促進支援事業のために小規模事業者持続化事業補助金200万円、事業継続応援のために持続化給付金770万円をそれぞれ追加するものであります。

特定財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,684万9,000円を追加するものであります。

19ページをご覧いただきまして、第3目観光費につきましては、4つの事務事業の補正であります。

1つ目は、観光振興に要する経費についてであります。公用車のスノータイヤ購入費6万3,000円、スノータイヤ脱着・廃タイヤ処分等手数料1万2,000円、月山冬の誘客推進協議会の圧雪車購入を支援するために冬の観光誘客推進事業補助金200万円をそれぞれ追加するものであります。

2つ目は、観光施設管理整備事業についてであります。姥沢駐車場の水路破損補修に伴う施設用修繕料9万円、ブナの泉埋設導水管修繕工事の施工延長の増高に伴い工事請負費325万6,000円をそれぞれ追加するものであります。

3つ目は、新型コロナウイルス感染症対策として、月山環境整備運営協議会が4月10日から6月13日までの予定で実施した月山及び月山志津温泉を訪れる方に対する弓張平地内での問診業務について、国の緊急事態宣言が延長されたことに伴い、6月20日まで問診業務を延長した分の月山環境整備運営協議会地域経済変動対策補助金32万4,000円を追加するものであります。

4つ目は、西川四季まつり事業についてであります。新型コロナウイルス感染症感染防止のために月山山菜市場を中止したことに伴い、月山山菜市場補助金30万円、月山サマーフェスタを中止したことに伴い、月山サマーフェスタ補助金30万円、まるごと西川三山祭りを中止したことに伴い、まるごと西川三山祭り補助金60万円をそれぞれ減額するものであります。

特定財源につきましては、国県支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金32万4,000円を追加するものであります。

また、そのほかは、8月24日、観光振興のためにと寒河江市の角田商事株式会社代表取締役社長、角田祐一郎様からご寄附いただきました200万円を追加するものであります。

第8款第1項第1目土木総務費につきましては、人件費に係る補正であります。

20ページをお開きいただきまして、第2項第2目道路維持費につきましては、道路及び河川の維持のために道路河川維持工事請負費310万円を追加するものであります。

第3項第1目住宅管理費につきましては、町営住宅の給湯器及び非常用照明修繕に伴う施設用修繕料50万円、賃貸集合住宅コーポ睦合の北側排水管詰まりに伴う屋外排水管洗浄業務委託料32万8,000円をそれぞれ追加するものであります。

第4項第1目都市計画総務費につきましては、睦合、寒河江ダム及び大井沢河川公園の案内看板設置業務並びに睦合、寒河江ダム、寒河江ダムスポーツ広場及び大井沢河川公園の河川占用看板等設置業務の基礎工事費の増高に伴い、看板等設置業務委託料60万3,000円を追加するものであります。

特定財源につきましては、国県支出金は、海味地内のみどり団地第2期造成事業に係る国庫補助金、過疎地域持続的発展支援交付金の交付決定、7月12日付で交付決定がなされておりますが、この決定に伴い1,647万5,000円を追加するものであります。

また、地方債は、この交付金の交付決定に伴い4,190万円を減額するものであります。

第2目公共下水道費につきましては、みどり団地第2期造成事業に係る国庫補助金の交付決定に伴い、公共下水道事業特別会計事務費繰出金411万円を減額するものであります。

21ページをご覧いただきまして、第10款第1項第2目事務局費につきましては、第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費は人件費に係る補正であります。

加えて、不登校生徒への対応として、視野を広げ、穏やかに自分と他人の相違に気づき、安心して自己安定感を積み上げることができる居場所を創設するために、報償金5万円、学生ボランティア及び参加者イベント保険料1万7,000円、会場使用料3万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

22ページをお開きいただきまして、第2項第1目学校管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、感染症対策等の学校教育活動支援事業の創設に伴い、教師用参考書等購入費1万円、電子黒板等購入費79万円をそれぞれ追加し、さらに学校集金システム回線使用料の助成に伴い、通信運搬費2万7,000円を学校保健体育総務に要する経費の諸負

担金へ組み替えるものであります。

特定財源につきましては、学校保健特別対策事業費補助金40万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金40万円をそれぞれ追加、合計80万円を追加するものであります。

第3項第1目学校管理費につきましては、西川中学校部活動指導員の中学生水泳大会参加生徒引率に係る会計年度任用職員費用弁償2万5,000円を追加し、新型コロナウイルス感染症対策として、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業の創設に伴い、体温測定器等購入費17万円、ホワイトボード等購入費63万円をそれぞれ追加し、さらに学校集金システム回線使用料の助成に伴い、通信運搬費2万6,000円を学校保健体育総務に要する経費の諸負担金へ組み替えるものであります。

特定財源につきましては、学校保健特別対策事業費補助金40万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金40万円をそれぞれ追加、合計80万円を追加するものであります。

第4項第1目社会教育総務費につきましては、特定財源については、放課後子ども教室などの学校、家庭、地域の連携協働推進事業費補助金の内示額の増額に伴い69万2,000円を追加するものであります。

23ページをご覧くださいまして、第5項第1目保健体育総務費につきましては、学校集金システム回線使用料補助金5万2,000円、西川小学校調理室で調理した給食を西川中学校へ運搬する公用車の登録年数による重量税の増額に伴い、自動車重量税1,000円をそれぞれ追加するものであります。

第11款第1項第1目町単独土木災害復旧費につきましては、令和3年7月29日豪雨災害に伴い、町道復旧のために重機運搬費15万円、重機賃借料15万円、町道及び普通河川復旧工事請負費390万円をそれぞれ追加するものであります。

第2項第1目農業用施設災害復旧費につきましては、令和3年7月29日豪雨災害に伴い、農地、農道及び水路復旧のための農林業災害復旧事業補助金316万5,000円を追加するものであります。

第2目林業施設災害復旧費につきましては、令和3年7月29日豪雨災害に伴い、基幹林道復旧工事請負費500万円、24ページをお開きいただきまして、林道及び作業道復旧のための農林業災害復旧事業補助金494万円をそれぞれ追加するものであります。

以上が歳出であります。新型コロナウイルス感染症対策に係る経費が2,622万3,000円、令和3年7月29日豪雨災害対策に係る経費が1,730万5,000円、急を要する事務事業に係る経費が1億2,575万7,000円、合計1億6,928万5,000円の追加であります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

9ページ、2、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、ただいま歳出の特定財源でご説明を申し上げました各種事務事業の実施などに伴い、第12款分担金及び負担金19万5,000円、第14款国庫支出金4,076万9,000円、第17款寄附金、寄附金は、歳出の特定財源で申し上げましたふるさとづくり寄附金6,000万円、角田商事株式会社様から頂きました200万円に加え、8月27日、新型コロナウイルス感染症感染防止対策のためにと、栃木県宇都宮市の株式会社TKC、代表取締役社長、飯塚真規様から100万円のご寄附を頂いておりましたので、6,300万円、第18款繰入金217万4,000円、第19款繰越金8,951万円、第20款諸収入49万5,000円をそれぞれ追加し、第13款使用料及び手数料53万9,000円、第15款県支出金49万6,000円、第21款町債9,050万円をそれぞれ減額し、不足する財源については、第10款地方交付税6,467万7,000円を追加するものであります。

最後に、地方債の変更についてご説明を申し上げます。

6ページ、第2表、地方債の補正をご覧ください。

地方債の補正につきましては、みどり団地第2期造成事業に係る住宅団地整備事業の限度額1億360万円を6,170万円に、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てることができることとされている臨時財政対策債について、普通交付税の交付決定額の増額に伴い、限度額1億7,000万円を1億2,140万円にそれぞれ変更するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 18ページの商工観光費についてちょっと確認やら質問をさせていただきます。

一番下の町内産品振興事業補助金、これはどこに出しているのか、そして町内産品の振興とありますけれども、どういうもの内容なのかちょっとお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 ただいまの菅野邦比克議員からの質問にお答えいたします。

町内産品振興事業補助金であります。こちらにつきましては、町内の飲食店を応援しようというものでございます。昨年、三酒で乾杯キャンペーンというのをやりましたが、そちら

に準ずるものになってございます。

こちら、町の状況につきましては、こちらの商工観光課、商工会、観光協会、総合開発ということで支援チームということで組んで商工業者を回っておりますが、その中でやはり今年度もなかなかこう、上期、厳しい状況が続いているということで、そういう状況を踏まえまして、こちらの事業の支援事業ということで今回補正に載せさせていただいたところがございます。

内容につきましては、団体の人数に応じまして、町の特産品であります三酒、地酒、地ビール、地ワインを提供しまして消費喚起を推進するものであります。

対象者につきましては、町内の飲食店になります。今回は宿泊施設は除かせていただきます。宿泊施設につきましてはこれよろキャンペーンということで行っておりますので、そちらの支援ということにさせていただきながら、今回は飲食店ということで考えております。

内容につきましては、昨年度の三酒とは違いまして、今回は会食のプランをつくっていただきたいということであります。1人3,000円の料理を作ってください。あと今回、その料理のほかにテークアウトも対象にしたいなと思っております。テークアウトにつきましては、5,000円以上のオードブルとか、弁当とか、そういったテークアウト用のものを作ってください。そちらのほうに三酒の代金を定額で補助したいということであります。

まず、その会食プランということで、1人3,000円の料理を準備していただくというようなものでありますけれども、こちらにつきましては、2人でその店を訪れたというふうなことであれば2,000円までの三酒を提供する、3人から4人の場合は4,000円までの三酒を提供する、5人から9人につきましては6,000円、10人以上は1万円ということで、昨年、三酒をやりまして、やはり2人からというご要望もありました。ですので、そちらのほうを今回は2人からということで提供の範囲を広げたいと思っております。

そして、感染状況、今後どうなるかというところもなかなか見込めないところではあります。蔓延したというような対応も取らなくてははいけません。そういった場合には、テークアウトのプランをつくっていただいて、テークアウトについてもその三酒を適用したいということでもあります。

テークアウトの場合は、5,000円以上の弁当とかオードブルとかにつきましては2,000円の三酒、1万円以上であれば4,000円ということで対応したいと思っております。こちらについては、やり方としましては、飲食店、あと今回このテークアウトも対象にするということになりますので、通常は店では食べられないんですが、弁当を仕出ししているとか、そうい

った店にも対応を広げていきたいと思っております。始める場合には、協賛を募って開始するということとなります。

というようなことで、なかなか、商店街の方を支援チームで回らせていただいて、いろいろ聞き取りさせていただく中で、なかなか厳しい状況が続いているというようなことで、こちらの飲食店、あとそういうテイクアウトの業者、また酒の卸しというようなところで支援をしていきたいというところでの事業でございます。

以上です。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 今説明ありましたんですが、今回は宿泊業は除くというふうなことで、飲食業、食堂、そば屋さんとかというところが対象にはなると思うんですが、三酒祭りも入ることなんですか、今の計画ですと、人数もいろいろあるわけで、ただ、今のワクチンの状況といいますか、町内の方ですので大丈夫かと思えますけれども、まだ3人以上は駄目だとかという規制がありますので、なかなか難しいのかなというふうな、今のところ気がしております、すぐじゃあ行きましようというふうにはならないと思えますけれども、これは当然実績に応じて支払うと、こういうことなんですよ。700万の予算というのは使い切れれば終わりというようなことでよろしいのでしょうか。そこだけちょっと確認させていただきます。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 こちらの事業につきましては、この700万ということで、予算の範囲内で執行していきたいと思っております。

以上です。

○古澤議長 ほかございませんか。

9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 1点だけお尋ねをします。

21ページの教育費の中で、不登校生徒の居場所づくり事業費として9万8,000円ほど計上になってはいますが、この内容というのがどういうことなのかちょっと説明をお願いしたいのと、西川町の小中学校、義務教育の中で不登校というのが発生しているのかどうか、いじめも含めてですけれども、そういうのを前聞いたときは、いじめは、表面立ったいじめというのはほとんどないという話がありましたけれども、いじめられれば不登校にもつながっていくというふうに思いますので、そういった不登校状況というのはどうなっているのか

お尋ねをしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

一般的に、現代社会において、学校に行けないお子さんについての要因とか背景は様々で複雑化しておりまして、不登校はどのお子さんにでも起こり得る社会状況にあると現在言われているところではあります。

本町におきましても、学校に行けないですとか、教室と一緒に学習できないお子さんも複数人おります。それらの方については、県とか全国の平均と、その人数を比較しても、決して低い状況ではないということについては問題だということでは捉えているところでございます。

また、学校に行けない児童・生徒の学校復帰に向けた指導、支援を行うための適応教室というものがございますが、寒河江等、近隣市町にはありますけれども、そこに通うことも可能ではございますが、保護者の送迎などの負担も出てくると思っているところでございます。また、高校生におかれましても、学校に行けないようなお子さんがいるというようなことも聞いています。

それらのお子さん方の、子どもの居場所づくりですとか、また保護者、ご家族の方の相談の場所、交流の場所としての子育てに関わる全ての方のセーフティネットとしての機能を持っていく場所をつくっていきたいというふうに考えているところでございます。

現在、教育委員会のほうには、スクールソーシャルワーカーの方を山形県の教育委員会から派遣をさせていただいて、2年間配属していただいているわけですが、その方の専門的知識とネットワークを活用させていただきながら、スクールソーシャルワークコーディネーターを中心にこの事業については進めていきたいと現在考えているところでございます。

そして、その中で、学生のボランティアの方にも相談支援の補助ですとか、またお子さんと学生ボランティアが交流をしたり、またそれらの方々にボランティア活動を行って自己有用感を高められるような活動ができていけないかというようなことを考えているところでございます。

また、学生ボランティアの方にご協力いただきながら学習支援のほうもさせていただくようになっていけば、適応教室のような機能も果たせていけるのではないかと考えているところでございます。

今回補正を上げさせていただいたものにつきましては、報償費につきましては学生ボランティアの方への謝礼です。また、保険料につきましては、学生のボランティアの方の保険料

を見ております。使用料につきましては、あいべの会場使用料を見ているところです。

以上でございます。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） そうしますと、居場所づくりというのは、ある特定の場所をつくって、そこで何だかんだするという事じゃなくて、ボランティアも含めて、不登校になっている方々あるいはそれに近い方々に対して、いろいろなところで、そういうソーシャルワーカーも含めて、ボランティアも含めて活動をやっていくという理解でよろしいんですね、特定でないという。

○古澤議長 答弁は安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 現在考えていることにつきましては、この議会のほうでご可決いただきましたら、早速チラシをまいて周知を図っていきたくと思っておりますけれども、毎週1回、相談室としての開催を行っていきたく思っているところです。いろいろなことで子育てに関して悩んでいらっしゃる方とか、そこに来て交流を図ったり、いろいろ、いて、ちょっと穏やかに過ごせるような場所をつくっていきたくというふうに考えておりますが、相談室につきましては週に1回、事前の予約で行っていきたく思っているところです。

そのほかに、学生のボランティアの方につきましても今後ご協力いただくようお願いをしていきたく思っておりますけれども、その方との交流、イベントもできることならやっていきたくというふうなことも考えているところです。

以上です。

○古澤議長 追加答弁を前田教育長。

○前田教育長 特定の場所で行うのかというふうなご質問でありましたけれども、現在想定しておりますのは、旧川土居小学校のほうの空き教室を活用して、まず夏期間は進めたいと思っております。ただ、冬期間は使うことが不可能になりますので、あいべのほうの一室を特定して借上げをして進めていきたくというふうに考えているところです。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 先ほど菅野議員のほうから質問ありました商工費の中の振興の700万ですね。何か奥歯に物が挟まったみたいなご答弁でよく理解できなかったんですが、要は3,000円のプランをつくってもらって、なるべく料金的に利用しやすいような、そういうプランをつくと。行った人は、三酒、お酒を飲んだときに、2人以上からでも補助が出ますので、来て飲んでお金を使ってくださいという意味だと思いますが、それでよろしいのか。

それと、テークアウトでも、5,000円に対して三酒で何か補助するというのは、どうも、テークアウトはうちに帰って持って行って食べるわけなので、そのあれに対して三酒の補助というのはどういう、お酒をつけてやるのか、そのお金を5,000円なら5,000円から差引くのか、何かよく分からなかったので、ちょっとくどいようすけれども、お聞きします。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 ただいまのご質問であります、流れとしましては、店に行っていて、3,000円の料理を出していただいて、2人であれば2,000円までの地酒、地ビール、地ワインを出していただくと、そこまでは町の負担で2,000円までです。その後は自分で頼んで飲んでいただくというようなことになります。

昨年の三酒のときに、客単価といいますか、これは消費喚起策というふうなことでやりますので、2人で1,000円、3人で3,000円とかというのについても3,000円の三酒が行ったわけでありまして、そういうふうな単価を、幾ら安くても、地酒、地ビールを提供するというふうなことではなくて、ある程度のラインを決めたいと思っております、この3,000円という金額を定めさせていただいたところであります。

テークアウトにつきましては、酒を提供している店であれば、その場所でテークアウトのものとお酒もつけられると思うんですが、そうでない店につきましては、クーポン券、商品券として出していただきますので、それを持って、町内の酒屋さん、卸しをやっているところ、または製造業者というようなところも対象にしていきたいと思っておりますので、例えば地ビールを作っている銘水館、あとはワインであればトラヤワイナリー、あと日本酒であれば設楽酒造店さんのほうということで、そちらのほうでもその商品券で交換できるようにというふうなことにしたいなと思っております。そこで取り替えてもらうということで対応したいと思っております。その交換した商品券は商工観光課に持ってきていただいて、そこで伝票を切ってお支払いするというような流れにしたいと思っております。

以上です。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 聞いていると、お昼、例えば食堂あります。まずそういう人は該当にならないと。今から募集をするんでしょうけれども、まずお酒を出してラーメン食べるわという人はまずいないわけで、ほとんどが夜のお店と。何かあまり回りくどくなくて、もう少し簡単なシステムにしてもらって、何か経費をかけ過ぎで、お金が、例えばそれを利用した人、業者さんにお金が落ちてくるまでにやんばいかかってお金が回ってくるみたいな、何

かすっきりしない、けちをつけるわけじゃないんですけれども、まずはお昼の飲食店ではなくて夜のというふうな理解、答えられないでしょうけれども、そんな感じなんですか。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 お昼のお客様も対応をしたいと、これで酒を提供できるとなれば対応したいと思っております。

やはりあと、一番は、やはり酒の提供は、なかなか酒を飲み歩く、宴会ができないという状況になっておりますので、その夜の店の対応、売上げというのが非常に落ち込んでおります。あるところにつきましては7割減だということで、コロナ前の7割減だというふうなところもありますので、やはりそういうところを支援していくというような策というのが必要ということで、今回こういう対応を取らせていただいております。

やはりコロナが拡大になった場合には、店で飲むということはなかなかまた難しくなると思いますので、そういった場合にはテイクアウトという、ちょっと違うやり方にはなるかもしれませんが、通常の業態とは違うかもしれませんが、そういったところで消費を喚起していきたいということでの制度でございます。よろしくお願いいたします。

○古澤議長 審議の途中でございますが、ここで休憩をいたします。

再開は、11時30分といたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 2点ほどお聞きしたいと思います。

まず1点目は、先ほど来から出ております町内製品の振興事業補助金ですけれども、先ほどのことを聞いておりますと、経済効果、経済を回さなくちゃいけないということで、この補助金をつくったのは分かるんですけれども、今このコロナ危機でもあります。まだまだコロナが収まっているわけじゃないですよ。この案を出したときはもう5波が多分、今のよう状況になっている前だと思うんですけれども、今県でも3人以上の会食、宴会あれば1時間以上は避けてほしいというようなことなんですけれども、先ほどのお話を聞いてみると、

ある意味では宴会を推奨しているような感じも受けるわけです。今の状況を考えますと、ちょっと逆行しているのではないかなというようなことを思います。

それと、先ほど一部の飲食店では7割減だとおっしゃいましたが、飲食店全部に聞き取り調査なされたのかどうか、本当の一部の話しか聞いていなかったのかどうか、その辺がちょっと疑問に思いましたので、それを確認したいというふうに思います。

もう1点目は、19ページになりますけれども、商工費の観光費の中、ごめんなさい、失礼、ちょっと間違えました、別なページだ。失礼しました。

20ページになります。20ページの土木費の都市計画費の中で、看板等設置業務委託というのがありますね。60万3,000円ですけれども、先ほどの説明をお聞きしましたけれども、今、睦合から大井沢までの公園にということでしたけれども、これは都市公園化との関連なのかなというふうにちょっとお聞きしたんですけれども、内容はどのような中身の看板になるのかどうかお聞きしたいというふうに思います。

○古澤議長 1点目、土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 佐藤耕二議員の質問にお答えいたします。

町内産品振興事業補助金についてであります。今のコロナ禍の中で宴会を勧めているのではないかなというようなことではあります。この事業につきましては、その状況というのを、コロナの状況というのもやはり勘案しながら実行していかなければいけないかなと思っております。

ただ、宴会ができない場合ということも当然出てくるかと思いますが、そういった場合は、オードブルの対応、テイクアウトの対応ということで、そちらのほうで消費喚起をできないかなというのがこの今回のものになっております。店で飲めなくても、持ち帰って家で食べていただく、飲んでいただくというようなところで対応できないかなというので考えたところでございます。

2番目に、飲食店全店に聞いたのかというような、状況を聞いたのかというようなところでございますが、商工会を通しまして、4月、5月、6月、商工会の会員の方204事業者ありますけれども、そちらのほうにアンケート調査を出しまして、回答が約7割、70%でございました。

その全体的な状況を見ますと、やはり前年並みという業種、様々な業種入っていますんで、という回答が25%ほどありました。しかし、飲食店、宿泊も含めてですが、3割以上売上げ減少しているという業者さんが45%、5割以上が減少だというのが25%というようなことで

ありました。

さらに、いろいろ支援の手だてを考える上で、その後の状況ということで回らせていただきながら聞き取りさせていただいて、今回はこういう手だてというようなところで、コロナが蔓延して店に来られなくなったらどうするんだというような問いかけもさせていただきながら、そういった場合には、そういうテークアウトというところも考えなくてはいけなくなるかもしれないねというような意見もいただきながら制度設計させていただいたところがございます。よろしく願いいたします。

○古澤議長 2点目は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 佐藤耕二議員の2点目の質問につきましてお答えさせていただきます。

都市公園化された睦合公園、大井沢河川公園、寒河江ダム公園の3か所に案内看板を製作し、設置をいたしたいというふうに考えております。

また、河川を占用しておりますので、睦合公園、大井沢河川公園、寒河江ダム公園、寒河江ダムスポーツ広場のところに河川占用許可の表示板、もう作ってありますけれども、そちらの設置工事ということで計画しているところがございます。

以上であります。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 町内産品の話ですけれども、内容はよく分かりますし、気持ちも十分分かりますし、ぜひ何とか成功させてほしいというような思いがあります。

ただ、聞いておりますと、やはり本当にまだまだ収まらないこのコロナ禍の中で、果たしてどういうふうな効果があるんだろうかなというような気がするわけですよ。

先ほどテークアウトのお話もされましたけれども、一番最初の説明聞いていますと、要するに宴会といいますか、お酒を出すのが主であって、その後どうしてもコロナ禍がひどくなったらテークアウトみたいな感じを受けたんで、その辺がやはり間違った発信をされちゃ困るんじゃないかなというような思いがあります。

これ、今からもまず、コロナ禍が収まらないでこのままずっと継続された場合に、例えばじゃその判断は誰がいつ、どのような基準で行うのかどうか、判断しながらテークアウトに切り替えますということがありましたけれども、どういう判断をされるのか、これは町のほうの誰かでしょうけれども、あるいは商工会とのお話合いでしょうけれども、その辺の判断の基準ですか、それが分かればと思います。

それと、この補助金はじゃいつからやっていくのかどうか、いつからいつ頃まで考えてい

らっしゃるのかお願いしたいと思います。

看板のは分かりました。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 この事業につきまして、実施の判断基準というようなことでありますけれども、この事業について、実施につきましてはやはりそのコロナの蔓延状況によって変わってくることになります。緊急事態宣言地域、まん延防止重点措置地区の状況、あと県のほうで出しております特別集中期間とかというのがありますが、そういったものが出れば、少しその状況を見ながら実施時期を判断することにはなるというふうに考えております。

実施については、当然商工会さんと、あとは飲食店さんなどの当然聴取というようなことで、話し合いを持ちながら決めていくべきかなと思っているところであります。

以上です。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 先ほども言いましたけれども、飲食店街にとっては非常にありがたいことじゃないかなと思います。ただ、本当に一步間違えば違う発信をしてしまうということなんで、その辺は本当に慎重にしていかなくちゃいけないと思いますので、その辺にしまして、町長、何かご見解ありましたらお願いしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 西川町産品に関する支援対策というようなことで今回ご提案申し上げていますが、まず基本的なことについて申し上げますが、これまで国の支援策等々も含めて、そして飲食店に対する助成金等もやってきたわけでありまして、それぞれ町内の企業等を回らせていただいて、その中で、事業所で、その中で直接的な飲食店等についてはある程度の支援策は目に見えてもろもろあるんですが、ただ、なかなか製造業、要するに西川町の特産品と言われております三酒の製造業、醸造所等についてはあまり具体的な支援策が、従業員に対する支援策はあるんですが、そういった意味で西川町の産品をこれからも頑張ってもらいたいというようなことも含めて、その支援策、あとは要するにそのナカヅケの酒屋さんとか、そういった卸業に対する、卸業といいますか、そういったものに対する支援策というのが非常に手が薄いということもあって、西川町の特産品であるお酒類についても町の支援策を、それと併せて商店、飲食店の支援策を併せてできるようなものというので今回提案したわけでありまして、その辺もご理解をお願いしたいと思っておりますが、ただ、今後の、いつから、期間等につきましては、今後それぞれ1から5までランクづけがされておりますので、県のラン

クづけもありますんで、それらを踏まえながらやっていきたいと思っておりますんで、その辺は商工会でもお話ししながらと思っておりますんで、よろしく申し上げます。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 7款商工費の2目の商工振興費の、今、町内産品のほうは話ありましたけれども、上のほうの小規模事業者持続化事業補助金、それから持続化給付金の具体的な対象者、そして給付金は幾らなのかを教えてください。

あともう一点です。10款教育費の2目の事務局費で、さっきから不登校のことが出ていますけれども、今、寒河江市のほうでは、中央公民館ですかね、あそこに、誰でも、そういう学校に行かない、行けない子どもたち、来ていいですよということで、退職した先生が毎日あそこで来ていいですよということでやっています。

先ほど話ありましたけれども、教育長の話によりますと、かわどい亭にそういう居場所を、小中高のそういう不登校の方、生徒にいつでも来ていいよということで居場所をつくるのかということが一つ。

それから、先ほど課長のほうから、1週間に一遍、そういう教育相談をあいべでやるということもありますよという、そういう2つの流れでいいんでしょうか。

○古澤議長 1点目は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 佐藤光康議員のご質問にお答えいたします。

最初に、小規模事業者持続化事業補助金200万円の事業の内容についてご説明いたします。

これにつきましては、商工会で取りましたアンケート調査、先ほど4、5、6月分と、あと、その後、回りましたのことで対策を考えたものでございます。

今、商店街で一番困っていることというようなことでは、取引先の卸先からとか、関連業者からの注文が減少している、顧客もなかなか戻ってこないというふうなことで、お伺いしますと、やはり一回離れてしまうと戻ってくるというのは考えられないというぐらいの気持ちを持っていらっしゃる業者さん、おります。ですので、そういったところで、その販売促進に係る支援というのをさせていただけないかという話をいただいております。

その中で、町内の業者が実施する販売促進、例えばダイレクトメールを発行するとか、あと広告を掲載するとかという、そういった広告の費用、それもやはりこのコロナの中で収入減の中でなかなか出しにくいというようなご意見もいただいているので、そういったところの支援をするためのものであります。

補助になりますので、対象経費の3分の2の補助率、上限は10万円ということにさせてい

ただきたいと思っております。ですので、200万ですので、20業者分の上限で見れば予算ということになります。

それから、2番目の持続化給付金についてであります。

この持続化給付金につきましては、事業を継続してもらうということでの応援の給付金というふうなことで考えております。

支援金関係につきましては、今、国の月次支援金というのが執行されておりますけれども、こちらにつきましては4月から9月まで、その月ごとに、昨年、一昨年度、コロナ前と月ごとの収入を比較して、50%以上減額であれば、法人は20万、個人は10万というふうなことで給付金が出るというものであります。そちらの給付金があります。

あと、県のほうでも、1回であります。その月ごと、4月、5月、6月分の売上げで一月でも50%以下のダウンというふうなことであれば、給付金、法人20万、個人10万というように給付金があります。

町のほうとしましては、事業を継続するためというようなことで、やはり今、商店のほう回らせていただくと、事業所のほう回らせていただきますと、なかなか資金繰りも厳しい、まあ何とかしているんですが、なかなか厳しい状態、非常に厳しいというような方が先ほどの調査の中でも4割ほど占めております。融資制度もあるんですが、無利子というふうなことでも、今まで借りているので、来年の返済を考えると、なかなかこれからも借金というものもできないというようなご意見もいただいております。

その中で、町のほうの対応としましては、先ほどの国、県合わせまして、事業を継続するための町独自の給付金というようなことで、業種を問わず、4月から8月までの売上げで、令和元年、令和2年の同じ月と比較しまして50%以上の減少、さらに正職員の従業員が10名以上の事業者の方であれば、1事業者当たり、月の50%減額分につきましては100万円、もう一つ、従業員、やはり大きいところは従業員を抱えているということで、その費用も随分重くなっているということがあります。ですので、従業員1人につき応援金としまして10万円、ただし上限は100万円ということで、その3か月間、50%以上下がっているという場合で正職員が10名の場合は合計200万円までの上限での給付金を出したいと思っております。

さらに、先ほど言いました国、県の給付金に該当しない、ぎりぎり49%の減額だというふうな場合だと該当しなくなりますので、そういったところを救うということも必要になってきますので、そういった方を救うために、先ほど申しました4月から8月までの各月で1か月でも30%から49%の減額だとなった場合には、1事業所当たり上限10万円ということで、

1回のみでの給付になりますが、対応していきたいと思っております。というような制度になっております。

ですので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○古澤議長 2点目は安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 佐藤光康議員の質問にお答えをさせていただきます。

現在考えていることについてですけれども、相談につきましては、早速準備を整えて、周知を図って相談会はやっていきたくて考えております。施設につきましては、旧川土居小学校の歴史文化資料館の空き教室と、あと冬期間はあいべで行っていきたくてというふうを考えております。

また、それと併せまして、スクールソーシャルワークコーディネーターと、あと学生ボランティアの方での、今後、そういうお子さんと一緒にボランティア活動をどんなことをしていくとか、また長期休みのときにイベントなども企画して交流したいというようなことを進めていきたくて考えております。そういう中に、学校に行けないようなお子さんも一緒に入れて活動を行いたいというような企画運営のほうを今年度中には進めていきたくてというふうを考えております。そういう企画運営の相談場所というのが町の歴史文化資料館の空き教室とあいべも想定しているところです。

学校に行けないお子さんがどの程度、学校に行けるようになることが基本ですので、どのようなお悩みでいるかということも、まだ始まっていないので、その状況もいろいろ見ながら進めていきたくてというふうに思っているところで、まずは相談会と、あとボランティア活動と長期休みのイベントへの参加のようなものを今年度は進めていきたくてと考えているところです。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 学校に行けるようになることが基本だということですがけれども、私、高校の教員していましたけれども、ある中学校で、2年間全く学校に行けなかった、行かなかった、行けなかったんですね。ところが、うちの学校に来まして、卒業して山形大学に進学しました。

ですから、本人はなぜ行けないのかと自分を責めながら、親の期待に応えられないということですがごい苦しみましたがけれども、大学に行くのがすばらしいとも思いませんけれども、そういうふうなこともあるということで、行けることが基本だと言われると、そういう子ど

もたちにはもうますますプレッシャーがかかって、なかなか、自分はまずいんじゃないかと、行けない子どもなんだということで自分を責めていくわけですね。そういうふうな見方も、やはり不登校の理解ということで、ぜひ一人一人にいろいろな可能性があるということできっかりと見ていただきたいということです。

先ほどの話お聞きしますと、結局、居場所づくりじゃなくて、ただボランティアをさせたいとかということになっているようですけれども、やはり寒河江のように、やはりきちっとそういう場所がありまして、学校に行けない子どもは自由にここに来ていいよということで、そういう場所でいつもある方が待っているという状況があるわけです。そういうこともやはり考える、ぜひ検討していただきたいと思います。

特に今、子どもたちは学力テストで、競争、競争ですから本当に大変なんです。やはりコロナで行事もないという、そういう状況もあります。ですから、ぜひそういうことを考えていただいて、ぜひ子どもたちへのサポートをぜひお願いしたいということで、終わります。

○古澤議長 答弁、コメント要りますか。

答弁は前田教育長。

○前田教育長 今、佐藤光康委員から大変大切な点、お話あったかと思えます。

実は、この今回の取組の基本は、基本的に学校復帰、さっきちょっと課長、学校に帰ることが基本だというふうに言いましたけれども、もちろん学校に復帰できればそれにこしたことはないのですが、実はそうでない、学校だけが全てでないという考え方で子どもの居場所をきちんと確保していく、あるいは子どもが人とつながれる場所を確保してひきこもらせないということを大事にしたいと思って展開していこうとしている事業です。

ですから、その意味では、子どもだけでなく、そういった子どもさんを抱える親御さんのネットワークということもこういった中で進めていければと思っておりますし、そういうようなところで親御さんの力などもこれから発揮していただきながら、そういうふうな空間、あるいは人と人のネットワークというものが通うまちづくりをしていければなと思って立ち上げている取組でございます。

今のご指摘というのは非常に大切に、学校に行かなければならないというふうな定義の下で事を進めていこうとすると非常に苦しむ子どもたちがいると、そういう実態も捉えておりますので、そういう意図の取組だということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） ぜひ、子どもたちがいつでも行ける居場所、つながれる場所、外に行ける場所、学校の中で行けないでしょうから、そういう居場所をぜひつくっていただきたいをお願いします。

○古澤議長 ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第46号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

議第47号 令和3年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

眞壁建設水道課長。

〔建設水道課長 眞壁正弘君 登壇〕

○眞壁建設水道課長 議第47号 令和3年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

につきまして、補足説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を補正するものであります。

歳入からご説明いたします。

4ページをお開きください。

3款2項1目一般会計繰入金411万円を減額し、7款1項1目公共下水道事業国庫補助金に411万円を追加するものであります。みどり団地第2期造成事業につきまして、過疎地域

持続的発展支援交付金を申請しておりましたが、交付決定に伴い、繰入金を減額し国庫支出金を追加するものであります。

歳出につきましても、3款2項1目管渠建設費411万円の財源を一般財源から国支出金へ財源振替を行うものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第47号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第48号 令和3年度西川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

眞壁建設水道課長。

〔建設水道課長 眞壁正弘君 登壇〕

○眞壁建設水道課長 議第48号 令和3年度西川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ249万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,691万4,000円といたすものであります。

歳出からご説明いたします。

4ページをお開きください。

3款2項1目集落排水施設管理費249万7,000円を追加するものであります。水沢農業集落排水施設にあります流入流量計が経年劣化により故障したため、更新工事を行うものであります。

歳入につきましては、3款2項1目一般会計繰入金249万7,000円を追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第48号 本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第49号 令和3年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

飯野健康福祉課長。

〔健康福祉課長 飯野 勇君 登壇〕

○飯野健康福祉課長 議第49号 令和3年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算案をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,682万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,165万4,000円とするものであります。

4ページをご覧ください。

歳出から申し上げます。

第5款第1項第3目償還金は、令和2年度決算による実績報告に伴う国及び社会保険診療報酬支払基金への返還金1,682万円の追加であります。

歳入につきましては、過年度分の返還金に係る介護給付費地域支援事業等の負担区分により、それぞれ一般会計繰入金により対応するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第49号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第50号 令和3年度西川町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

眞壁建設水道課長。

〔建設水道課長 眞壁正弘君 登壇〕

○眞壁建設水道課長 議第50号 令和3年度西川町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げます。

予算第4条の資本的収入及び支出につきまして、既決の収入予定額1億461万7,000円に539万4,000円を追加し、1億1,001万1,000円といたすものであります。

収入につきましてご説明いたします。

2ページをお開きください。

1款5項1目国庫補助金539万4,000円を追加するものであります。みどり団地第2期造成事業につきまして、過疎地域持続的発展支援交付金を申請しておりましたが、交付決定に伴い、国庫補助金を追加するものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,135万8,000円を6,596万4,000円に、当年度分損益勘定留保資金6,064万6,000円を5,525万2,000円に改めるものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第50号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎決算特別委員会審査報告書の提出

○古澤議長 日程第3、決算特別委員会審査報告書の提出を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、菅野邦比克議員。

[決算特別委員長 菅野邦比克議員 登壇]

○決算特別委員長（菅野邦比克議員） 決算特別委員会に付託されました認定第1号 令和2年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号 令和2年度西川町水道事業会計決算の認定については、お手元にお配りしてある審査報告書のとおりであります、朗読して委員長報告に代えさせていただきます。

決算特別委員会審査報告書。

本委員会は、付託された令和2年度西川町一般会計・特別会計・企業会計歳入歳出決算認定について審査した結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第75条の規定により報告します。

1、付託案件

認定第1号 令和2年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

ア 事業勘定

イ 施設勘定（大井沢歯科診療所会計）

認定第3号 令和2年度西川町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和2年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和2年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和2年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和2年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第8号 令和2年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第9号 令和2年度西川町病院事業会計決算の認定について

認定第10号 令和2年度西川町水道事業会計決算の認定について

2、委員長及び副委員長の互選

互選の結果、次のとおり決定した。

委員長、菅野邦比克、副委員長、佐藤光康。

3、審査期間

令和3年9月6日 全体審査（特別会計、企業会計担当課長説明、審査）

令和3年9月10日 全体審査（一般会計担当課長説明、審査）

令和3年9月13日 全体審査（一般会計担当課長説明、審査）

令和3年9月14日 全体審査（一般会計担当課長説明、審査）

令和3年9月15日 全体審査（10会計決算の審査・採決）

4、審査の方法

一般会計款項目並びに特別会計及び企業会計部門ごとに、全体で内容を審査した。

5、審査の結果

認定第1号 令和2年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）

認定第2号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

ア 事業勘定

イ 施設勘定（大井沢歯科診療所会計）（全員賛成）

認定第3号 令和2年度西川町公共下水道事業会計特別歳入歳出決算の認定について（全員賛成）

認定第4号 令和2年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）

認定第5号 令和2年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）

認定第6号 令和2年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）

認定第7号 令和2年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）

認定第8号 令和2年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）

認定第9号 令和2年度西川町病院事業会計決算の認定について（全員賛成）

認定第10号 令和2年度西川町水道事業会計決算の認定について（全員賛成）

以上、10会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定された。

以上のとおり報告申し上げます。

◎決算認定案件の審議・採決

○古澤議長 日程第4、決算認定案件の審議・採決を行います。

審議・採決は会計ごとに行います。

なお、質疑については決算特別委員会で十分なる審議が尽くされておりますので、質疑を省略し、討論のみ行います。

認定第1号 令和2年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について、審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、認定第1号 令和2年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第2号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、認定第2号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第3号 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、認定第3号 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第4号 令和2年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、認定第4号 令和2年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第5号 令和2年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、認定第5号 令和2年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第6号 令和2年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、認定第6号 令和2年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第7号 令和2年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、認定第7号 令和2年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第8号 令和2年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、認定第8号 令和2年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第9号 令和2年度西川町病院事業会計決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、認定第9号 令和2年度西川町病院事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第10号 令和2年度西川町水道事業会計決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、認定第10号 令和2年度西川町水道事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

以上で、令和2年度西川町一般会計・特別会計・企業会計の全会計決算が認定されました。

◎報告第7号

○古澤議長 日程第5、報告第7号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、報告を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

○佐藤総務課長 報告第7号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましてご報告を申し上げます。

この基準につきましては、自治体の財政破綻を未然に防ぐための地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき作成し、同法第3条第1項の規定に基づき、監査委員の審査を受け、議会に報告をいたすものであります。

お手元の報告書をご覧いただきたいと存じます。

令和2年度決算における一般会計及び特別会計・企業会計ともに赤字はありませんでした。

実質公債費比率につきましては、自治体の収入に対する起債と負債返済の3か年平均の割合を表すもので、前年度より1.0ポイント高い10.6%となっております。

なお、早期健全化基準は25%で、基準以下となっております。

将来負担比率につきましては、自治体が将来負担すべき実質的な債務割合を表すもので、発生しておりません。

なお、早期健全化基準は350%で、基準以下となっております。

また、公営企業会計ごとの資金不足はありませんでした。

以上のとおり、本町の財政は早期健全化基準以下であることをご報告申し上げます。

また、この内容につきましては、法律の第3条第1項の規定に基づき、町のホームページ並びに10月発行の町広報誌で公表する予定といたしております。

以上であります。

◎報告第8号

○古澤議長 日程第6、報告第8号 令和2年度西川町教育委員会事務事業点検・評価の報告についてを議題とし、報告を求めます。

前田教育長。

〔教育長 前田雅孝君 登壇〕

○前田教育長 報告第8号 令和2年度西川町教育委員会事務事業点検・評価について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の1項の規定により、ご報告申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。

過日行われました全員協議会で担当課長よりご説明申し上げましたとおり、令和2年度西川町教育委員会は、伊藤功教育長、9月末まで教育委員をお務めいただいた奥山秀征氏、近松和朗氏、大泉奈緒子氏、松田光子氏と、10月より新たに委員をお務めいただいている阿部仁氏の下、学校教育課、生涯学習課の事務局体制で事務事業の執行管理に当たってまいりました。

教育委員会では、おおむね月1回の定例会を開催し、条例、規則に基づき教育委員会に付託された各種委員の任命等の所掌事務や、学校教育・社会教育の施策などについて審議・決定するとともに、殊に令和2年度は、第6次西川町総合計画に基づく取組の成果と課題を明確にしながら、事務局の基本案に加え、町民に委嘱した策定委員の提言も受け、令和3年度以降の後期西川町教育振興基本計画の策定にも取り組みました。

例年行っております小学校訪問や各種研修会への委員の参加については、新型コロナウイルス感染防止の観点から実施できませんでしたが、学校の現状や今日的教育課題等につきましては、折に触れ伊藤教育長より委員会に報告し、協議をいただきました。

令和2年度における本事務事業点検・評価については、町民視点に基づく客観性を確保するため、西川町社会教育委員の荒木良弘氏、元小学校教諭、荒木美知子氏、西川小学校PTA副会長、尾形順一氏に新たに評価委員を委嘱申し上げ、所管事業の中から、資料8ページにございます8事業に焦点を絞り、事務局が作成した点検・評価調書により率直なご意見と提言を賜りました。

結果、8事業については、町第6次総合計画に基づいて執行されているとの判断をいただき、今後については、5事業について継続、2事業について拡充、1事業について縮小という方向づけをいたしました。

評価委員からの総括的な意見としては、町民の実態把握に基づいた事業展開や、全体を見通しながら教育委員会として特に注力すべき事業を明確にした取組に配慮すべきである等の提言を賜りましたので、本評価・点検の取組も含め、町民の皆様にとって一層実効性のあるものとなるよう配慮して進めてまいり所存です。

最後になりますが、本報告については、今後、町のホームページへの登載、交流センターあいべに展示し、公表してまいります。

以上、報告とさせていただきます。

◎請願の審査報告

○古澤議長 日程第7、請願の審査報告を議題とします。

請願第3号 米の需給調整に関する請願について、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、菅野邦比克議員。

〔産業建設常任委員長 菅野邦比克議員 登壇〕

○産業建設常任委員長（菅野邦比克議員） 産業建設常任委員会の請願審査報告。

産業建設常任委員会に付託されました請願について、審査報告を申し上げます。

お手元にお配りしてある請願審査報告書のとおりですが、朗読して委員長報告に代えさせていただきます。

1 件名

請願第3号 米の需給調整に関する請願

2 付託年月日

令和3年9月6日

3 審査の結果

願意は適当と認め「採択」

4 委員会の意見

本委員会において慎重に審査した結果、全員賛成をもって上記のとおり処理することを適当と認める旨、決しました。

以上のとおり報告申し上げましたが、十分ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 ただいまの委員長報告に対し、質疑、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

本請願に対する委員長報告は採択です。

請願第3号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、請願第3号は採択とすることに決定しました。

◎議員派遣について

○古澤議長 日程第8、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しております議員派遣計画に基づき、派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については原案のとおり決定しました。

◎閉会中の継続調査申出

○古澤議長 日程第9、閉会中の継続調査申出を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によりお手元に配付しております閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程の追加

○古澤議長 ただいま3番、佐藤光康議員から、発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書、4番、菅野邦比克議員より、発議第4号 豪雪地帯対策特別措置法改正に関する意見書、発議第5号 米の需給調整に関する意見書がそれ

ぞれ提出されました。

ここで、議案書を配付します。

〔議案書配付〕

○古澤議長 これを議事日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、これを議事日程に追加し、追加日程第10、発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書、追加日程第11、発議第4号 豪雪地帯対策特別措置法改正に関する意見書、追加日程第12、発議第5号 米の需給調整に関する意見書とします。

◎意見書の提出について

○古澤議長 追加日程第10、発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

○古澤議長 提出者の説明を求めます。

3番、佐藤光康議員。

〔3番 佐藤光康議員 登壇〕

○3番（佐藤光康議員） コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書ではありますが、ただいま議事係長が朗読したとおりであります。

提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣であります。

内容を十分ご審議され、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

発議第3号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第11、発議第4号 豪雪地帯対策特別措置法改正に関する意見書を議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

○古澤議長 提出者の説明を求めます。

4番、菅野邦比克議員。

〔4番 菅野邦比克議員 登壇〕

○4番（菅野邦比克議員） 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書ではありますが、ただいま議事係長が朗読したとおりであります。

提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣であります。

内容を十分審議され、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

発議第4号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第12、発議第5号 米の需給調整に関する意見書を議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

○古澤議長 提出者の説明を求めます。

4番、菅野邦比克議員。

〔4番 菅野邦比克議員 登壇〕

○4番（菅野邦比克議員） 米の需給調整に関する意見書ではありますが、ただいま議事係長が

朗読したとおりであります。

提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣であります。

内容を十分審議され、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

発議第5号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議・閉会の宣告

○古澤議長 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了しました。

会議を閉じ、令和3年西川町議会第3回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和3年第3回西川町議会定例会

議事日程(第2号)

令和3年9月7日(火)午前9時30分開議

日程第1 一般質問